



栃木県公報

令和5(2023)年
3月31日(金)
号外
第25号

目次

監査委員

○包括外部監査の結果に関する報告の公表..... 1

監査委員

栃木県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、江原照雄包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和5（2023）年3月31日

栃木県監査委員	森	澤	隆
同	鎌	形	俊之
同	三	森	文徳
同	琴	寄	昌男

令和4(2022)年度

包括外部監査報告書

教育の振興に係る事務の執行及び事業の管理について

栃木県包括外部監査人

江原 照雄

目次

内容

I 監査の概要	1
第1章 監査の種類	1
第2章 選定した特定の事件（テーマ）	1
第3章 監査の対象期間	1
第4章 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
第5章 監査の対象	1
第6章 実施した監査の方法	1
第1節 監査要点	1
第2節 監査手続	2
第7章 外部監査人及び補助者	2
第8章 監査の実施期間	2
第9章 監査の結果	2
第10章 利害関係	2
II 監査対象の概要	3
第1章 教育委員会の組織	3
第2章 教育予算の状況	6
第3章 県内学校の状況	7
III 監査の結果	10
第1章 栃木県教育振興基本計画 2025	10
第1節 「栃木県教育振興基本計画 2025」の性格	10
第2節 「栃木県教育振興基本計画 2025」の内容	10
第3節 栃木県教育振興基本計画 2025 の推進	12
第2章 学びの場における安全を確保する	19
第1節 学校安全の徹底・充実 基本施策 1	19
第3章 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす	31
第1節 人権尊重の精神を育む教育の充実 基本施策 2	31
第2節 特別支援教育の充実 基本施策 3	34
第3節 多文化共生に向けた教育の推進 基本施策 4	43
第4章 未来を切り拓く力の基礎を育む	50
第1節 確かな学びを育む教育の充実 基本施策 5	50
第2節 豊かな心を育む教育の充実 基本施策 6	64
第3節 健やかな体を育む教育の充実 施策 7	70
第5章 自分の未来を創る力を育む	79
第1節 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実 基本施策 8	79
第2節 社会に参画する力を育む教育の充実 基本施策 9	109
第3節 キャリア教育・職業教育の充実 基本施策 10	112
第6章 豊かな学びを通して夢や志を育む	116
第1節 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実 基本施策 11	116
第2節 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実 基本施策 12	125
第3節 県民一人一人の生涯学習への支援 基本施策 13	129

第4節	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進 基本施策 14	140
第7章	教育の基盤を整える.....	149
第1節	学校教育の情報化の推進 基本施策 15.....	149
第2節	教育の資質・能力の向上 基本施策 16.....	153
第3節	学校運営体制の充実 基本施策 17.....	179
第4節	家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 基本施策 18	212
第5節	魅力ある県立高校づくりの推進 基本施策 19.....	213
第6節	学校施設・設備の整備 基本施策 20.....	224
第8章	その他の事業.....	237

I 監査の概要

第1章 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

第2章 選定した特定の事件（テーマ）

教育の振興に係る事務の執行及び事業の管理について

第3章 監査の対象期間

原則として令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）としたが、必要に応じて令和2年度以前及び令和4年度も対象とした。

第4章 特定の事件（テーマ）を選定した理由

教育を取り巻く環境は、少子高齢化、情報通信技術の進展、新型コロナウイルス感染症への対応などにより大きく変化するとともに、教職員の長時間勤務、不登校児童生徒やいじめなど社会的に関心の高い課題が多数存在している。

県政の基本指針である「とちぎ未来創造プラン」では、目指すべきとちぎの将来像を「人が育ち、地域が活きる、未来に誇れる元気な“とちぎ”」と掲げ、すべての活動の原動力である「人」に対する人材育成戦略を重点的に取り組むべき戦略の第1の柱に位置付けている。

栃木県教育委員会でも、「栃木県教育振興基本計画2025」を策定して、「学びの場における安全を確保する」、「一人一人を大切に可能性を伸ばす」、「未来を切り拓く力の基礎を育む」、「自分の未来を創る力を育む」、「豊かな学びを通して夢や志を育む」、「教育の基盤を整える」の6つの基本目標を設定し様々な施策を進めている。

県民の関心が高い教育に係る事務について、合規的かつ経済性・効率性・有効性を追求して執行されているかについて監査を実施することは、有用であると判断し令和4年度の栃木県の包括外部監査のテーマとして選定した。

第5章 監査の対象

栃木県教育委員会

第6章 実施した監査の方法

第1節 監査要点

包括外部監査の根拠法規である地方自治法第252条の37第2項によると、包括外部監査人は、監査に当たって監査対象団体の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」が、第2条第14項（住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）に則ってなされているかどうかを意を用いなければならないとされる。この規定を受けて包括外部監査における監査要点としては、次の2つにまとめることができる。

- ・ 財務事務執行の合規性
- ・ 行政の管理視点（住民福祉の増進等上記第2条第14項及び第15項）に基づいて、行政の経営管理制度である予算統制制度及びPDCA循環サイクルが整備運用されているか否か

第2節 監査手続

- ・関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認し、関係書類・帳票類の閲覧、突合、関係者への質問等を実施した。
- ・その他包括外部監査人が準拠性監査を実施するため及び監査要点を検証する上で必要と認めた監査手続を実施した。

第7章 外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	江	原	照	雄
補 助 者	公認会計士	鈴	木	公	泉
	公認会計士	針	谷	和	弘
	公認会計士	坂	田	智	幸
	公認会計士	最	首	克	也
	公認会計士	岸		大	路

第8章 監査の実施期間

令和4年6月21日から令和4年11月22日まで監査を実施し、令和5年3月14日に最終的な意見をまとめたものである。

第9章 監査の結果

この監査報告書では、地方自治法第252条の37第2項に基づき、監査の結果を以下のよう
に2つに区分している。また、監査の結果特に問題となる事項がなかった場合は、その旨
を記載している。

●指摘事項

- ・予算執行に関する合規制違反の事実
- ・事業の「有効性」、「効率性」等の観点から予算統制が著しく不適切であること

●意見

- ・事業の「有効性」、「効率性」等に対する判断
- ・指摘事項に対する改善提案
- ・事業の管理に対する改善提案

第10章 利害関係

監査の対象とした事件につき、私は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II 監査対象の概要

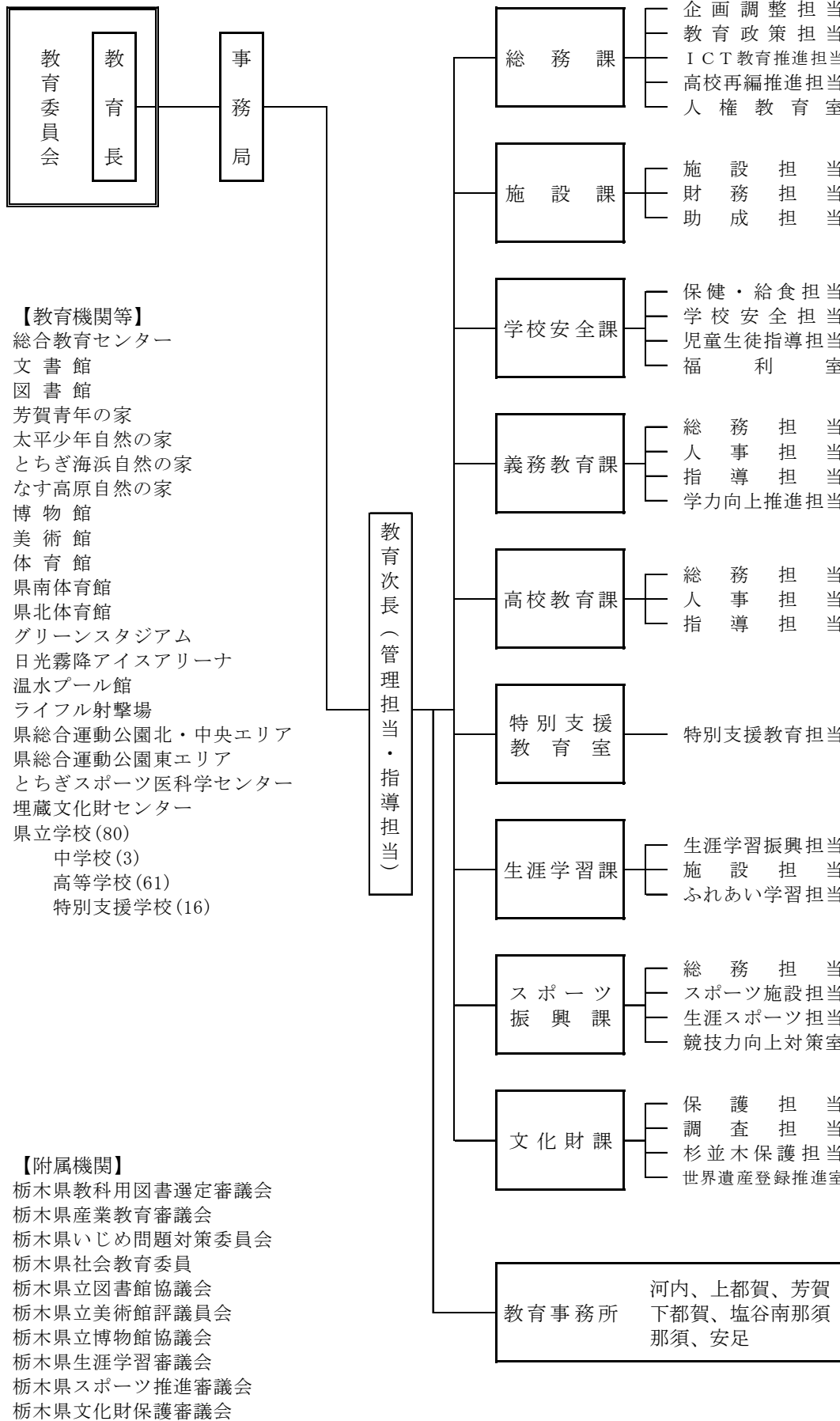
第1章 教育委員会の組織

教育委員会は、教育長及び4人の委員から構成される合議制の執行機関である。教育委員会の職務権限に属する事務は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条では、以下のように規定される。

- ・学校及びその他の教育機関の設置、管理、廃止及びそれらの財産の管理
- ・教育委員会、学校及びその他の教育機関の職員の任免その他の人事
- ・生徒の就学、入学、転学、退学
- ・学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導
- ・教科書その他の教材の取扱い
- ・校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備
- ・校長、教員その他教育関係職員の研修
- ・校長、教員その他の教育関係職員、児童、生徒、幼児の保健、安全、厚生、福利
- ・学校及びその他の教育機関の環境衛生
- ・学校給食
- ・青少年、女性、家庭教育その他の社会教育
- ・体育、スポーツ
- ・文化財保護
- ・ユネスコ活動
- ・教育に関する法人
- ・教育に関する調査、統計
- ・所属事務に関する広報、相談
- ・その他の教育に関する事務

教育委員会事務局の組織は、本庁及び7つの教育事務所から構成されている。教育委員会事務局の機構と所管する事務は次のようになっている。

□ 県教育委員会の機構（令和3（2021）年4月1日現在）



- 予算決算の総括、事務局等の組織・定数・人事・服務・給与、広報広聴総括
- 教育政策の総合企画及び総合調整、教育委員会、市町教委指導・助言
- 学校教育の情報化の推進
- 県立高校の再編整備の推進
- 人権教育に関する事務、事業の総合企画及び総合調整

- 県立学校の施設整備、財産管理
- 県立学校運営費・設備整備費等の予算執行
- 市町立学校の施設整備に係る指導・助言

- 保健・給食関係職員の指導・助言、保健・給食の施設・設備、学校給食管理運営の指導・助言
- 学校における安全教育、安全管理及び危機管理の指導・助言、(独)日本スポーツ振興センター
- 児童・生徒指導の指針、児童・生徒指導に係る緊急課題の対応
- 福利厚生企画及び実施、公立学校共済組合

- 教科書事務、教職員免許
- 市町立学校教職員人事・服務
- 小中学校教育の指導・助言、教育課程、児童・生徒指導
- 児童生徒の学力向上の推進

- 県立学校の授業料・就学支援金事務
- 県立学校職員人事・服務
- 高等学校教育の指導・助言、教育課程、生徒指導、入学者選考・選抜

- 特別支援教育の総合企画及び総合調整、教育課程、学習指導、教育支援

- 生涯学習の振興に係る企画及び調整
- 社会教育施設の運営
- ふれあい学習の推進、社会教育・家庭教育の振興

- スポーツの振興に係る企画及び調整
- スポーツ施設の管理、整備
- 県民総スポーツの推進、生涯スポーツ指導・助言及び指導者養成
- 国体に向けた競技力の向上

- 文化財の指定・保護・助成、銃砲刀剣類登録
- 埋蔵文化財の保護調整・発掘調査・指導助言
- 日光杉並木街道の保護
- 世界遺産の登録の推進

第2章 教育予算の状況

令和3年度の教育予算（当初）の概要は以下のようになっている。

（単位：千円）

項	予算額	財源内訳				備考
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	地方債	その他		
教育総務費	11,417,254	4,776,009	—	95,667	6,545,578	
小学校費	63,648,469	14,581,964	2,000,000	4,758	47,061,747	
中学校費	38,031,670	8,773,551	—	2,421	29,255,698	
高等学校費	37,163,168	51,327	3,778,000	5,307,366	28,026,475	
特別支援学校費	15,127,791	2,241,393	286,000	59,104	12,541,294	
社会教育費	1,445,456	43,764	—	545,309	856,383	
保健体育費	5,752,593	27,740	1,327,000	839,653	3,558,200	
小計	172,586,401	30,495,748	7,391,000	6,854,278	127,845,375	（注1）
教育総務費	14,528,021	6,865,299	—	3,554	7,659,168	（注2）
合計	187,114,422	37,361,047	7,391,000	6,857,832	135,504,543	
県予算総額	1,015,400,000	120,367,582	63,800,000	271,895,418	559,337,000	

（注1）教育委員会所管

（注2）私学振興費 14,499,580

（文書学事課所管） 11,740,868

（こども政策課所管） 2,758,712

育英費 28,441

（文書学事課所管） 28,441

令和3年度の教育予算は1,871億円で、県の予算総額に対する教育予算の比率は18.4%となっている。

教育費決算額及び県歳出額に対する教育費の割合は以下のとおりである。

教育費決算額の推移（一般会計）

区分	県歳出決算額	教育費決算額	教育費の割合
昭和50(1975)年度	207,319,088千円	67,812,787千円	32.7
55(1980)	385,953,693	112,076,366	29.0
60(1985)	453,210,097	139,534,197	30.8
平成2(1990)年度	619,399,946	173,452,888	28.0
7(1995)	780,576,336	194,947,085	25.0
12(2000)	873,969,593	192,517,304	22.0
17(2005)	808,070,185	185,825,877	23.0
22(2010)	790,738,239	186,785,000	23.5
27(2015)	789,183,900	180,267,423	22.8
28(2016)	785,673,582	177,976,950	22.7
29(2017)	774,639,380	176,440,904	22.8
30(2018)	772,603,502	176,527,492	22.8
31(2019)	774,795,689	178,903,998	23.1
令和2(2020)年度	837,370,000	187,844,581	22.4
3(2021)	1,015,400,000	187,114,422	18.4

(注) 教育費には、私学振興費、育英費を含む。
令和2(2020)・令和3(2021)年度は当初予算額である。

教育費は、平成27年以降1,800億円前後推移しており、県の歳出額に対する教育費の割合は22%～23%となっていた。令和3年度はコロナ対応等のため県の歳出額が増加したため、教育費の県歳出額に対する比率が低下したと見られる。

第3章 県内学校の状況

県内の学校種別の学校数、園児・児童数・生徒数、教員数は以下のようになっている。

学校数、学級数、園児・児童数・生徒数、教員数
(学校基本調査 令和2(2020)年5月1日現在)

学 校 種 別		学校数 (校)※1	学級数 (級)	園児・児童・生徒数(人)			教員数(本務者:人)				
				計	男	女	計	男	女		
幼稚園 ※2	計	82	556	11,134	5,779	5,355	1,126	72	1,054		
	国	1	5	154	79	75	6	1	5		
	公	1	3	59	30	29	10	—	10		
	私	80	548	10,921	5,670	5,251	1,110	71	1,039		
認定こども園 幼保連携型	計	115	775	19,776	10,111	9,665	2,930	129	2,801		
	国	—	—	—	—	—	—	—	—		
	公	4	19	435	226	209	76	5	71		
	私	111	756	19,341	9,885	9,456	2,854	124	2,730		
小学校	計	349(1)	4,449	96,704	49,614	47,090	6,930	2,444	4,486		
	国	1	18	610	303	307	25	16	9		
	公	347(1)	4,413	95,698	49,115	46,583	6,876	2,414	4,462		
	私	1	18	396	196	200	29	14	15		
中学校	計	161(2)	2,021	51,558	26,501	25,057	4,095	2,216	1,879		
	国	1	12	432	216	216	23	15	8		
	公	153(2) ※3	1,962	49,820	25,672	24,148	3,975	2,146	1,829		
	私	7	47	1,306	613	693	97	55	42		
義務教育 学校	計	3	54	1,149	595	554	101	39	62		
	公	3	54	1,149	595	554	101	39	62		
高等 等 校	計 ※4		75	…	50,745	26,051	24,694	3,584	2,357	1,227	
	全日制	公	61	全 53 定 2 (併 6)	901	34,692	17,226	17,466	2,561	1,627	934
					63	1,010	599	411	155	115	40
	全日制	私	14	…	15,043	8,226	6,817	868	615	253	
	通信制	公	併 2	…	980	518	462	28	18	10	
		私	1	…	1,342	842	500	87	57	30	
中等教育 学校 ※5	計	1	6	420	196	224	33	23	10		
	私	1	6	420	196	224	33	23	10		
特別 支 援 学 校	計		16(1)	585	2,544	1,683	861	1,365	441	924	
	幼稚部	公	国 1 公 15(1)	5	14	9	5	国 28 公 1,337	14	14	
		国		3	18	11	7				
	小学部	公		235	886	584	302				
		国		3	16	10	6				
	中学部	公		138	508	343	165				
		国		3	25	17	8				
高等部	公	198		1,077	709	368					

- ※1 「学校数」欄の（）内は分校数で外数。
- ※2 幼稚園の「学級数」は、在園児のいない学級も含む。
- ※3 中学校の公立は、県立中学校3校を含む。
- ※4 高等学校の計には、通信制は含まない。
- ※5 中等教育学校の学級数は、前期課程のみである。

在学者一人当たりの学校教育費の状況は以下のようになっている。

□ 在学者一人当たりの学校教育費 (地方教育費調査)

年 度	幼稚園		小学校		中学校		義務教育学校		特別支援学校		全日制高等学校	
	教育費総額 (千円)	1人当たりの 教育費(円)	教育費総額 (千円)	1人当たりの 教育費(円)	教育費総額 (千円)	1人当たりの 教育費(円)	教育費総額 (千円)	1人当たりの 教育費(円)	教育費総額 (千円)	1人当たりの 教育費(円)	教育費総額 (千円)	1人当たりの 教育費(円)
H1 5	541,485	863,612	101,909,264	873,633	58,187,920	936,642	-	-	16,883,658	9,009,423	46,193,792	988,356
16	734,391	1,203,920	102,192,758	886,359	59,224,345	985,496	-	-	12,956,022	6,668,050	45,034,461	995,413
17	443,567	693,073	103,887,912	907,500	57,968,501	988,144	-	-	12,356,141	6,259,443	43,524,597	999,853
18	456,913	728,729	101,602,573	894,090	57,537,652	1,000,916	-	-	12,991,192	6,349,556	43,488,073	1,041,281
19	470,428	811,083	100,806,178	893,149	57,030,405	1,005,171	-	-	13,908,486	6,610,497	43,126,339	1,067,907
20	403,833	776,602	100,967,085	894,781	57,437,125	1,026,011	-	-	13,316,310	6,063,893	40,993,976	1,040,615
21	382,344	755,621	102,340,014	912,658	60,707,584	1,090,079	-	-	14,101,278	6,214,755	43,277,533	1,120,396
22	359,414	896,294	99,144,966	890,422	58,482,039	1,067,093	-	-	13,443,322	5,720,563	47,067,564	1,232,619
23	285,805	818,926	103,915,356	944,110	55,311,400	1,009,737	-	-	13,384,035	5,537,458	40,735,000	1,079,273
24	275,643	848,132	104,220,724	958,828	56,957,492	1,048,883	-	-	14,658,145	5,910,542	38,153,345	1,021,290
25	266,665	891,856	102,839,972	960,305	56,488,189	1,041,679	-	-	14,263,750	5,784,165	35,529,431	965,815
26	290,554	995,048	101,071,183	957,567	59,522,733	1,097,254	-	-	15,787,726	6,297,458	38,089,135	1,040,687
27	226,166	1,009,670	103,284,645	992,406	58,747,233	1,086,001	-	-	15,741,971	6,299,308	39,455,917	1,084,609
28	183,025	847,338	97,670,256	950,627	58,905,682	1,099,766	73,711	-	14,313,191	5,624,044	37,965,777	1,046,927
29	77,471	851,330	98,724,951	974,224	54,970,398	1,052,488	558,178	1,480,578	14,712,212	5,735,755	38,646,156	1,069,523
30	67,212	809,783	99,041,461	991,039	56,161,696	1,095,945	488,119	1,398,622	15,028,797	5,800,385	37,143,228	1,034,169
R1	61,860	835,946	96,060,738	977,200	57,164,573	1,134,060	3,550,885	10,322,340	14,876,838	5,868,575	39,294,479	1,106,201

※ 令和元(2019)年度 幼保連携型認定こども園：教育費総額 529,281 千円、1人当たりの教育費 1,111,935 円

Ⅲ 監査の結果

第1章 栃木県教育振興基本計画 2025

第1節 「栃木県教育振興基本計画 2025」の性格

「栃木県教育振興基本計画 2025」（以下、「基本計画」という。）は、県の教育行政の基本方向を示したもので、今後5年間で取り組んでいく主な内容を示したものである。また、基本計画は、教育施策の根幹をなすものであり、教育委員会の所管する事務事業は、その大半が基本計画に基づいて実施されている。

今回の外部監査にあたっては、基本計画の目標実現のため実施されている基本施策ごとの事務事業を監査することが、効果的かつ効率的であると判断したため第2章以下基本施策ごとに監査結果の記述を行っている。

第2節 「栃木県教育振興基本計画 2025」の内容

基本計画は、「とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる心豊かで たくましい人を育てます」の基本理念を具現化するため、5つの基本目標が設定され、その目標を実現するため20の基本施策が実施されている。

基本計画の概要図は、次ページのとおりである。

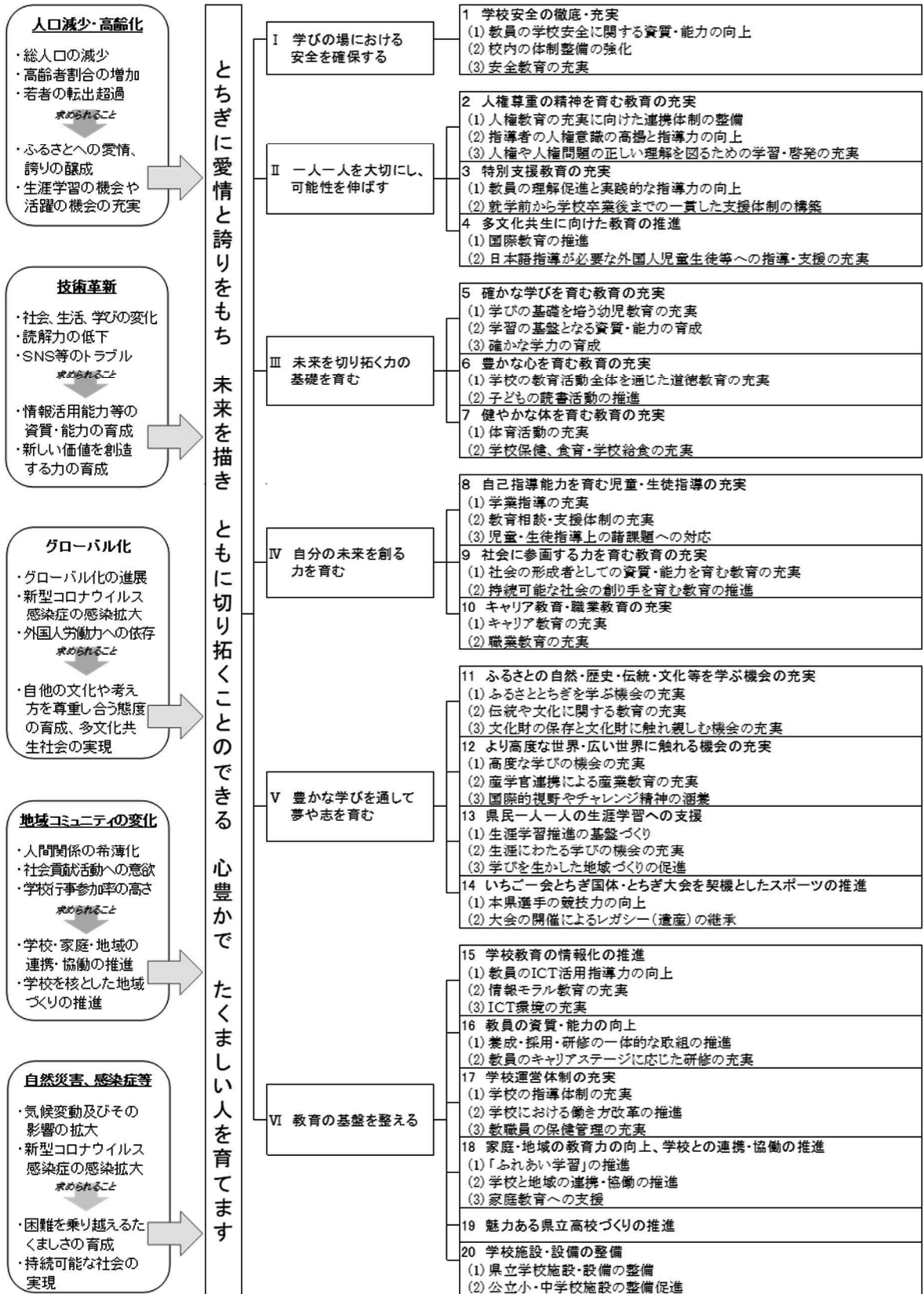
【別紙】栃木県教育振興基本計画2025の概要

【教育をめぐる社会の状況】

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策・主な取組】



第3節 栃木県教育振興基本計画 2025 の推進

所属名：教育委員会事務局総務課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

栃木県教育振興基本計画 2025 の施策体系に基づく事業を確実に推進し、同計画に掲げる基本目標の実現を目指す。

(2) 事業の内容

教育委員会の各課室が、同計画の施策体系に基づく所管事業を実施する。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	464	4,043	0
事業費実績	-	-	2	3,061	0

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	2	3,061	0

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

栃木県教育振興基本計画 2025 の計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間である。令和 3 年度の取組と実施状況は以下の通りである（主なもの）。

○基本目標Ⅰ 学びの場における安全を確保する

- ・県立学校の教頭、教務主任等を対象に安全管理・危機管理研修会を実施した。
- ・各学校の校内研修や危機管理体制の支援のために指導主事訪問を実施した。

○基本目標Ⅱ 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす

- ・「人権教育推進の手引」を作成し、各市町教育委員会や学校に配布した。
- ・人権教育担当者スキルアップ研修、児童虐待に対応するための研修会を実施した。
- ・小・中学校の教頭を対象とした特別支援教育研究会を実施した。
- ・小・中学校において、外国人児童生徒教育拠点校を 41 校指定し、日本語の指導や生活適応指導を実施した。

○基本目標Ⅲ 未来を切り拓く力の基礎を育む

- ・とちぎっ子学力アッププロジェクトとして、学習状況調査の結果について、各研修会で説明して活用を促した。
- ・不読率が高い高校生の読書活動を推進するために、ビブリオバトルや読書コンシェルジュの育成を実施した。
- ・とちぎっ子体力ジャンプアッププロジェクトを開始し、外部指導者の小学校への

派遣や基礎的運動能力の向上に向けた実技教室の開催等の取組を行った。

○基本目標Ⅳ 自分の未来を創る力を育む

・学業指導の充実のために、教師用指導資料を作成し、各研修会で周知した。

○基本目標Ⅴ 豊かな学びを通して夢や志を育む

・「とちぎふるさと学習」資料集やホームページの活用などにより、ふるさとへの理解を深めた。

・栃木県競技力向上基本計画の完成期の年度に当たり、ターゲットエイジ対策をはじめ有望選手やチームへの強化支援などにより、選手強化に取り組んだ。

○基本目標Ⅵ 教育の基盤を整える

・教員のICT活用能力向上のために、タブレット活用研修の実施やICT機器の操作に関する動画の配信を実施した。

・GIGAスクール構想による一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークの整備、県立学校においては電子黒板の整備を行った。

・学校における働き方改革推進プラン（第1期）に基づき、勤退管理システムの導入や業務改善推進モデル校における実践を行った。

・県立学校施設長寿命化保全計画第Ⅰ期中期計画に基づいた計画的な改修を実施するとともに、第Ⅱ期中期計画を策定した。

(6) 成果指標

基本目標ごとに数値化しやすくかつ既存の調査を利用できるものを推進指標として23項目示している。令和3年度の状況は以下の通りである。

○進捗状況が80%以上の指標 10

○進捗状況が50%以上80%未満の指標 2

○進捗状況が50%未満の指標 4

※直近の実績値がない、感染症等の影響等で評価を見送る指標 7

(7) 取組の課題

新型コロナウイルス感染症の影響が今後も続く場合、令和3年度同様、計画通りに実施できない事業が出る可能性が高い。その場合の事業の効果的な実施方法の検討が課題である。

(8) 課題に対する対策

計画期間の初年度であり、今後も取組を継続し指標の改善を目指す。また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、ICT機器を効果的に活用した事業の実施方法について検討する。

2. 監査の結果

(1) 事業評価の見直しについて（意見）

ア. 結論

教育振興基本計画は、県の教育政策の基本的な計画であり、教育施策の根幹をなすものである。教育振興基本計画は、「とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます」の基本理念を具現化するた

め、5つの基本目標が設定され、その目標を実現するための手段として基本施策が位置付けられ、23項目の推進指標が設定されている。

基本施策の推進指標には、数値化しやすいもの、学校等の負担を増やさないう、できるだけ既存の調査から把握できるものが選ばれており、各基本施策の進捗状況の一部を定量的に把握するものであるという注記がなされている。

推進指標は、基本施策に対する指標であるが、基本施策の具体的な取組である個別の事業の指標としての役割も担っている。基本目標の達成についての改善を検討するためには、基本施策の具体的な取組である個別事業の評価が必要であり、さらに個別事業の成果の基本施策への貢献度を検討することも欠かせない。推進指標は、施策や事業との関係で、因果関係にあるのか、単なる相関関係にあるのか判然とせず、事業の改善努力が、推進指標を増加させるのか判断することが難しく、事後的に検証することもできない状況にある。基本施策と因果関係が強いと認識できる事業について、明確な目標を設定して、PDCAサイクルを効果的に回すことができるよう、事業評価の仕組みを再構築する必要がある

イ. 内容

教育振興基本計画の基本理念を具現化するため、5つの基本目標が設定され、その目標を実現するための手段として基本施策が位置付けられ、学校等の負担を増やさないう、できるだけ既存の調査から把握できるものが選ばれている。

23項目の推進目標の内容は以下のとおりである。

基本目標Ⅰ 学びの場における安全を確保する

基本施策1 学校安全の徹底・充実

推進指標 学校管理下における負傷を伴う事故等の発生率（国公私合計）

基準値(2019) 4.01%

目標値 3.46%(2019年における全国最上位の水準)

実績値(2021) 3.54%

基本目標Ⅱ 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす

基本施策2 人権尊重の精神を育む教育の充実

推進指標 「自分にはよいところがあると思う」と答える児童生徒の割合（小6・中3）〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕

基準値(2019) 小 83.1% 中 78.4%

目標値 100%を目指す

実績値(2021) 小 79.2% 中 78.9%

基本施策3 特別支援教育の充実

推進指標 中・義務教育学校において、個別の教育支援計画を作成し、高等学校等へ進学した生徒のうち、引継ぎを実施割合〔障害のある幼児児童生徒の支援情報の引継調査〕

基準値(2019) 65.0%

目標値 100%

実績値(2021) 74.3%

基本施策 4 多文化共生に向けた教育の推進

推進指標 小・中・義務教育学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち
[特別の教育課程]による日本語指導を受けている割合 [小・中学校教育
課程等に係る調査]

基準値(2019) 78.1%

目標値 100%

実績値(2021) 87.1%

基本目標Ⅲ 未来を切り拓く力の基礎を育む

基本施策 5 確かな学びを育む教育の充実

推進指標 幼少カリキュラム接続事業を実施している市町数 [幼少連携推進状況調
査]

基準値(2019) 17 市町

目標値 25 市町

実績値(2021) 21 市町

推進指標 「全国学力・学習状況調査(文部科学省)」の「教科に関する調査」の各
教科(国語、算数・数学、理科、英語)の標準化得点の平均値(理科と
英語は3年に1回程度実施)

基準値(2019) 小 6 99.5 中 3 99.7

目標値 各教科の標準化得点の平均値が、全国平均(100.0)を上回る

実績値(2021) 小 100.0 中 100.0

基本施策 6 豊かな心を育む教育の充実

推進指標 1か月に1冊も本(まんが・雑誌を除く。)を読まない児童生徒の割合(不
読率) [子どもの読書活動に関する実態調査]

基準値(2019) 小 7.4% 中 16.1% 高 49.9%

目標値 小 5%以下 中 14%以下 高 40%以下

実績値(2021) 小 10.3% 中 15.5% 高 49.6%

基本施策 7 健やかな体を育む教育の充実

推進指標 新体力テスト体力合計点の本県平均値と全国平均の差 [全国体力・運動能
力、運動習慣等調査(スポーツ庁)]

基準値(2019) 小 5 男子▲1.17点 女子▲0.10点 中 2 男子▲0.37点 女子 0.35点

目標値 小 5、中 2 の男女とも全国平均を上回る

実績値(2021) 小 5 男子▲0.78点 女子 0.32点 中 2 男子 0.17点 女子 0.84点

推進指標 ・朝食を「あまり食べていない」「全く食べていない」児童生徒の割合
(小 6・中 3) [全国学力・学習状況調査(文部科学省)]

・朝食を「全く食べていない」生徒の割合(高 3) [本県児童生徒の体力運

動能力調査]

基準値(2019) 小6 3.7% 中3 5.4% 高3 5.3%

目標値 0%を目指す

実績値(2021) 小6 4.8% 中3 6.3% 高3 5.9%

基本目標Ⅳ 自分の未来を創る力を育む

基本施策8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実

推進指標 「あなたの学級では、学校生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか」の質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕

基準値(2019) 小6 36.0% 中3 35.3%

目標値 増加を目指す

実績値(2021) 小6 37.2% 中3 38.1%

基本施策9 社会に参画する力を育む教育の充実

推進指標 様々な社会問題について、生徒が自分のこととして捉え、社会参画力を育むことを目標とする教育活動を計画・実施している高等学校の割合

基準値(2018) 39.6%

目標値 85.0%

実績値(2021) 46.4%

基本施策10 キャリア教育・職業教育の充実

推進指標 生徒一人一人が主体的に学ぶ体験活動を取り入れたキャリア教育を推進している高等学校の割合

基準値(2019) 57.6%

目標値 100%

実績値(2021) 43.1%

基本目標Ⅴ 豊かな学びを通して夢や志を育む

基本施策11 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実

推進指標 フェイスブック「体感!!とちぎの文化財」ページのコンテンツを見たユーザー数(累計)

基準値(2019) 1,200,939件

目標値 3,511,000件

実績値(2021) 1,961,350件

基本施策12 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実

推進指標 留学や海外とのオンラインを通じた交流や研修等を実施した高等学校の割合

基準値(2019) 33.9%

目標値 65.0%

実績値(2021) 11.9%

基本施策 13 県民一人一人の生涯学習への支援
推進指標 栃木県民カレッジ年間受講者数(累計)
基準値(2019) 74,229人
目標値 420,000人
実績値(2021) 125,233人

基本施策 14 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進
推進指標 国民体育大会での天皇杯・皇后杯の順位
基準値(2019) 天皇杯 18位 皇后杯 26位
目標値 2022年は天皇杯・皇后杯を獲得し、その後も19位以内を維持する
実績値(2021) 三重大会中止

推進指標 成人の週1日以上スポーツ活動実施率〔栃木県政世論調査〕
基準値(2020) 53.5%
目標値 65%(国の目標)
実績値(2021) 52.0%

基本目標VI 教育の基盤を整える

基本施策 15 学校教育の情報化の推進
推進指標 ICT活用指導力チェックリストの「授業にICTを活用して指導する能力」に関する設問において、「できる」もしくは「ややできる」と回答した教員の割合
〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)〕
基準値(2019) 72.0%
目標値 100%(2022年度までに90%以上)
実績値(2021) 10月下旬

基本施策 16 教員の資質・能力の向上
推進指標 県総合教育センターが実施した研修について「自身のキャリアステージに応じた資質・能力の向上に役立つ」と回答した教員の割合〔受講者振り返りシート〕
基準値(2019) 79.2%
目標値 毎年度80%を上回る
実績値(2021) 99.0%

基本施策 17 学校運営体制の充実
推進指標 少人数学級及び少人数指導の成果として、きめ細かな指導につながった旨の回答をした小・中・義務教育学校の割合〔少人数学級実施状況調査、少人数指導の実態に関する調査〕
基準値(2019) 少人数学級 94.9% 少人数指導 97.7%

目標値 毎年度 95%を上回る
実績値(2021) 少人数学級 95.8% 少人数指導 97.6%

推進指標 「業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した」と回答した公立学校教員の割合〔「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査〕

基準値(2019) 24.3%

目標値 50%以上

実績値(2021) 31.8%

推進指標 公立学校教員の1か月当たりの時間外勤務時間(在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた各月の合計時間の平均)〔「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査〕

基準値(2019) 49.5時間

目標値 45時間以下

実績値(2021) 48.0時間

基本施策 18 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

推進指標 小・中・義務教育学校における地域学校協働本部カバー率〔コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査(文部科学省)〕

基準値(2019) 65.0%

目標値 80%を上回る

実績値(2021) 67.3%

基本施策 2 人権尊重の精神を育む教育の充実に関係する事業としては、以下のような事業が実施されている。

- ・ 人権教育指導費… 人権を推進するため、各種研修会の開催や学習資料作成等を行う。
- ・ 人権教育研究推進事業費…研修会の開催や啓発資料の作成、推進地域の指定等を行い、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進する。

上記の事業で設けられている成果指標は、人権教育指導費が「必然性、妥当性、有効性の観点より評価し、今後の施策の改善・充実に生かす」であり、人権教育研究推進事業費が「研究事業実施後に自尊感情や人権の意義等に係る客観的・定量的な指標に基づき比較評価し、今後の施策の改善・充実に生かす」となっている。この2つの成果指標と基本施策 2 の推進目標「自分にはよいところがあると思う」と答える児童生徒の割合(小6・中3)〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕が因果関係にあるのか、単なる相関関係にあるのか判然とせず、事業の改善努力が、推進指標を増加させるのか判断することが難しく、事後的に検証することもできない状況にある。

第2章 学びの場における安全を確保する

第1節 学校安全の徹底・充実 基本施策1

第1項 学校安全推進事業

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

「安全・安心な学校づくり」を推進するため、学校、保護者、地域、関係機関・団体等と連携しながら児童生徒の安全を確保し、安全管理・危機管理の徹底を図る。

(2) 事業の内容

- ①公立小・中学校、県立学校（計582校）の安全教育担当教員を対象とした安全教育指導者研修を実施
- ②県立学校の教職員（教頭、教務、安全管理に係わる教員等）を対象とした安全管理・危機管理研修会を実施
- ③総合教育センター指導主事を安全・危機管理に係る校内研修へ派遣し、指導・助言を実施
- ④県立学校初任者を対象に危機管理意識の向上を図るため、那須雪崩事故から学ぶ危機管理について遺族を講師に招いた研修を実施
- ⑤県内9地区で生徒が主体となって交通安全啓発活動を行う、高等学校交通問題地域連絡協議会を開催

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
予算額	-	585	1,232	1,821	894
事業費実績	-	575	974	1,586	673

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	575	974	1,586	673

(5) 令和3年度の取組と実施状況

①安全教育指導者研修

○小中義務教育学校

- ・開催日：令和3年4月20日（火）
- ・会場：オンライン配信、参加者数：473人
- ・概要：講話「児童生徒の安全確保について」
「学校における防災対策について」等

○県立学校

- ・開催日：令和3年4月27日（火）
- ・会場：総合教育センター、参加者数：83人
- ・概要：講話「学校における防災対策について」
- ・実践発表：令和2年度学校安全総合支援事業 等

②安全管理・危機管理研修会

- ・開催日：令和3年8月23日（月）
- ・会場：なし（台風の影響のため書面開催）（参加者数：171人）
- ・概要：「避難所運営について」、「熱中症対策について」

③校内研修

- ・開催日：令和3年7月～12月
- ・会場：各県立学校（27校で実施、うち1校はオンライン開催）
- ・概要：各学校が実施する安全・危機管理に関する校内研修に、総合教育センターの指導主事を派遣し、指導・助言を行う。

④初任者研修（危機管理）

- ・開催日：令和3年8月24日（火）
- ・会場：総合教育センター（オンライン開催）
- ・概要：講話「那須雪崩事故から学ぶ危機管理について」

⑤高等学校交通問題地域連絡協議会

- ・高等学校交通問題地域連絡協議会の9地区の活動経費（生徒主体で交通安全関係の啓発活動を行う）の負担をした。

(6) 成果指標
特になし

(7) 取組の課題
事件・事故、自然災害等の変容により、児童生徒を取り巻く状況が刻々と変化していくことが考えられる。

(8) 課題に対する対策
今後も安全教育に関する研修の機会を継続して提供し、教職員の安全管理や危機管理に対する意識を高めていく。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に対する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は検出されなかった。

(2) 内容

ア. 予算額

事業費の主なものは、研修会等の実施に伴う旅費や負担金となっている。令和2年度は「学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブック」を作成したため、事業費が多くなっている。

イ. 課題

事件・事故、自然災害等の変容により、児童生徒を取り巻く状況が刻々と変化しており、教職員や保護者、地域住民も含めた危機管理が必要になっている。

第2項 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

学校管理下における事件・事故が大きな社会問題となっている状況に鑑み、児童生徒が安心して教育を受けられるよう家庭や地域の団体・関係機関と連携を図りながら、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備する。

(2) 事業の内容

地域の防犯の専門家、警察OB等をスクールガード・リーダーとして配置し、学校内外の巡回等を行うスクールガード（学校安全ボランティア）や学校に対して、巡回のポイントや不審者等への具体的な対応等についての情報提供や指導を行う。

- ・スクールガード・リーダーの配置と巡回指導
- ・スクールガード・リーダー連絡協議会・育成講習会の開催
- ・学校安全ボランティア（スクールガード）の養成・研修

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	3,596	3,512	3,474	4,001	3,712
事業費実績	3,089	3,070	3,061	2,931	3,020

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	1,536	1,530	1,525	1,461	1,505
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	1,553	1,540	1,536	1,470	1,515

(5) 令和3年度の取組と実施状況

- ・県内17市町対象 85名のスクールガード・リーダーの配置
- ・スクールガード・リーダー連絡協議会・育成会の開催
開催日 令和3年5月13日
場所 県庁本館6階大会議室
参加者 31名

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

スクールガード・リーダーの高齢化

将来的な新たな人材の確保

(8) 課題に対する対策

積極的な情報発信（SNSや学校の広報誌・HP活用等）を行い、老若男女、様々な世代の活動者を募集する。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に対する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は検出されなかった。

(2) 内容

ア. 予算額

事業費の主なものは、県内17市町のスクールガード・リーダーの配置事業に対する補助金である。この事業は、地域の防犯の専門家、警察OB等をスクールガード・リーダーとして配置し、学校内外の巡回等を行うスクールガード（学校安全ボランティア）や学校に対して、巡回のポイントや不審者等への具体的な対応等についての情報提供や指導を行うものである。令和3年度は、85名のスクールガード・リーダーが186校の公立小学校を巡回しており域内公立小学校に対する巡回率は53.4%となっている。

イ. 課題

スクールガード・リーダーの高齢化に伴い、新たな人材の確保が課題となっている。

第3項 学校安全総合支援事業費

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

児童生徒自らが、自然災害や事件・事故から身を守るよう、安全教育の指導方法や教育手法の開発・普及、通学時を含めた学校における児童生徒等の安全確保体制の構築・普及、学校外の専門家による指導・助言等を行い、学校における安全教育・安全管理の充実を図る。

(2) 事業の内容

国の補助事業を活用し、市町教育委員会等においてモデル事業を立ち上げ、モデル地域

内の学校安全の組織的取組、外部専門家の活用、学校間の連携を促進し、地域全体での学校安全推進体制を構築するとともに、県内全域でその仕組みが普及することを支援する。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	4,423	4,423	4,423	4,436
事業費実績	-	1,687	-	1,509	-

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	1,687	-	1,509	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	-	-

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

実施なし

(6) 成果指標

学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについての指導を行っている市町村教育委員会の割合 等

(7) 取組の課題

特になし

(8) 課題に対する対策

特になし

2 監査の結果

(1) 結論

担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

令和 3 年度は事業が実施されなかった。直近では、令和 2 年度の南那須地域がモデル地域となって、県立南那須特別支援学校を拠点として障害種に応じた実践的な防災教育を行った。

第 4 項 日本スポーツ振興センター災害共済関係費

細事業：災害共済掛金、災害共済給付金

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

学校教育の円滑な実施に資するため、日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」という。）が行う共済制度に加入した幼児児童生徒に対し、県立学校管理下での災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生した際に医療費等の災害共済給付を行う。

(2) 事業の内容

JSCと学校等の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行う。

なお、その運営に要する経費を国、設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度である。

県教委は、設置者として制度加入及び給付に係る所用の手続を行っている。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	377,437	180,929	191,782	190,696	188,627
事業費実績	342,433	145,220	158,118	131,309	132,268

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	334,621	136,249	148,493	121,899	123,040
一般財源	7,812	8,971	9,625	9,410	9,228

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

①加入状況：加入者数 38,848 人、掛金支出済額 78,738,961 円

【掛金内訳】

保護者負担分：69,502,275 円

県負担分：9,236,686 円

②給付実績：給付件数 5,098 件、給付金額 53,529,007 円

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

学校から県教委へ提出される書類等に漏れや誤りが多い。

(8) 課題に対する対策

養護教諭等への日頃の指導・助言を行う。また、養護教諭研修会等で、事業内容も含め、提出する際の注意点等を学校へ周知する。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

ア. 予算及び事業費実績

平成 29 年度の予算及び事業費実績が増加しているのは、平成 29 年 3 月 27 日に発生した那須雪崩事故の影響である。また令和 2 年度及び令和 3 年度の事業費実績が減少しているのは新型コロナウイルス感染症の影響で部活動等の学校活動が制限されたためである。

イ. 課題に対する対策

年 1 回、県立学校養護教諭研修会を実施して周知を図っている。令和 3 年度においては 5 月 31 日に実施され、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付関係事務について」という内容で、書類を提出する際の注意点などが周知されていた。

第 5 項 高等学校安全登山対策事業

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」に基づく安全登山等対策に要する審査会の開催など、安全な登山等の実施に資すること。

(2) 事業の内容

- ①「登山計画審査会」を開催し、高等学校等の安全な登山の実施に向けた登山計画の審査や助言を行う
- ②「高校生の登山のあり方等に関する検討委員会」を開催し、高校生の登山のあり方、安全登山の実現に向けた事業の改善等必要な施策について検討する
- ③那須雪崩事故の教訓の風化を防ぐため、「安全登山学習ひろば」を開設し、安全登山の啓発を行う

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	1,825	1,577	2,277	1,899
事業費実績	-	650	1,682	1,386	954

※②高校生の登山のあり方等に関する検討委員会は、令和元年度のみ実施。

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	650	1,682	1,386	954

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

- ①登山計画審査会の開催（審査数：6 校、39 件）
- ②開催なし（新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため）
- ③展示物の更新等を実施（利用者数：約 250 名）

(6) 成果指標

- ①高校生の登山事故数（ゼロを目指す）
- ②特になし
- ③特になし

(7) 取組の課題

- ①②登山の安全な実施に向けた関係者の意見集約・調整
- ③安全登山に向けた啓発の継続

(8) 課題に対する対策

- ①②高校生の登山のあり方等に関する検討委員会はもとより、様々な機会をとらえて議論を積み重ね、関係者の意見集約・調整を図っていく。
- ③展示内容の更新等による適切な維持管理の実施

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

那須雪崩事故以降、県立学校が実施する登山は、事前に県教育委員会の承認を受けるものとされ、県教育委員会は、県立学校長から提出された登山計画について、有識者等で構成する登山計画審査会の審査にかけ安全な登山の実施に寄与している。

また、本事業では、那須雪崩事故の教訓の風化を防ぐため「那須高原自然の家」に「安全登山学習ひろば」を開設し、安全登山の啓発を行っている。

第 6 項 高等学校安全登山対策事業費

所属名：教育委員会事務局スポーツ振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

生徒の安全な登山等の実施に資するための研修会の開催や安全登山等対策を講じる。

(2) 事業の内容

①登山部顧問等研修会の開催

新任顧問等研修会、登山指導者講習会、生徒と顧問による安全登山研修会を開催し、安全な登山を実施するための基礎知識や登山時における救急対策などの理解を深め、指導者の資質向上を図るとともに、登山の意義や安全について考えさせ、事故の再発防止に努める。

②安全登山対策整備

県立学校の登山活動において、携帯電話の不感エリアを通過する際、衛星携帯電話を携行させ、安全登山の装備体制を整える。

③登山アドバイザー派遣事業

県立学校の登山活動において、登山アドバイザーを帯同させ、安全登山の実施と顧問のスキルアップを図る。

④運動部活動リスクマネジメント研修会の開催

運動部活動における安全確保及び事故防止や事故対応等を組織的に行うための理解を深めるとともに、学校安全に係る組織体制の強化を図る。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	8,263	3,074	2,140	1,863
事業費実績	-	2,824	1,460	662	1,265

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	2,824	1,460	662	1,265

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

①登山部顧問等研修会の開催

・ 新任顧問等研修会

11 名の顧問等が参加。

内容 講義「学びの場としての登山部活動」

「安全で楽しい高校登山を目指して」

講師 名古屋工業大学 教授 北村 憲彦氏

- ・登山指導者講習会
23名が参加。
内容 講義「天気を読んで気象遭難を避ける」
実習「テーピングによる足関節の固定の仕方」「日帰り山行の装備」
「ビバーク ツェルトの張り方」
講師 栃木県山岳・スポーツクライミング連盟指導委員長 植木 孝氏
栃木県山岳・スポーツクライミング連盟遭難対策委員長 増淵篤志氏
- ・生徒と顧問による安全登山研修会
顧問等7名、生徒44名が参加。
内容 講義・演習1「登山部の安全な活動のために」
講義・演習2「登山部の事故防止と事故を繰り返さないための取組」
講師 名古屋工業大学 教授 北村 憲彦氏

②安全登山対策整備

5校20件に衛星携帯電話を携行させた。

③登山アドバイザー派遣事業

11名延べ32パーティーに登山アドバイザーを帯同させた。

④運動部活動リスクマネジメント研修会の開催

76校158名が参加。

講話 「判例から学ぶ法リスクマネジメント」

～スポーツ事故・体罰・暴言など様々なハラスメントに対処するガバナンス
(組織の統治) とコンプライアンス (法令遵守) を法律家の視点から語る～

講師 キーストーン法律事務所 弁護士 菅原 哲郎 氏

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2(2020)年9月から県立高校の登山について、1パーティー10名の対策を講じているため、登山アドバイザーの帯同数及び衛星携帯電話の携行台数が増加している。

今後は、登山アドバイザーはすべて有資格者とするため、アドバイザーの確保も課題。

(8) 課題に対する対策

- ・部活動指導員の活用
- ・栃木県山岳・スポーツクライミング連盟との連携

2. 監査の結果

(1) 登山部顧問等研修会の開催について

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

平成 30 年度から実施している事業である。受講者の属性に応じて 3 種類の研修会を毎年実施している。各研修会のテーマは毎年変更している。

新任顧問等研修会については、登山部顧問就任から満 5 年未満の顧問は毎年参加が義務付けられている。また、就任期間が満 5 年に達した顧問であっても自由参加が認められている。国立登山研修所の講師を勤め、登山活動教育に豊富な経験を有する北村憲彦教授を招聘して講習を行っている。

登山指導者講習会については、高等学校の山岳部顧問だけではなく、山岳会や自然の家、小学校・中学校の教員も対象として、登山安全対策について講義を実施している。

生徒と顧問による安全登山研修会については、山岳部の顧問と山岳部に在籍している生徒を対象として実施している。

(2) 安全登山対策整備について

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

平成 30 年度から実施している事業である。栃木県が定めた基準に該当するコースを登山する場合に、衛星携帯電話を携行させる事業である。事前に衛星携帯電話の携行が必要なコースかどうかをスポーツ振興課が審査する。衛星携帯電話は実施校が直接契約を行い、レンタル期間に応じて、スポーツ振興課が定める「衛星携帯電話レンタル事業実施要綱」に基づき予算の令達を受ける。

登山終了後、実施校は衛星携帯電話レンタル事業実施報告書の提出が求められている。予算額と実績の間に差額が生じた場合は、実施校は予算額を返還している。

令和 3 年度の登山活動について、サンプルで衛星携帯電話レンタル事業実施報告書及び添付資料である登山報告書の写し等を閲覧し、実施要領に基づき適切に予算の申請、交付が行われていることを確かめた。

(3) 登山アドバイザー派遣事業について

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

令和元年度から実施している事業である。

1 パーティーにつき 1 人の登山アドバイザーを派遣する事業である。令和 2 年度か

らは、コースの危険性等に関わらず、全ての登山に関して登山アドバイザーの派遣を義務付けている。

登山アドバイザーに関しては、栃木県山岳・スポーツクライミング連盟等から適任者の紹介を受け、栃木県が登山アドバイザーとしての適正性を審査し、採用基準を満たすようならば登山に帯同させる。採用基準等については、栃木県が定める「登山アドバイザー派遣事業実施要綱」に規定されている。

登山終了後、実施校は登山アドバイザー派遣事業実施報告書の提出が求められている。令和3年度の登山活動について、サンプルで登山アドバイザー派遣事業実施報告書及び添付書類である登山報告書の写し等を閲覧し、適切に登山アドバイザーの派遣が行われていることを確かめた。

今後、登山アドバイザーは全て有資格者を採用することが義務付けられる予定である。

栃木県山岳・スポーツクライミング連盟に60名程度の有資格者が在籍しているが兼業者も多い。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、近年は登山活動の回数が減少しているが、今後登山活動の回数が増加するような場合には、登山アドバイザーの確保が困難になるおそれがあるとのことである。

(4) 運動部活動リスクマネジメント研修会の開催について

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

平成30年度から実施している事業である。

県立学校の管理職や部活動の主任を対象に、登山活動に限らず運動部活動特有の安全確保や事故防止等のリスクマネジメントに関する研修会を実施している。研修テーマは毎年変更しているとのことである。

第3章 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす

第1節 人権尊重の精神を育む教育の充実 基本施策2

第1項 人権教育指導費

所属名：教育委員会事務局総務課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

人権教育を推進するための各種事業を行い、人権尊重の精神の涵養を図る。

(2) 事業の内容

人権教育を推進するため、各種研修会の開催や学習資料作成等を行う。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	2,106	1,664	1,434	1,259	1,080
事業費実績	1,942	1,456	1,432	1,076	996

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	40	105
一般財源	1,942	1,456	1,432	1,036	891

(5) 令和3年度の取組と実施状況

主なものを以下に記載する。

- ・性の多様性を考える研修会の開催（5月18日 104名参加）
- ・児童虐待に対応するための研修会の開催（9月7日 192名参加）
- ・新任人権教育主任研修会の開催（7月29日 195名参加）
- ・人権に関する文集「あすへのびる」の発行（8,800部発行）

(6) 成果指標

各種事業を必然性、妥当性、有効性の3観点より評価し、今後の施策の改善・充実に生かす。

(7) 取組の課題

感染症感染防止のため、参集型での研修会開催が困難な時期があった。

(8) 課題に対する対策

講話中心の研修では、オンラインでの研修開催を検討する。

2. 監査の結果

(1) 人権に関する文集「あすへのびる」の冊子について在庫管理について（意見）

ア. 結論

人権に関する文集「あすへのびる」の冊子について正確な在庫管理を実施すべきである。

イ. 内容

人権に関する文集「あすへのびる」の冊子は8,800部発行され、各小中高等学校、公民館等に配布され、残部については教育委員会で保管し、随時必要な時に配布等している。各学校に配布される配布数は把握されているが、その他の残部についてどのように配布されたかは管理されていない。最終的にはほとんどの冊子が配布されることになることだが、その他の残部についてどのような要因で配布されたかを管理することが予算の実効性の観点から重要だと思慮する。

ウ. 配布計画

配布先		部数
市町	小・中学校	6,357
	公民館	184
	教育委員会	75
学校	県立学校	1,553
	私立学校	78
	国立学校	18
県関係課所館等		134
その他	人権教育室保管分等	401
合計		8,800

(2) その他事業内容

人権教育指導費は年々減少している。当初は高校生が作成したDVD動画による「とちぎの高校生人権映像作品コンクール」を行っていたが、現在は行われていない。

研修会については、性の多様性を考える研修会は令和2年度に中止になったものの、令和3年度においては、オンラインや対面で実施をし、参加者数は例年通りになっている。

第2項 人権教育研究推進事業費

所属名：教育委員会事務局総務課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

研究の指定等を通じて人権教育の実践的な研究を推進し、学習内容及び方法の改善・充実と成果の普及を図る。

(2) 事業の内容

人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実に資する研究を実施する。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	3,412	3,394	2,673	2,541	1,534
事業費実績	2,715	2,556	2,319	0	843

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	2,715	2,556	2,319	0	843
地方債	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
一般財源	0	0	0	0	0

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進するため、主に以下のことに取り組んだ。

- ・人権教育担当者スキルアップ研修の開催（12月23日 37名参加）
- ・啓発資料の作成（1,500部）
- ・推進地域の指定（1地域）

(6) 成果指標

文部科学省の要項を踏まえ、研究事業実施後に自尊感情や人権の意義等に係る客観的・定量的な指標に基づき比較評価し、今後の研究の改善・充実に生かす。

(7) 取組の課題

人権尊重の精神を高めるための充実した研究を実施するために、指定先との綿密な連携・協力が必要である。

(8) 課題に対する対策

連絡協議会の開催をはじめとし、定期的な説明、協議の場を設定したり、質疑、応答の機会を設けたりする。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

ア. 予算額と事業費実績

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事業が中止されている。令和 3 年度は人権教育研究指定校事業を 2 校で実施する予定であったが、国の審査が厳しくなった影響で、審査が通らず、事業費実績はその分の委託料相当額が減少している。

イ. 委託料

人権教育総合推進地域事業で対象地域である小山市と委託契約を結んでいる。委託契約書、要領、計画書等を確認した。

ウ. 成果指標

アンケートによる児童生徒や推進地域住民の変化など成果指標が把握されていた。またこの成果指標を含むノウハウは人権教育研究推進事業を実施する各自治体間で共有されている。

エ. 課題に対する対策

地域住民の研修会への参加意欲の低さが課題として挙げられており、新型コロナウイルス感染症の影響で参加を積極的に促進することは難しい環境ではあるが、人権教育総合推進地域である小山市のホームページを充実させるなどの対策が行われていた。

第2節 特別支援教育の充実 基本施策3

第1項 インクルーシブ教育指導員配置モデル事業

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

小学校の通常の学級に在籍し、個別の指導計画を踏まえた指導を実施している児童の多くいる学校にインクルーシブ教育指導員を配置することにより、特別支援教育に関する教員の専門性の向上及び校内支援体制の充実を図る。

(2) 事業の内容

インクルーシブ教育指導員のモデル校への配置

- ・教育事務所管内小学校1校に1名、計7名配置

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	—	—	—	—	12,595
事業費実績	—	—	—	—	12,580

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	—	12,580

(5) 令和3年度の取組と実施状況

インクルーシブ教育指導員モデル配置校

宇都宮市立五代小学校、日光市立今市第三小学校、真岡市立真岡小学校

栃木市立栃木第三小学校、さくら市立南小学校、那須塩原市立三島小学校

足利市立御厨小学校

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

インクルーシブ教育指導員モデル配置事業の成果の共有が配置校のみにとどまっている。

(8) 課題に対する対策

インクルーシブ教育指導員配置校の好事例を研修会や会議等で近隣の学校へ広める。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

我が国では2011年以降、障害者権利条約の批准に合わせる形で、障害者基本法等の国内法の整備が行われ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、推進の取り組みが進められている。そして地方自治体においては、特別支援学校以外においても障害を有する児童生徒が「合理的配慮」を受けつつ、教育機会を享受できるように必要な体制を整備していく義務があるところである。

このような教育現場における合理的配慮の推進においては、児童生徒の有する障害の特性の理解やそれに対する効果的な方策を検討するためのノウハウやスキルが必要であって、これらは特別支援教育の実践におけるものと大部分において重なる。そこで、特別支援教育分野に深く関わった経験のある専門性ある教員をインクルーシブ教育指導員として各学校にアドバイザー的に派遣しているのが、栃木県教育委員会が行なっている当該モデル配置事業であり、県内7ヶ所の教育事務所の担当地区において年度ごとに1校が対象となっている。

特別支援学校や特別支援学級以外の現場においては未だ経験の積み上げが薄く実践模索段階である日本のインクルーシブ教育システム推進の状況を踏まえれば、このような現場への専門的支援の有効策を見出すためにモデル事業を行う必要性は高く、かつ、その内容を検討するに、適当な資質を有する人材を見出しその専門性に対して低廉な予算での派遣を実現している本事業の合理性は高いものと判断した。

第2項 発達障害等のある子どもの教育環境充実事業

所属名：教育委員会事務局特別支援教育室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

インクルーシブ教育システムの推進及び発達障害等のある児童生徒に対する指導充実のため

(2) 事業の内容

- ・インクルーシブ教育指導員モデル配置事業
- ・小中学校等の教頭を対象とした研修会
- ・県立高等学校への巡回相談
- ・インクルーシブ教育システムの推進に向けた理解促進

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	—	—	—	—	2,883
事業費実績	—	—	—	—	1,875

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	—	1,875

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

- ・インクルーシブ教育指導員モデル配置事業【義務教育課再掲】
- ・小・中・高等学校等の教頭を対象とした研究会
参加者：360名（小学校 205名、中学校 86名、高等学校 69名）
- ・県立高等学校への巡回相談
訪問校：21校 23課程
- ・インクルーシブ教育システムの推進に向けた理解促進
共生社会をテーマとした生徒対象講話：高等学校 1校

(6) 成果指標

中学校において個別の教育支援計画を作成し、高等学校へ進学した生徒のうち、引継ぎを実施した割合：令和 3 年 68.9%

(7) 取組の課題

インクルーシブ教育指導員モデル配置事業の成果の共有が配置校のみにとどまっている。

インクルーシブ教育システムの推進に向けた理解促進を図る。

(8) 課題に対する対策

インクルーシブ教育指導員配置校の好事例を近隣の学校へ広める。
研究会や学校訪問等で教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

我が国では2011年以降、障害者権利条約の批准に合わせる形で、障害者基本法等の国内法の整備が行われ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、推進の取り組みが進められている。そして地方自治体においては、特別支援学校以外においても障害のある児童生徒が「合理的配慮」を受けつつ、教育機会を享受できるように必要な体制を整備していく義務があるところである。

そのような体制整備のための施策として栃木県教育委員会においては、管理職に対するインクルーシブ教育システムについての理解浸透のためにケーススタディなどを中心とした研修会・講演会を行なっているほか、県内高等学校を3年間で一巡する巡回相談の実施や、共生社会をテーマとした講話の企画などを通じて行なっている。

この中でも特に巡回相談は、特別支援教育のノウハウを持つチームが、各校向けの支援内容を検討した上で、実際の教育現場も視察して教員からの相談を受ける形で課題解決の支援を行うなどしており、状況把握と支援の両面を目的として行なわれているものである。この点は、今後の現場支援の有効な施策を見出すための現場のニーズや状況把握としての効果も含まれる有効な施策であると言える。

コロナの影響によって事業が予定通りに展開できず、年度内に予算の消化ができなかった面もあるが、インクルーシブ教育システム展開の初期段階の施策として、管理職への意識浸透と県内の現場の状況把握及び支援を組み合わせた当該事業は、その内容を検討するに、将来への布石としての意味合いも含め、合理性のあるものと判断した。

第3項 学校看護師配置事業費

所属名：教育委員会事務局特別支援教育室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

特別支援学校において、医療的ケアが必要な幼児児童生徒に対し学校看護師を配置し、安全な学習環境の整備を図る。

(2) 事業の内容

関係する特別支援学校に学校看護師を配置し、医療的ケアに関する職務に従事させる。(国庫1/3、県費2/3)。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	33,070	33,185	32,848	31,648	31,648
事業費実績	27,085	28,325	27,534	28,640	29,153

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	11,023	11,061	10,948	10,544	10,544
地方債	—	—	—	—	—
その他	72	36	27	16	16
一般財源	21,975	22,088	21,873	21,088	21,088

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

非常勤看護師の配置：32 名（12 校）

学校看護師による医療的ケアが実施されたことにより、安全な学習環境が整備され、対象幼児児童生徒の教育の充実を図ることができた。

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

これまで保護者が対応してきた校外学習時の医療的ケアを学校看護師が行うなどして、子どもの継続的な学びの充実と保護者の負担軽減を図る必要がある。

(8) 課題に対する対策

校外学習に学校看護師が同行し、その際の校内の医療的ケアを他の学校看護師が対応できるようにするなど、体制を整備する。

2. 監査の結果

(1) 看護師配置の充実について（意見）

近年医療的ケアの対象児童生徒数の増加ペースは著しいことから、引き続き十分な医療的ケアの実施が実現できるよう、看護師配置の充実が必要である。

(2) 内容

特別支援学校における医療的ケアは、令和 3 年制定の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に対する法律」を基本法として、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠な児童生徒（医療的ケア児）に、必要な支援を行い、その健やかな成長を図るとともに、家族の離職の防止に資することで、安心して子供を産み、育てることができる社会の実現に寄与するための施策として行われるものである。

当事業においては、県内の特別支援学校に看護師等を配置し、医療的ケア児個別

の「医療的ケアの実施計画書・実施スケジュール・実施報告書」などを整備して対応を行なっている様子が確認でき、制度趣旨に整合した事業が実施されており、事業の合理性が認められた。

なお近年、医療的ケアの対象児童生徒数の増加ペースが著しく、複数の種類の医療的ケアが必要な医療的ケア児の受け入れが増えている。このことは現場における対応の負荷や複雑さが上昇していることを示唆しており、引き続き、十分な医療的ケアの実施が実現できるよう看護師配置の充実が求められるところである。

第4項 特別支援教育振興費

細事業：医療的ケアに関する体制充実事業

所属名：教育委員会事務局特別支援教育室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

特別支援学校における医療的ケアに関する校内体制の充実を図る。

(2) 事業の内容

職員研修会及び運営会議に係る講師謝金等に係る経費。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	263	274	254	274	274
事業費実績	195	225	263	254	261

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	195	225	263	254	261

(5) 令和3年度の取組と実施状況

特別支援学校 13 校

- ・校内研修会：計 14 回（各校 1～2 回）
- ・運営協議会：年 1 回（新型コロナウイルス感染症のため書面開催）
関係者間の連携や緊急時の対応などについて、運営協議会にて県医師会及び看護協会から指導・助言を受け、各校の取組に生かすことができた。

(6) 成果指標 特になし

(7) 取組の課題

高度な医療的ケアが必要な児童生徒等の受入体制の整備が必要である。

- (8) 課題に対する対策
運営協議会等で協議していく。

2. 監査の結果

(1) 医療的ケア体制の充実について（意見）

近年医療的ケアの対象児童生徒数の増加ペースは著しいことから、引き続き十分な医療的ケアの実施が実現できるよう、体制整備事業の充実が必要である。

(2) 内容

特別支援学校における医療的ケアの制度趣旨は、学校看護師配置事業において触れた通りである。県の教育委員会においては「県立特別支援学校医療的ケア実施要領」によって医療的ケアの枠組みを定め、前述の学校看護師の配置や、その他職員も含めた体制整備や啓発、医療的ケアの実施、医療機関との連携によって、実務上の課題解決や各学校の対応能力の向上を図っているところである。

研修会や協議会で扱われている内容も、医療的ケア児の特性（成人とは異なる児童特有の心理に基づく振る舞いをする）や学校別の環境の違い（特に医療機関へのアクセスの容易性の差）を踏まえ、様々なリスクシナリオを想定した対応の検討が行われていることが確認できた。医療機関外で非専門家が医療的ケアに携わるための体制を整備するという本事業の特質をふまえれば、このような具体的状況を想定した研修や協議を行う必要性は高く、事業の合理性が認められると判断した。

なお学校看護師配置事業で触れた通り、医療的ケアの対象児童生徒数の増加ペースは著しく、各学校におけるさらなる体制整備が急務となっているところであるから、引き続き対応できるよう、事業の充実が望まれるところである。

第5項 特別支援学校就学奨励費

細事業：特別支援学校就学奨励費（扶助費）

所属名：教育委員会事務局特別支援教育室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

特別支援学校に就学する幼児児童生徒の保護者の経済的負担の軽減、及び特別支援教育の普及奨励を図る。

(2) 事業の内容

特別支援学校への就学のため必要な経費について、各世帯の収入状況に応じて段階別に支給する（国庫1/2、県費1/2）。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	264, 996	259, 930	260, 707	245, 956	246, 391
事業費実績	239, 703	239, 962	217, 224	202, 986	193, 638

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	119,797	119,867	108,538	101,480	96,817
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	119,906	120,095	108,686	101,506	96,821

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、特別支援学校の幼児児童生徒 2,338 名に対し教科用図書購入費、学校給食費、交通費等を支給した。

※令和 3 年度 教科用図書 511 名 7,259 千円

学校給食費 1,813 名 78,319 千円

交通費 3,671 名 54,151 千円 ※ 付添人分を含む

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

引き続き、経済的支援が必要な保護者へ適正に支給する必要がある。

(8) 課題に対する対策

各特別支援学校に対する事務担当者会議等による、制度や手続きの周知や、各特別支援学校の支給事務担当者からの照会への助言及び指導を行っている。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

当該奨励費の支給は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）に基づいて、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する幼児児童生徒について行う必要な援助を行う事業である。援助内容としては、保護者等の経済的負担の軽減のために、その負担能力の程度に応じて、特別支援学校への就学のため必要な経費（教科用図書の購入費、学校給食費、通学又は帰省の交通費、附設寄宿舎居住経費、修学旅行費、学用品の購入費）につき、その全部又は一部を支弁するものとなっている。

具体的支給事務の概要は、以下の通りである。毎年度、学校において保護者等の世帯情報の確認を行うとともに、市町村から所得情報の提供を受けることで負担能力の確認を行い、各世帯への支給額を決定している。当該世帯情報及び所得情報については、各学校及び県からアクセス可能な情報システムによって一元管理されて

おり、学校側で入力し、県側でチェックする体制をとっている。また支給対象となる学用品購入費については、年度によって内容が変化することがあるため、県が各学校からの照会先となって一元対応し、必要に応じて国に照会する体制を取っている。これらの業務によって、支給の合理性は担保されていると判断した。

なお、令和元年度以降の予算未達の主な原因は、コロナの影響で修学旅行が中止になっていることである。

第6項 特別支援学校就学奨励費

細事業：特別支援学校就学奨励費（事務処理経費）

所属名：教育委員会事務局特別支援教育室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

特別支援学校において就学奨励費事務システムの円滑な運用を図る。

(2) 事業の内容（委託）

- ・ソフトウェア操作方法の講習会開催
- ・保護基準データ等のバージョンアップ作業
- ・団体内統合宛名システムの連携対応
- ・操作方法及び誤操作に関する問合せ

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	260	260	264	264	264
事業費実績	260	260	262	264	264

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	260	260	262	264	264

(5) 令和3年度の実施状況

株式会社九州ジェービーエーに委託し、令和3年4月28日 操作説明会を開催し、年間の処理の流れ、各機能の操作を説明した。また、支出費目の限度額マスタの変更等の保護基準データの変更や、各特別支援学校からの操作方法の問合せに対応し、円滑に就学奨励費が支給された。

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題
特になし

(8) 課題に対する対策
特になし

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

当該費用の内訳は、就学奨励費の支給に関する事務についての情報システムに関する委託費用である。委託先については、競合製品とのコスト・性能比較等を行なった上で決定を行っているものである。

当該システムで処理される就学奨励費は、大量の支払データを定型処理するものであるため、情報システムを利用しての処理が妥当な種類の事務であり、そのことによって支給ミス等の発生を防止できるものであり、当該対応には合理性がある。

なお、年度ごとに変わりうる個別の世帯情報の確認については、学校側で入力し県側で正確性のチェックを行うという体制も取っている。一律に変化する支給基準の変更については、プログラムのバージョンアップ対応で対応している。

ジョブローテーション等によって新任職員が対応することになった場合にも、職場内での引継のみに頼ることなく、委託先における業務説明会の開催や資料配布に、県の担当者における問い合わせ対応といった多重の仕組みで対応しており、業務の正確性を担保する枠組みが十分にあるものと判断した。

第3節 多文化共生に向けた教育の推進 基本施策4

第1項 英語教育強化事業費

細事業：英語教育連携事業費

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

各学校段階間の円滑な接続に向けて、小・中学校及び義務教育学校、高等学校の英語を担当する教員が、段階的かつ発展的な言語活動を通して資質・能力の育成を図るための指導計画「連携プログラム」を作成・実践することにより、英語教育の充実に資する。

(2) 事業の内容

- ・教員の指導力向上のため、新学習指導要領における英語教育に関する研修を実施する。
- ・同一地区内の小・中・高等学校を指定し、研修を通して児童生徒の学びを、学校種を超えて円滑に接続するための指導計画や言語活動を考案し、実践する。
- ・県内全域の英語教育充実のため、研修の成果を普及する。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	—	—	1,694	—	1,046
事業費実績	—	—	1,437	—	200

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	200
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	1,437	—	—

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

- 「英語教育連携プログラム開発研修」の実施

【日時及び内容】

- ① 第 1 回研修会：令和 3 年 6 月 28 日（月）9:30～16:30
 - ・研修の趣旨説明
 - ・講話・演習「学習到達目標の設定と活用について」
 - ・協議「小中高の各学校段階の目標について」
- ② 第 2 回研修会：令和 3 年 8 月 6 日（金）9:30～16:30
 - ・講話・演習「学習到達目標を踏まえた年間・単元の指導計画について」
 - ・協議「学校種間の接続の視点を踏まえた指導と評価の計画について」
- ③ 第 3 回研修会：令和 3 年 9 月 9 日（木）9:30～16:30（オンライン）
 - ・講話・演習「言語活動を通じた指導と評価について」
 - ・協議「学校種間の接続の視点を踏まえた言語活動の設定について」
- ④ 第 4 回研修会：令和 3 年 11 月 30 日（火）9:30～16:30（オンライン）
 - ・小学校における実践事例を基にした研究協議
- ⑤ 第 5 回研修会：令和 3 年 12 月 7 日（火）9:30～16:30（オンライン）
 - ・中学校における実践事例を基にした研究協議
- ⑥ 第 6 回研修会：令和 3 年 12 月 16 日（木）9:30～16:30（オンライン）
 - ・高等学校における実践事例を基にした研究協議
- ⑦ 第 7 回研修会：令和 4 年 1 月 17 日（月）9:30～16:30（オンライン）
 - ・実践発表「1 年間の実践の成果と課題」

(6) 成果指標

- 令和 3 年度英語教育実施状況調査結果（文部科学省）より

【学習到達目標の設定および活用について】

- 「CAN-DO リスト」の形式で設定した学習到達目標の設定及び公表、達成状況の把握

設定	・小学校	84.9%	・中学校	98.1%	・高等学校	100%
公表（児童生徒との共有）	・小学校	9.4%	・中学校	24.4%	・高等学校	46.5%
達成状況の把握	・小学校	60.1%	・中学校	75.6%	・高等学校	54.7%

【学校種間の連携について】

- 小・中、小・高、中・高の連携

小中連携の実施率	60.3%
中高連携の実施率	10.2%
小高連携の実施率	3.4%

(7) 取組の課題

【学習到達目標の設定および活用について】

CAN-DO リスト形式による学習到達目標の活用に見られる。

設定については、全ての校種において高い値となっているが、設定した目標の児童生徒との共有という点で課題が見られる。小学校では90%以上の学校で、中学校では75%以上の学校において、高等学校では半数弱の児童生徒と教師が、その授業を通して「何ができるようになるか」という目標を共有していない状態で言語活動を実施し、学習評価を行っている状況であると考えられる。

小・中・高等学校全ての校種において、指導と評価の一体化を図る上で、児童生徒の実態に応じて学習到達目標の作成及び見直しを進めるとともに、資質・能力をバランスよく育成していくため、適切に年間指導計画と関連付けていくことが必要である。

また、学習到達目標に基づいて設定した単元や毎時間の授業のゴールを生徒に明示・共有し、ねらいに即した振り返りの活動を授業で確実に実施することが求められる。学習到達目標を活用して、児童生徒が毎時間の言語活動における自身の学習状況や目標の到達状況を把握し、目標の達成に向けて見通しを立てながら、言語活動に取り組むようにさせることや、言語活動を通して育成した資質・能力を適切に把握することができるようなパフォーマンステストを実施していくことが重要である。

【学校種間の連携について】

小中連携を実施している割合は60.3%となっており、実施状況は自治体ごとに見ると100%から40%以下まで様々である。また、高等学校が小・中学校と連携している割合は、それぞれ3.4%、10.2%となっている。

児童生徒の資質・能力を育成する上で連携をすることは有効であるということは理解していても、近隣の学校同士で教員が情報交換や合同の研修や交流などの機会をもつなどの機会の確保をすることは、これまでの業務に加えての労力を要するものであり、多忙な業務の中でそれらの時間を確保することは容易なことではない。

児童生徒の資質・能力を確実に育成する上では、各学校種間における目標や指導事項の共有を進め、コミュニケーションを行う目的や場面、状況に応じて、実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を、小学校段階から系統的、発展的に実施する指導の充実が必要であることから、県教育委員会と市町教育委員会が、学校種間連携の必要性・重要性を共有し、連携・接続を一層進めていく必要がある。

(8) 課題に対する対策

小・中・高等学校の学校種間連携を推進するために県教育委員会が実施している「英語教育連携プログラム開発研修」において研修参加者が実践した成果を、県教育委員会と市町教育委員会が共有し、学校訪問及び研修会等の機会を通じて普及することで、県内の各学校における取組を支援する。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

当該事業は、県内の小中学校、高等学校の英語担当教員35名を対象として行われている研修事業であり、今般の新学習指導要領の改訂によって、小中高に配当される学習内容が組替になったことや、能力ベースの学習到達目標の設定が求められるようになったことに対応するためのものである。なお、予算段階で組み込まれていた宿泊型の研修機会（英語漬け研修、外部委託による実施）については、コロナ

の影響もあって開催が中止され、内部での研修のみの実施となっている。

事業概要で言及されている「CAN-DO リスト」方式の学習到達目標の活用については、指標からも読み取れるように試行錯誤段階にある。当該事業はそのような現状認識を前提に、教員の新学習指導要領への理解を促進し、学習到達目標を活用した教育や授業のモデルについて検討して県内での先進的事例として事例共有、情報発信することを意図しているものである。このような取り組みは、現状における問題認識に適合したものであり、予算規模も踏まえ、目的や手法において合理的と判断した。

第2項 高校教育振興費

細事業：英語ディベート力強化経費

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

本県の高等学校における英語ディベート活動の推進と高校生の英語ディベート力の強化を目指す。

(2) 事業の内容

英語ディベート合同練習会及び英語ディベート大会の開催にあたり必要となる物品を調達することにより、その開催を支援する。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	209	120	120	120	100
事業費実績	196	119	120	120	100

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	196	119	120	120	100

(5) 令和3年度の実施状況

○合同練習会 計8回実施

春季英語ディベート合同練習会 2回

夏季英語ディベート合同練習会 1回

秋季英語ディベート合同練習会 1回

冬季英語ディベート合同練習会 4回

○県大会 計4回実施

栃木県英語ディベート春季大会

第13回 D-1 英語ディベート選手権大会

第11回 HPDU 杯栃木県大会

栃木県英語ディベート冬季大会

○全国大会出場

第16回全国高校生英語ディベート大会

2校出場、1校が総合第3位、1名が最優秀ベストスピーカー賞を受賞

第11回 HPDU パーラメンタリーディベート全国大会

3校出場、1校が5位入賞

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

特になし

(8) 課題に対する対策

特になし

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

当事業は、県内高校で行われている英語ディベート活動を推進するもので、高等学校文化連盟や高等教育研究会の英語部会が関与し、生徒向けの練習会や大会、教員向けの講習会を行うなどしているものである。

令和3年度においては、参加校は11校、人数にして150名程度であるが、全国的な競技会においても好成績を収めるチームもあり、高い水準の競技が実現できている。また、いまだ参加のない県内校においても、活動を普及していくための広報が実施されている。

ディベート活動は、英語の運用能力のみならず、論理的思考・コミュニケーション能力、社会問題に関するリサーチ・批判的検討能力などの向上が、競技の性質上期待できる教育上の効果の高い活動である。また、近年の学習指導要領においても「ディベート・ディスカッション」として導入されてきている活動であり、この競技はその発展応用学習としても位置付けられるものと言える。

以上より、本事業は予算は大きくない一方で、参加者の主体的参加によって高い教育効果が見込める活動であるから、事業実施の合理性は高いものと判断できる。

第3項 帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業費

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

日本語指導が必要な児童生徒に対し、県内どの地域においてもきめ細かな指導ができるよう支援体制を充実させる。

(2) 事業の内容

日本語指導ができる、又は児童生徒の母語が分かる支援員（児童生徒対象）の派遣について、国の「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を活用し、各市町の状況に応じた取組に対して間接補助という形で支援していく。

補助割合（間接補助）：国 1/3 以内、県 1/3、市町 1/3

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額				15,772	21,450
事業費実績				15,772	21,068

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金				7,886	10,534
地方債				-	-
その他				-	-
一般財源				7,886	10,534

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

令和 3 年度は、宇都宮市（中核市）以外の 24 市町に希望調査を行い、希望のあった小山市、栃木市、足利市の 3 市に補助を行った。必須実施項目として挙げている「地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営」「学校における指導体制の構築」「『特別の教育課程』による日本語指導の実施」のほか、各自治体で必要な実施項目を設定し、実施した。これにより、支援員の配置を行うことで児童生徒が必要な支援を受けられることができるとともに、本学校や担当教師の負担軽減につながり、保護者にとっても安心して学校に通わせることができるようになっている。

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

帰国・外国人児童生徒に対し、散在地域については拠点校がないため、教材や指導体制が十分でなく、指導経験が少ない教職員が対応している。また、集住地域でも日本語指導が必要な外国人児童生徒数に対し、教員の人数が少ないことや多国籍化（多言語化）により十分な対応ができない状態である。

(8) 課題に対する対策

国の事業実施内容に合わせた市町の支援体制の整備を支援するため、補助金の申請希望については年2回調査を行い、補助を必要とする市町に対して必要な支援が行えるよう配慮している。

2. 監査の結果

(1) 教育支援体制整備事業費補助金の成果報告について（意見）

ア. 結論

教育支援体制整備事業費補助金交付要綱・実施要領「I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の実績報告において、補助対象経費の実績報告だけでなく、成果報告も求めることが望まれる。

イ. 内容

上記交付要綱・実施要領の実績報告では、成果については何ら記載がない。当該補助金は帰国・外国人児童生徒等に適切な教育を行うことによる、将来的な定住を目的としたものである。当該補助金支給の最大の効果を測るためには、補助金を支給したことによる成果の把握が重要であると思慮する。

例えば、成果の把握にはカリキュラムの達成状況や日本語指導が必要な児童生徒のうち指導を受けられた児童生徒の割合などが考えられる。

(2) 教職員の不足や指導体制が十分でないことへの対応について（意見）

ア. 結論

外国人児童生徒の多国籍化への対応や担当教職員の指導経験不足を補うため、拠点校同士の情報交換や共有、拠点校から非拠点校への情報提供などを積極的に行うことが望まれる。

イ. 内容

取組の課題に、「帰国・外国人児童生徒に対し、散在地域については拠点校がないため、教材や指導体制が十分でなく、指導経験が少ない教職員が対応している。また、集住地域でも日本語指導が必要な外国人児童生徒数に対し、教員の人数が少ないことや多国籍化（多言語化）により十分な対応ができない状態である。」とある。

栃木県は対策として、市町の支援体制の整備を支援するため、補助を必要とする市町に対して必要な支援が行えるよう配慮しているとあるが、補助金の支給という観点からだけでなく、教材や指導体制の向上、指導経験不足の改善といった観点から対策を行っていくことも重要であると思慮する。

この観点からは、拠点校同士の情報交換や共有、拠点校から非拠点校への情報提供などが行くと良いのではないかと考える。

第4章 未来を切り拓く力の基礎を育む

第1節 確かな学びを育む教育の充実 基本施策5

第1項 とちぎ学力向上推進事業費

細事業：学力向上システム構築

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県内すべての児童生徒の学力向上を図るために、県版学力調査である「とちぎっ子学習状況調査」を要として、義務教育9年間の学びの連続性を重視した、教師の指導力向上を図るための取組や学校の体制づくりを複数の手立てで支援する全県的なシステムを構築する。

(2) 事業の内容

- ① 県版学力調査の実施に関すること（問題検討委員会による問題検討の実施等）
- ② 学力調査結果や問題の活用に関すること（学力調査結果活用研修会の実施等）
- ③ 市町教育委員会との連携に関すること（県教育委員会指導主事の派遣等）
- ④ 県の取組の検証（学力向上検証委員会の実施）

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	29,232	29,110	1,105	810	764
事業費実績	27,443	27,463	569	527	496

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	27,443	27,463	569	527	496

(5) 令和3年度の取組と実施状況

- ① 問題検討委員会による問題検討の実施
 - ・年5回開催
 - ・参加者 問題検討委員：県教育委員会指導主事（34名）、大学教授（5名）
問題検討協力委員：市町教育委員会指導主事（33名）
- ② 学力調査結果活用研修会の実施〔8月1日～31日〕
 - ・Webで動画を配信 ・学力向上担当者等が動画を視聴し、校内研修を実施
- ③ 県教育委員会指導主事の派遣
 - ・年3回、25市町に派遣 ・県の取組の説明と市町教育委員会の取組の聞き取り
- ④ 学力向上検証委員会の実施
 - ・年3回開催 ・検証委員（11名） ・県の学力向上のための諸施策の検証

(6) 成果指標

『栃木県教育振興基本計画 2025 ―とちぎ教育ビジョン― (2021▶2025)』

基本施策 5 「確かな学びを育む教育の充実」における推進指標から、以下の内容を本事業の成果指標とする。

全国学力・学習状況調査の各教科の標準化得点 (※) の平均値

(※) 各年度の全国 (公立) の平均正答数が 100 となるように標準化した得点

出典： 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

[目標値] 令和 7 (2025) 年度 全国平均 (100.0) を上回る

[基準値] 令和元 (2019) 年度 [小 6] 国語・数学 99.5

[中 3] 国語・数学・英語 99.7

[実績値] 令和 3 (2021) 年度 [小 6] 国語・算数 100.0

[中 3] 国語・数学 100.0

[要因分析等]

- ・令和 7 (2025) 年度の [目標値] の達成が最終目標となるが、令和 3 (2021) 年度時点の状況を、[実績値] として確認する。
- ・平成 26 年度からの「とちぎっ子学力アッププロジェクト」による県全体の継続的な取組の成果により、各教科の標準化得点の平均値が、小学校、中学校ともに全国平均 (100.0) に達した。

(7) 取組の課題

① 学力向上システムの構築

学力調査等から明らかになった課題解決を図るための取組を支援するとともに、市町や学校独自の学力向上システムを構築し、学力向上に向けた取組を自力で推進できるよう支援する必要がある。

② 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

学習指導要領の改訂の基本方針を踏まえて、授業改善の取組を充実させていく必要がある。

(8) 課題に対する対策

① とちぎっ子学習状況調査の調査方法の見直し

調査の CBT 化に向け、実施における課題を洗い出す。

② 学力向上コーディネーター (12 名) の派遣

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に向けた取組を支援。
- ・ICT を効果的に活用した授業づくりの取組等を支援。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

学力向上システム構築事業は、他の項目で説明されている「県版学力調査実施事業」「学力向上コーディネーター派遣事業」などを要素として、栃木県内での義務教育9年間における学力向上システムを構築し、児童生徒の学力向上を目指すものである。個別の要素の合理性については、それぞれの項目で言及している。

当該システムの中核的要素としては、全学校で「県版学力調査」を実施して、児童生徒の学力や学習の状況等を把握・分析し、「学力調査結果活用研修会」等によってそのフィードバックを各教育現場にかけ、課題解決を図るためのフォローアップを促し、教育の質や成果の向上につなげることにある。また各学校現場の問題意識に合わせた個別的支援として「学力向上コーディネーター派遣」等を行うとともに、システム全体の検証として外部有識者による「学力向上検証委員会」を設置して、仕組み全体の改善に努めることにも取り組んでいる。

本事業の予算については、学力調査の問題検討や結果活用、システム全体検証のための委員や講師への謝金及び旅費である。各委員会等が当該学力向上システム上重要な機能を担っていること及び支出の内容規模を考慮すれば、当該事業予算の執行は目的に沿って合理的なものと判断できる。

第2項 とちぎ学力向上推進事業費

細事業：県版学力調査実施

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

本調査の実施により本県児童生徒の学力や学習の状況等を把握・分析し、児童生徒一人一人の課題を明確にするとともに、各学校が組織的に学習指導における検証改善サイクルの構築・運用に取り組むことにより、本県児童生徒の学力向上に資する。

(2) 事業の内容

① 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

- ・ 調査対象：
小学校第4・5学年、義務教育学校第4・5学年、特別支援学校小学部第4・5学年（国語、算数、理科）
中学校第2学年、義務教育学校第8学年、県立中学校第2学年、特別支援学校中学部第2学年（国語、社会、数学、理科、英語）
- ・ 出題範囲： 調査する学年の前学年までの学習内容
- ・ 出題内容： 学習指導要領に基づき、教科の目標及び内容に即した知識及び技能、思考力・判断力・表現力等に関わる内容

イ 質問紙調査

学習意欲、学習方法、学習環境、家庭学習等に関する調査

- ② 学校に対する調査
学校における指導に関する取組や学習環境等に関する調査

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	67,984	67,984	58,497	54,400	57,214
事業費実績	67,948	62,929	58,446	54,393	57,200

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	67,948	62,929	58,446	54,393	57,200

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

- ① 調査実施日 令和 3（2021）年 5 月 27 日（木）
- ② 調査実施校 小学校 354 校 中学校 159 校（合計 513 校）
- ③ 調査実施人数 小学校第 4 学年 15,426 人 小学校第 5 学年 15,864 人
中学校第 2 学年 15,619 人（合計 46,909 人）

(6) 成果指標

特になし。

(7) 取組の課題

各学校において、学力調査結果等を活用した検証改善サイクルの構築が定着しつつある。今後は、より一層確実に検証改善サイクルを運用していく必要がある。

(8) 課題に対する対策

- ① 学力向上改善プラン・学力向上改善レポートを踏まえた学習指導の充実
- ② より効果的な調査問題及び調査結果の活用

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

県版学力調査実施事業費は、国の調査時期に先行して、統計的に学力差が生じやすい時期である小学校 4・5 学年、中学校 2 学年の児童生徒に対して学力及び学習意欲、取組方法、家庭学習環境等の調査を行うことで、個別の学力や状況を把握・分析して、個別のフィードバックに生かすとともに、全体傾向を踏まえて各学校の

組織的な取組に生かそうとする事業である。

掛かっているコストは毎回おおよそ児童生徒一人当たり千円程度であって、外部から採点結果や分析資料の提供がなされるもので、日常業務に負荷をかけない形で実施が可能なものである。また、外部から客観的視点での調査を実施することは、日頃の教育指導活動の成果を評価する良い機会ともなっており、「学力調査結果活用研修会」の開催を通じて、学習指導計画等へのフィードバックが推進できていることも確認できた。以上により、当事業は施策目的に対し合理性を持って遂行されているものと評価できる。

第3項 とちぎ学力向上推進事業費

細事業：学力向上に向けた重点的・包括的な支援

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

学力定着に課題を抱える市町に学力向上コーディネーターを派遣し、市町における学力向上に向けた取組や、学校における「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に向けた取組を支援することにより、学力の向上を図る。

(2) 事業の内容

学力向上コーディネーターは、これまでの各種学力調査結果等から見いだした課題を踏まえ、課題の解決を図るための取組として市町教育委員会が作成した「学力向上計画書」に基づき、小・中学校及び義務教育学校（以下、「派遣校」という）を訪問し、それぞれの学校における取組を支援する。

※ 令和3（2021）年4月1日から令和6（2024）年3月31日までの3か年とする。なお、市町への支援については、原則として3年間継続することとする。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	—	—	25,302	25,605	360
事業費実績	—	—	23,373	23,354	105

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	23,373	23,354	105

(5) 令和3年度の取組と実施状況

県教育委員会は、本事業を実施する市町教育委員会が作成した「学力向上計画書」に基づき、学力向上コーディネーターを派遣する。

学力向上コーディネーター12名のうち、9名を「授業力向上担当」とし、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に向けた取組を支援する。

○ 学力向上コーディネーターの業務内容

- ・ 市町の学力向上計画書等を踏まえた支援
 - ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に向けた取組を支援
 - ・ ICTを効果的に活用した学習指導の充実にに向けた取組を支援
 - ・ 学校組織マネジメントについての助言
 - ・ 学力向上改善プランの進捗状況の確認と助言
 - ・ 市町教育委員会主催の学習指導研修会等における研修講師
- ※ その他（本事業に係る内容）

関係市町教育委員会や派遣校の求めに応じて、県教育委員会事務局担当指導主事が授業研究会における指導・助言や、市町教育委員会主催の研修会における講師等を務めた。

(6) 成果指標

特になし。

(7) 取組の課題

- ・ 学力向上システムの構築

学力調査等から明らかになった課題解決を図るための取組を支援するとともに、市町や学校独自の学力向上システムを構築し、学力向上に向けた取組を自力で推進できるよう支援する必要がある。

- ・ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

学習指導要領の改訂の基本方針を踏まえて、授業改善の取組を充実させていく必要がある。

(8) 課題に対する対策

- ・ 学力向上コーディネーターの派遣により、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に向けた取組と、ICTを効果的に活用した授業づくりの取組等を支援する。

2. 監査の結果

(1) 本事業の更なる推進や発展について（意見）

当該事業が補完し、一体として機能する学力向上コーディネーター派遣事業と合わせ、更なる事業の推進や発展が望まれる。

(2) 内容

この事業は、学力向上コーディネーター派遣事業と合わせて行われる事業であって、市町教育委員会からの要請により、指導主事等の派遣で対応することが有効であると考えられるような場合（各学校での授業研究会や市町教育委員会における研修会での講師を担当するなど）に、その派遣を実現するための予算となっている。

学力向上コーディネーターが、全員が校長経験者というハイキャリアなコンサル

タント派遣の性質を持つ事業であることを考えると、支援内容によっては、指導主事が担当し、コーディネーターのリソースを効果の高いポイントに集中されることは、事業の効率性有効性の観点から望ましいことと言える。

その補完のための活動費用としても、交通費等に限られるものであり、かつ、学力向上コーディネーター派遣事業が現場から高い評価を受け、非常に効果的な形で実施されている状況を踏まえれば、当該補完的な事業の合理性も高く、本体事業とともに更なる推進や発展がなされていくことが望まれる。

第4項 とちぎ学力向上推進事業費

細事業：学力向上コーディネーター派遣事業

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

学力定着に課題を抱える市町に学力向上コーディネーターを派遣し、市町における学力向上に向けた取組や、学校における「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に向けた取組を支援することにより、学力の向上を図る。

(2) 事業の内容

学力向上コーディネーターは、これまでの各種学力調査結果等から見いだした課題を踏まえ、課題の解決を図るための取組として市町教育委員会が作成した「学力向上計画書」に基づき、小・中学校及び義務教育学校（以下、「派遣校」という）を訪問し、それぞれの学校における取組を支援する。

※ 令和3（2021）年4月1日から令和6（2024）年3月31日までの3か年とする。なお、市町への支援については、原則として3年間継続することとする。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	—	—	—	—	2,958
事業費実績	—	—	—	—	1,711

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	—	1,711

(5) 令和3年度の取組と実施状況

県教育委員会は、本事業を実施する市町教育委員会が作成した「学力向上計画書」に基づき、学力向上コーディネーターを派遣する。

学力向上コーディネーター12名のうち、9名を「授業力向上担当」とし、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に向けた取組を支援する。

○ 学力向上コーディネーターの業務内容

- ・ 市町の学力向上計画書等を踏まえた支援
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に向けた取組を支援
- ・ ICTを効果的に活用した学習指導の充実に向けた取組を支援
- ・ 学校組織マネジメントについての助言
- ・ 学力向上改善プランの進捗状況の確認と助言
- ・ 市町教育委員会主催の学習指導研修会等における研修講師

※ その他（本事業に係る事業費）

学力向上コーディネーター旅費

学力向上コーディネーター用パソコン回線使用料（配線工事を含む）

パソコン回線使用料請求書発行手数料

学力向上コーディネーター用パソコン・プリンター使用料及び賃借料

(6) 成果指標

特になし。

(7) 取組の課題

- ・ 学力向上システムの構築

学力調査等から明らかになった課題解決を図るための取組を支援するとともに、市町や学校独自の学力向上システムを構築し、学力向上に向けた取組を自力で推進できるよう支援する必要がある。

- ・ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

学習指導要領の改訂の基本方針を踏まえて、授業改善の取組を充実させていく必要がある。

(8) 課題に対する対策

- ・ 学力向上コーディネーターの派遣により、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に向けた取組と、ICTを効果的に活用した授業づくりの取組等を支援する。

2. 監査の結果

(1) 本事業の更なる推進や発展について（意見）

ア. 結論

当該事業の費用対効果は極めて高く、当初予定していた効果を超えた成果を実現している状況にあり、年を重ねるごとのノウハウの蓄積も期待できることから、更なる事業の推進や発展が望まれる。

イ. 内容

当該事業は、退職した校長経験者を会計年度任用職員として登用し、学力向上コーディネーターとして、市町教育委員会の要請（「学力向上計画書」）に応じて県内の各学校に派遣し、それぞれの学校における取組を支援するものである。

コーディネーターは、教職員としてのキャリアを校長職まで経験した上で、引き

続き教育現場への関与についての意欲を持つものであって、現場にとってもアドバイスを受け入れやすい人選である。

その結果、事業概要記載の通り、授業改善に関する取組のみならず、コーディネーターが校長としての学校マネジメントの経験を生かし、組織的施策や ICT の活用についてのアドバイスも行っており、派遣対象校からの評価も高い。

このようなオーダーメイド型のコンサルティング型事業は外部委託すれば相当の費用が掛かるところであるが、本事業は比較的低廉な予算でこれを実現できているところであり、かつ、事業継続によるノウハウの蓄積も見込めることから、事業の費用対効果は高く、本事業は非常に効果的に遂行されているものと評価できる。

第5項 学力向上に向けた指導体制モデル事業

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

令和4年度から実施されている新学習指導要領に基づき、今後急速な変化が見込まれる大学入学者選抜に対して、県内の高等学校が対応できるよう教科指導体制・進路指導体制の構築を目指す。

(2) 事業の内容

- ・進学指導コンサルティング事業
- ・学びを深めるICTコンサルティング事業
- ・教員指導力向上事業

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	—	—	—	42,120	16,931
事業費実績	—	—	—	39,242	15,992

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	39,242	15,992

(5) 令和3年度の取組と実施状況

- ・アセスメントアンケートの実施（年2回 1、2年生対象）
- ・アセスメント結果合同分析会（年2回）
- ・東京大学入試分析会（年1回）
- ・年度末合同分析会（年1回）
- ・外部講師招聘による校内研修会

(6) 成果指標

- ・ 県内県立高等学校の課題分析
- ・ アンケート結果による学力変動、学習の質の分析
- ・ 成績上昇者、下降者の分析を通じた校内指導体制の構築
- ・ 課題解決に向けた指導体制の研究

(7) 取組の課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、県外視察や外部講師招聘による校内研修会の実施が困難である。

(8) 課題に対する対策

- ・ オンライン等の活用
- ・ 県内高校間の合同研修会の開催

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

この事業は県立高校生生徒の学力向上を目指して、①進学指導に外部からのコンサルティングを導入し指導体制の強化をすること、②情報通信技術（ICT）の活用促進に取り組むこと、③外部有識者からの指導助言や先進校の視察の実施をすること等を行うモデル事業である。

中核となるコンサルティング導入については、令和2年度を初年度として3年間、県内学力上位の3つの指定校が、外部専門業者へ委託して「入学・進級段階での生徒実態の把握」「以後の学力・学習状況の把握」「進学目標の設定等」「進学指導・強化指導体制の充実」「大学入試に向けた指導体制の構築」などの支援を受けている。対象校においては、教員らも外部業者から提供される情報やそこから生徒の特性を読み解くことに慣れ、生徒側も入試最難関校をターゲットとする生徒が例年よりも増加している傾向も見られるところである。

これらの支援は、現在も一部、指定校以外の教員も Web 等を通じて参加可能な形で実施されてはいるが、コンサルティング期間終了後には、モデル実施事業の成果をどのように対象校に根付かせ、また、県内他校に展開していくかが課題になるところである。このような問題意識での検討も、最終年度たる令和4年度には行われている様子も資料より見うけられた。

以上より、当該事業は施策目的に沿っての予算執行が実現されており、その手法方法において合理性が認められるものと判断した。

第6項 高校教育振興費

細事業：科学の甲子園経費

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

本県における科学好きの高校生が、理科・数学・情報等の知識を活用し、チームで協力しながら科学的問題解決を図る競技に参加することで、科学に対する興味・関心を一層高め、理数教育の充実を図る。

(2) 事業の内容

一次予選は、筆記競技とし、理科(物理、化学、生物、地学)、数学、情報の問題やその融合問題で、主に活用能力や応用能力を試す問題を出題する。二次予選は、実技競技とし、科学技術を総合的に活用し、ものづくりの能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を見る問題を出題する。

(3) 予算額と事業費実績 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	215	215	215	215	215
事業費実績	177	186	94	133	159

(4) 財源 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	88	93	47	66	79
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	89	93	47	67	80

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

県内 18 校から 52 チーム (合計 312 名) がエントリーし、10 月に一次予選 (筆記試験)、11 月に二次予選 (実技試験) を実施した。なお、コロナ感染症対策のため、二次予選 (実技競技) は全チームを一度に行うのでは無く、前半と後半に分けて分割して実施した。

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

実技競技に関する協議運営に難がある (生徒アンケートによる)。そのためには、事前準備を綿密に行う必要があるが、県庁舎には場所や器材が不足している。

(8) 課題に対する対策

総合教育センターとの連携強化を図る。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

「科学の甲子園」は、全国の科学好きな高校生が競争し活躍する場を構築し、科学好きの裾野を広げ、トップ層を伸ばすことを目指して実施して、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施している事業である。

全国大会では甲子園同様に各県の代表チームが出場するところ、そのための代表選考を主催するのが各都道府県の教育委員会の役割であり、栃木県内では18校52チームが出場している。そしてこの大会を目指して準備や学習をする生徒も一定数存在し、本事業は生徒らの自発的学習、発展的学習、探究的学習の大きなモチベーションともなっている。

県としての予算額は大きくなく、JSTの枠組みやノウハウを借りての運営が可能である点で、投下している予算を越えての教育効果を期待できる面もあることから、当該事業の実施には合理性があるものと判断した。

第7項 スーパーサイエンスハイスクール（会計年度任用職員費（パート））

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

S S H事業の事務に係る業務を専門に行う事務員及びS S H事業等に携わる非常勤講師等を配置することで、S S H事業に関わる一般教員の負担を軽減し、事業の活性化や効率化を図る。

(2) 事業の内容

文部科学省が指定するS S H校において、S S H事業の文書作成等の事務処理に関わる事務員及びS S H事業等に携わる非常勤講師等の配置・支援を行う。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	-	3,492	3,180
事業費実績	-	-	-	2,086	2,419

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	2,086	2,419
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	-	-

(5) 令和3年度の取組と実施状況

栃木高等学校においてSSH事務員1名、大田原高等学校においてSSH事務員1名および非常勤講師1名を採用した。SSH事業に関する事務処理に事務職員、SSH科目や非SSH科目（理科、数学）に非常勤講師等を配置し、SSH研究開発の取り組み充実を図るとともに、SSH担当教諭等がより充実した研究開発に取り組める環境を設定できた。

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

現在、SSH事務員（特例職）の時給単価が1,060円/1時間、会計年度任用職員の事務補助員（労務職）が時給単価1,077円/1時間である。SSH事務員の業務内容は主に事務処理であるため、時給単価の差に課題がある。

(8) 課題に対する対策

SSH事務員を労務職にできるかどうか、検討中。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

スーパー・サイエンス・ハイスクール事業は、生徒の科学的能力を培い、将来国際的に活躍する科学技術人材を育成する目的で全国200校前後を指定して行われる事業で、指定校への国庫予算配分を行い、科学技術振興機構（JST）が支援協力を行うほか、大学・研究機関・民間企業等と連携して行われる事業である。

成果としては、優れた科学技術人材の輩出や、高等学校における理数系教育課程等の改善、生徒の意欲・関心の向上、進路選択、大学院進学率等への好影響、地域教育への波及効果や大学高校の先進的教育との連携接続などの成果が確認されているところであって、教育委員会としても多くの指定校選出を願い、県外事例の紹介や県内の経験ある学校同志の情報交換を促すなどによって、応募校を増やそうとする施策を行なっているところである。

なお県立高等学校では過去の指定校が3校、現役校が2校あって全国に遜色ない水準ではあるが、SSH事業は1期5年で期を重ねて深化していくものであるところ、「SSH型（研究開発型）の学校になるための体制づくりを行う（1.2期）」の先へと到達した学校は存在しておらず、「理数系教育の県内リーダー」へとむかう3期以降の指定校が出てくることを今後目指している。なお、本件予算は指定校における対応事務体制構築のための費用であり、目的に沿って合理的に執行がされていることが確認できた。

第8項 幼児教育センター事業費

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

「令和3（2021）年度とちぎの幼児教育」の3つの基本方針（1）幼児期にふさわしい教育の充実（2）幼児教育と小学校教育との円滑な接続（3）幼児期の子どもをもつ保護者への支援）に基づき、各種事業を展開し、本県幼児教育の質の向上を図る。

(2) 事業の内容

①幼小連携の推進 ②研修 ③情報の提供 ④調査研究

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	2,065	1,963	1,848	1,597	1,277
事業費実績	1,827	1,683	1,721	1,115	935

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	1,827	1,683	1,721	1,115	935

(5) 令和3年度の取組と実施状況

①幼小連携の推進

栃木県幼小連携推進会議： 2回（幼小接続期に関する課題の協議等）

とちぎの幼小カリキュラム接続プロジェクト： 2回

（対象市町の幼小接続事業計画や実施への支援）

幼小連携実施状況調査： 11月実施（県内25市町への調査）

②研修

研修： 新規採用幼稚園教諭等研修など11研修／延べ受講者数2,675名

教育・保育アドバイザー（園内研修支援等）： 48件／対象者数1,795名

③情報の提供

国公立幼稚園等代表者会議： 6月実施（国・県の施策について伝達及び協議）

刊行物： 幼児教育情報誌「おうち」12月発行 65,000部

幼児教育センターだより 奇数月発行 DM先 258園

幼児教育ビデオライブラリー： 研修用保育映像教材など貸出15件38本

栃木県幼児教育センターwebサイト： アクセス数 4,906件

④調査研究

幼児教育調査研究委員会： 3回（学校評価の進め方に関する研究）

刊行物： 学校評価の在り方に関する資料 3月発行 1,650部

(6) 成果指標

「栃木県教育振興基本計画 2025」推進指標

推 進 指 標	基準値(2020)	進捗値(2021)	目標値(2025)
幼小カリキュラム接続事業を実施している市町数	17 市町	21 市町	25 市町

(7) 取組の課題

市町における幼小カリキュラム接続事業の量的拡充と質的な深化

(8) 課題に対する対策

幼児教育の質の保障の仕組み作りや各市町における指導的立場の人材育成

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

幼児教育センターが掲げる上記事業概要記載の基本方針は、近年改訂された幼稚園教育要領の内容（幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等）を前提とし、全国的に文科省所管で取り組まれている「架け橋プログラム」に対応した幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続をめざすものである。

栃木県では他県に先駆けて平成 11 年から幼小連携のための協議会を設けて取り組んでおり、この流れに引き続き令和 2 年度より県内全市町を対象とした会議開催によって、関係者の共通認識を得るために制度主旨の説明や情報交換、担当者の関係づくりを促進し、課題検討や計画立案を推し進めているところである。

また同様のコンセプトに基づく「幼小接続推進者研修」を幼児教育センターにおいて行い、各市町教育委員会から選定された幼稚園、保育園、小学校等の教職員の参加による現場でのリーダーの育成にも取り組んでいるところである。

本事業の予算は、広報誌の発行及び上記活動の謝金や旅費等に用いられているところであり、事業の意義に鑑みて適正な水準と見られ、合理的に執行されているものと判断した。

第 2 節 豊かな心を育む教育の充実 基本施策 6

第 1 項 豊かな心を育む教育推進事業費

細事業：特色ある道德教育支援事業

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

学習指導要領に基づいた道德教育の質の向上とその一層の充実を図るため、学校・地域の実情等に応じて主体的に行う道德教育に関する多様な取組に対して支

援を行うとともに、その結果得られた道徳教育に関する成果等について普及・啓発を行う。

(2) 事業の内容

- ① 道徳教育に係る外部講師派遣
- ② 道徳教育に係る保護者・地域との連携
- ③ 道徳教育に係る研修及び研究実践の普及
- ④ 協議会による事例の収集及び成果と課題の確認
- ⑤ その他教育委員会における特色ある道徳教育に関する取組み 等

○実践研究校

- ・ 県内 2 市町において、市町教育委員会と連携して研究校を指定し、道徳教育の内容の重点化を図るとともに、道徳教育推進教師を中心とした校内体制の充実、道徳的実践の指導の工夫など、主体的な実践研究を推進する。

○道徳教育連絡協議会等（文部科学省主催の連絡協議会）

- ・ 文部科学省主催の連絡協議会（年 2 回・2 人参加）
国が開催する連絡協議会に参加し、国の動向や他の自治体の取組等の情報を把握する。
- ・ 道徳教育研究大会等参加（年 2 回・2 人参加）
関東甲信越ブロックで行っている研究大会等において、先進事例の情報収集等を行い、研修会等を通して県内に広く共有する。

○道徳教育推進研修事業（パワーアップ研修会）

- ・ 新任道徳教育推進教師研修会（年 1 回実施）
県内の公立小・中・義務教育学校の新任道徳教育推進教師に対し、国の動向や県の取組の説明、外部講師による講話や実践事例発表等を行い、道徳教育推進教師としての資質の向上を図る。
- ・ 道徳教育担当指導主事研修会（年 1 回実施）
県内の県・市町教育委員会の指導主事を対象に、各学校における道徳教育の推進を図るため、県の取組や作成資料等の周知、大学教授等の講話などを行う。

○道徳教育応援チーム派遣事業（県内 3 市町）

- ・ 道徳教育を学校課題の一つとしている学校に、教育事務所等の指導主事をチームとして年 5 回程度派遣し、道徳科の時間の授業改善や教師の指導力向上、児童生徒の発達の段階に応じた道徳性の確かな育成を目指す。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	2,758	2,676	3,343	0	1,899
事業費実績	1,877	1,759	1,761	0	654

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	1,877	1,759	1,761	0	654
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	-	-

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

① 特色ある道徳教育支援事業

日光市立東原中学校を研究指定校とし、全教育活動で道徳教育の内容の重点化を図った研究を進めるに当たり、外部講師を 3 回派遣し、「考え、議論する道徳」の実践に向けた指導方法の工夫改善を図った。

研究指定校における研究の取組を県 HP に掲載して成果の普及啓発に努めた。

② 道徳教育応援派遣チーム派遣事業

道徳教育の充実を目指し意欲的に取り組もうとしている学校（実践校）を 2 校選定し、実践校に対して年間 5 回程度応援チームを派遣することにより、道徳教育及び「特別の教科 道徳」の授業改善等に向けた支援を行った。

実践校における取組状況を県 HP に掲載し、道徳教育の推進に努めた。

※ 実践校〔那珂川町立馬頭中学校、壬生町立安塚小学校〕

③ 新任道徳教育推進教師研修会（参加者 171 名）

県内全小・中・義務教育学校及び特別支援学校の新任道徳教育推進教師を対象に、学習指導要領の趣旨等について周知した。また、外部講師による講話を実施し、受講者が、道徳教育推進教師を中心に学校全体で取り組む道徳教育の在り方について理解を深め、学校での実践につなげられるようにした。

研修後のアンケートでは「学校全体で道徳教育に取り組むために、今回の研修の内容を学校で発信していきたい」などの記述が多く見られた。

④ 「教え育てる道徳教育」推進事業

栃木県道徳教育推進協議会では、外部講師の講話や協議を通して、市町教育委員会・教育事務所・総合教育センターの指導主事が、道徳教育についての共通理解を図った。

県内の小・中・義務教育学校における取組の実態や課題（令和 3 年度は 1 人 1 台端末の活用についての事例）を踏まえながら、学校への指導助言の在り方について協議することにより、指導主事としての資質の向上を図った。

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

① 特色ある道徳教育支援事業

「考え、議論する道徳」の授業実践に課題があるため、教材研究の段階から丁寧な支援が必要である。

② 道徳教育応援派遣チーム派遣事業

派遣事業を実施した年度だけでなく、学校において継続した取組となるよう支援していく必要がある。

③ 新任道徳教育推進教師研修会

道徳教育推進教師が頻繁に入れ替わる学校があったり、経験の浅い教師が担当になったりすることがあるので、道徳教育推進教師の質の向上を図っていく必要がある。

④ 「教え育てる道徳教育」推進事業

学校を支援する指導主事の資質向上を図るため、研修の機会や情報交換の場を確保していく必要がある。

(8) 課題に対する対策

① 特色ある道徳教育支援事業

研究指定校と関係市町教育委員会及び教育事務所が円滑に連携を図り、学校の実態に合わせ、内容項目の捉えを含め教材研究の段階から理解を深められるよう支援する。

② 道徳教育応援派遣チーム派遣事業

道徳教育推進教師のコーディネート力を高めたり、全教職員が道徳教育についての理解を深めたりすることができるような研修を行うことで、継続した取組になるよう支援する。

③ 新任道徳教育推進教師研修会

研修会において、道徳教育推進教師の実践事例の紹介や、各学校の取組状況を踏まえた協議を設定することにより、他校の事例を参考にして自校の道徳教育の充実を図れるようにする。

④ 「教え育てる道徳教育」推進事業

国の動向や、学校現場の課題等を踏まえた研修内容を検討し、限られた時間の中で研修会を充実させる工夫をする。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

平成 26 年度から国が実施している「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を受けて、全額国庫負担で栃木県が実施している事業である。

「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」は毎年公募が行われ、審査により採択された県が事業を実施する。栃木県は審査の結果、事業開始年度から毎年度採択されている。令和 2 年度はコロナウイルス感染拡大の影響により事業そのものが中止となったため、事業実績は発生していない。

事業の流れとしては、まず栃木県が年間の研修会の実施予測回数等に基づき予算額を策定し、計画額として国へ報告する。事業実施期間中は外部講師への謝金や旅費等が発生する都度、栃木県が支出を行う。その後、事業実施期間終了後の 3 月に費用の

実績額を集計して、事業内容をまとめた完了報告書とともに国へ報告し、国の審査を経た後に栃木県が事業費の交付を受ける。

事業費の主たる費目は、研究指定校への事業委託費、外部講師への謝金、旅費である。

研修指定校への事業委託費は、研修指定校として選任された学校が所在する市町の教育委員会へ、研修指定校としての活動を行うために要した費用を栃木県が清算するものである。令和3年度において、市町の教育委員会から栃木県へ提出された事業の完了決算書を閲覧し、謝金、消耗品費等の費用が適切に積算され、精算金額の計算が実施されていることを確かめた。

外部講師への謝金は、栃木県が定める外部講師謝金支出基準額に基づいて支出される。外部講師謝金支出基準額と研修会の実績を閲覧、照合し、基準額通りに謝金が支出されていることを確かめた。

外部講師への旅費は、栃木県が定める旅費規定に基づいて支出される。

国へ提出される完了報告書の内容は、文部科学省主催の連絡協議会や関東甲信越ブロックの研究大会等で参加者に共有され、道德教育の質の向上に役立てられている。

第2項 子どもの読書活動推進事業

所属名：教育委員会事務局生涯学習課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

「栃木県子どもの読書活動推進計画」〔第四期期間：R1～5〕に基づき、子どもの発達の段階に応じた取組を、家庭、地域、学校等の連携・協力による社会全体で連携して推進していくとともに、子ども同士で本をすすめ合う等、人との関わりを通じて子どもの読書への関心を高める取組を推進していく。

(2) 事業の内容

① 栃木県読書活動推進協議会等

- ・ 栃木県読書活動推進協議会の開催
- ・ 子どもの読書活動関係者交流会

② 子どもの読書ボランティア指導者スキルアップ研修〔図書館令達事業〕

③ 家読（うちどく）推進事業

- ・ 子どもの読書活動推進フォーラム

④ 高校生読書活動推進事業

- ・ 読書コンシェルジュ育成事業
- ・ 高校生読書ふれあい交流事業（全国高等学校ビブリオバトル栃木県大会の開催）
- ・ 本で広げる友達の輪推進事業（「伝えよう！本の魅力コンテスト」の開催）

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	1,918	1,406	1,098	932	743
事業費実績	1,340	1,002	818	650	533

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	1,340	1,002	818	650	533

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

① 栃木県子どもの読書活動推進協議会の開催

全 1 回 構成委員数：13 名

② 子どもの読書ボランティア指導者養成講座

全 5 回 参加者：延べ 92 名

③ 家読（うちどく）推進事業

・子どもの読書活動推進フォーラム

全 1 回 参加者：51 名

④ 高校生読書活動推進事業

・高校生読書活動推進リーダー「読書コンシェルジュ」育成研修

計画 3 回 実績 2 回 読書コンシェルジュ任命者：54 名

・全国高等学校ビブリオバトル栃木県大会

全 1 回 参加者：67 名

・伝えよう！本の魅力コンテスト

応募数：ポップ部門 50 点、ツイッター部門 715 点

(6) 成果指標

◆ 1 か月に 1 冊も本（まんが・雑誌を除く）を読まない子どもの割合（不読率）

	<H29>	<H30>	<R1>	<R2>	<R3>
小学生	4.2%	7.0%	7.4%	7.6%	10.3%
中学生	11.9%	14.6%	16.1%	15.2%	15.5%
高校生	44.1%	43.8%	49.9%	51.2%	49.6%

◆ 市町の計画策定状況：平成 30 年 3 月：25 市町（100%）

◆ 「読書のきっかけ」に「友だちにすすめられたから」と回答する児童・生徒の割合

	<H29>	<H30>	<R1>	<R2>	<R3>
小学生	7.6%	5.7%	6.4%	6.6%	5.7%
中学生	7.0%	5.9%	6.7%	6.3%	5.9%
高校生	6.9%	5.7%	4.4%	4.7%	4.6%

(7) 取組の課題

- ① 1 か月に 1 冊も本を読まない子どもの割合（不読率）の改善
- ② 読書離れの傾向が顕著である高校生の読書活動の推進

③生涯にわたり主体的な読書活動を継続できるよう、読書の「質」を視野に入れた取組の推進

(8) 課題に対する対策

- ・「栃木県子どもの読書活動推進計画」の進行管理
- ・高校生読書活動推進事業の継続
- ・次期読書活動推進計画の策定

2. 監査の結果

(1) 子どもの読書ボランティア指導者の人材確保について（意見）

ア. 結論

子どもの読書ボランティア指導者について、活動を持続的なものとしていくため、定期的に募集を行い、人材確保を行うことが望まれる。

イ. 内容

子どもの読書ボランティア指導者スキルアップ研修と題して、栃木県立図書館が主体となり、子どもの読書ボランティア指導者に対して、外部講師等を招聘して研修会を実施している。これは、子どもの読書ボランティア指導者に対し、助言者としてスキルアップを図るために研修機会を提供するものである。

子どもの読書ボランティア指導者については、図書館や学校等において子どもが読書に親しむ機会を提供したり、地域や家庭で読書の意義について理解や関心を深めたりするなど、栃木県や市町が行う読書活動推進の取組に貢献する役割を有している。

この点、子どもの読書ボランティア指導者について、近年は新規募集を行っていない。新規募集を行っていないため、指導者の高齢化等によって指導者の数が今後減少していくことが見込まれる。指導者の確保が十分に行われない場合、子どもへの読書推進活動の規模も縮小していく可能性がある。

したがって、栃木県は定期的に子どもの読書ボランティア指導者の新規募集を実施し、子どもの読書推進活動の継続的な実行を図ることが望まれる。

第3節 健やかな体を育む教育の充実 施策7

第1項 学校健康管理費

細事業：児童生徒健康管理費

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

学校保健安全法第13条に基づく児童生徒の健康診断事業を実施する。

(2) 事業の内容

- ・学校保健安全法第13条に基づく結核検診、心臓検診及び腎臓検診
- ・栃木県心臓検診実施要領に基づく特別支援学校小学部4年生の心臓検診

- ・ 幼児児童の寄生虫卵検査

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	48,900	50,806	49,090	47,982	47,025
事業費実績	48,152	47,625	48,167	46,255	45,438

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	48,152	47,625	48,167	46,255	45,438

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

- ・ 児童生徒健康管理委員会 2 回開催 アレルギー等
- ・ 結核検診（高 1 対象） 11,903 人受診（受診率 99.5%）
- ・ 心臓検診（小 1、小 4、中 1、高 1 対象） 12,621 人受診（受診率 99.2%）
- ・ 腎臓検診（幼～高全学年対象） 38,326 人受診（受診率 98.5%）
- ・ 寄生虫卵検査（特別支援学校幼児～小 3 対象） 447 人受診（受診率 95.1%）
- ・ 心臓検診判定委員会 4 回開催 12,621 人判定 医師 14 人
- ・ 腎臓検診判定委員会 4 回開催 38,326 人判定 医師 6 人

(6) 成果指標

特になし。

(7) 取組の課題

引き続き受診率の維持に努める。

(8) 課題に対する対策

受診勧奨や個別事案の対応など、学校や医療機関と連携を行う。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

ア. 委託料

栃木県保健衛生事業団と随意契約となっており、随意契約である理由書、委託に関する仕様書、受託業務完了届を確認した。

イ. 成果指標

実際の受診率が 100%にならない理由は不登校生徒が主な理由となっている。受診率 100%を目標に業務は行われているが、不登校の問題を解消することは当該事業の中では困難であるため、成果指標は設定していない。

ウ. 課題に対する対策

未受診の理由を把握し、栃木県保健衛生事業団による受診について日程や場所を柔軟に対応するなどしている。また他の医療機関で個別に受診することも可能となっている。

第2項 体力向上事業費

所属名：教育委員会事務局スポーツ振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

子供たちがそれぞれの体力・年齢・目的等に応じて楽しく運動やスポーツに親しむことができるよう、運動機会の充実を図るとともに、幼少期の運動遊びの経験を重視した発達の段階に応じた体力向上を図る。

(2) 事業の内容

① 子どもの体力向上推進検討委員会の開催

子どもや幼児期の体力向上を図るため、適切な指導や施策について検討する。

- ・子どもの体力向上推進検討委員会（年2回）
- ・幼児の体力に関する検討部会（年2回）

② とちぎ元気キッズ

幼少期からの子どもの体力向上のため、体力向上サポートプログラムの普及・啓発及び研修会の実施。

- ・「体力向上サポートプログラム」の普及・啓発
特徴的な取組を実践している幼稚園、認定こども園、保育所を表彰
- ・「体力向上サポートプログラム」の活用
幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会の実施（年3回）
- ・親子体操の指導者派遣（9回）
県内大学教授を幼稚園、認定こども園、保育所等へ派遣

③ 体力・運動能力調査活用事業

児童生徒の体力向上のため、県内公立学校を対象とした調査及び指導者の研修の実施

- ・県内公立学校を対象とした調査の実施
- ・児童生徒の体力向上指導者研修会（7回）の開催
- ・体力・運動能力調査に関する表彰
「新体力テストS認定証」

「新体力テスト優秀校」表彰

- ・「体力向上サポートプログラム」の普及・啓発
特徴的な取組を実践している小学校及び義務教育学校前期課程を表彰
- ・体力・運動能力調査担当者会議の開催
各市町並びに各学校の担当者に対し、調査結果の報告や取組の改善等の協議

④ とちぎっ子体力ジャンプアッププロジェクト事業

- ・WEB サイト「とちぎっ子体力雷ジグひろば」の開設
WEB サイトを開設・活用の推進を図ることで、本県児童の運動に対する興味・関心を高め、運動好きな児童を増やすとともに教員や保護者の体力向上に向けた更なる意識の啓発を図る。
- ・体力向上エキスパートティーチャー派遣事業
県内小学校及び義務教育学校に教員 0B 等の体力向上エキスパートティーチャーを派遣することにより、各校の「走る」「跳ぶ」「投げる」といった基礎的運動能力の課題に応じた体力向上の取組や運動が苦手な児童に対する指導の充実を図る。
- ・とちまる体力アップ教室の開催
小学 4 年生(子どもの運動神経が著しく発達するゴールデンエイジ期)とその保護者等を対象に、専門的知識を有する指導者による教室を開催することで、運動好きな児童を増やし、子どもの体力向上を図る。

(3) 予算額と事業費実績 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	1,056	934	1,282	1,527	8,125
事業費実績	958	833	1,016	583	6,888

(4) 財源 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	958	833	1,016	583	6,888

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

- ① 子どもの体力向上推進検討委員会の開催
 - ・子どもの体力向上推進検討委員会 2 回開催 (6 月 10 日、1 月 20 日)
 - ・幼児の体力に関する検討部会 2 回開催 (6 月 10 日、1 月 20 日)
- ② とちぎ元気キッズ
 - ・「体力サポートプログラム」の普及・啓発 6 園表彰
 - ・「体力向上サポートプログラム」を活用した研修会の実施
(県央) 6 月 19 日県総合教育センター 参加者：50 名

(県北) 10月26日 県北体育館 参加者：17名
 (県南) 12月4日 栃木市総合体育館 参加者：11名

- ・親子体操の指導者派遣
 7月20日 芹沼保育園（日光市）参加者 74名

③ 体力・運動能力調査活用事業

- ・県内公立学校を対象とした調査の実施
- ・児童生徒の体力向上指導者研修会の実施
 宇都宮市 中止
 鹿沼市 8月2日 参加者 46名
 芳賀町 6月17日 参加者 34名
 小山市 中止
 那須烏山市 7月6日 参加者 16名
 那須塩原市 中止
 足利市 中止

- ・体力・運動能力調査に関する表彰
 「新体力テストS認定証」2,500枚交付
 「新体力テスト優秀校」表彰
 体力優秀校部門：11校表彰
 体力向上校部門：11校表彰
- ・「体力向上サポートプログラム」の普及・啓発 7校表彰
- ・体力・運動能力調査担当者会議の開催
 市町担当者会議 2月3日 オンライン開催
 学校担当者会議 2月25日 オンライン開催

④ とちぎっ子体力ジャンプアッププロジェクト事業

- ・WEBサイト「とちぎっ子体力雷ジグひろば」の開設
 主なコンテンツ
 「チャレンジランキングゾーン」 ⇒ 運動遊び時間の増
 「体力診断ゾーン」 ⇒ 自己の体力の把握
 「体力アップ動画ゾーン」 ⇒ 体育授業の充実
 ※令和3(2021)年11月2日開設
 <令和3年度実績>

サイト閲覧数	5,639回
ページ閲覧数	22,927回
チャレンジランキングゾーン閲覧数	5,919回
体力診断ゾーン閲覧数	2,122回
体力アップ動画ゾーン閲覧数	1,839回

- ・体力向上エキスパートティーチャー派遣事業
 <令和3年度実績>
 体力向上エキスパートティーチャー：22名（教員OB等）
 派遣市町数：10市町

派遣校数 : 118 校

派遣回数 : 各校に 2 回 (例 : 5~6 月×1 回、10~11 月×1 回)

・とちまる体力アップ教室の開催

〈令和 3 年度実績〉

参加対象 : 県内小学 4 年生及びその保護者

開催日及び参加者数

第 1 回 : 9 月 (新型コロナウイルス感染拡大のため動画配信)

第 2 回 : 10 月 16 日 : 80 組 160 名

第 3 回 : 11 月 13 日 : 79 組 158 名

会 場 : 日環アリーナ栃木サブアリーナ

指導者 : とちぎスポーツ医科学センター指導担当専門員

(6) 成果指標

令和 7 年度までに体力合計点で、小 5 と中 2 の男女とも全国平均を上回る

	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3
目安値	(小 5) 男 53.28 女 55.49 (中 2) 男 41.79 女 49.47	(小 5) 男 53.33 女 55.55 (中 2) 男 41.84 女 49.52	(小 5) 男 53.38 女 55.60 (中 2) 男 41.88 女 49.57	(小 5) 男 53.44 女 55.66 (中 2) 男 41.92 女 49.62	全国平均値を 上回る
県平均	(小 5) 男 53.22 女 55.44 (中 2) 男 41.75 女 49.40	(小 5) 男 53.48 女 56.04 (中 2) 男 41.63 女 50.47	(小 5) 男 52.44 女 55.49 (中 2) 男 41.32 女 50.57	実施せず	(小 5) 男 51.74 女 54.96 (中 2) 男 41.35 女 49.40
全国平均	(小 5) 男 54.16 女 55.72 (中 2) 男 42.11 女 49.97	(小 5) 男 54.21 女 55.90 (中 2) 男 42.32 女 50.61	(小 5) 男 53.61 女 55.59 (中 2) 男 41.69 女 50.22	実施せず	(小 5) 男 52.52 女 54.64 (中 2) 男 41.18 女 48.56
全国との差					(小 5) 男▲0.78 女 0.32 (中 2) 男 0.17 女 0.84

(7) 取組の課題

- ・WEB サイト活用の更なる普及・啓発
- ・体力向上エキスパートティーチャーの人材の確保
- ・体力向上エキスパートティーチャー派遣後における学校での取組の充実
- ・とちまる体力アップ教室実施地区の拡充

(8) 課題に対する対策

- ・WEBサイトを県内全小学校で活用してもらえよう、市町教育委員会等との連携によりさらなる周知を図る。
- ・体力向上エキスパートティーチャーを教員OBだけでなく、運動・スポーツの指導に専門的な知識をもつ指導者も対象に確保する。
- ・体力向上エキスパートティーチャー派遣後も学校において継続した取組が図られるよう体制の構築を図っていく。
- ・とちまる体力アップ教室の開催を県央地区だけでなく、県北・県南地区に拡充して実施する。

2. 監査の結果

(1) 子どもの体力向上推進検討委員会の開催

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

県内大学教授や県教育委員会事務局等の有識者が委員となり、子ども（小学校、中学校、高校）に関して年2回、幼児（小学校未満）に関して年2回、計4回の体力向上に向けた検討会を開催している。

体調不良等の突発的な事情がない限り、委員の全員が参加している状況である。

令和3年度において開催された計4回全ての議事録を閲覧し、各委員から意見、検討結果が話し合われ、委員会が適切に実施されていることを確認した。

(2) とちぎ元気キッズ

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

幼少期の子どもを対象として、栃木県が策定した「体力向上サポートプログラム」の普及や活用を促進している。

幼稚園等の表彰は実施要領に基づいて行っている。

また、指導者である幼稚園教諭や保育士等には栃木県内の大学教授が研修会を実施している。県北、県南開催については、新型コロナウイルス感染症が流行していた時期であり、県央開催に比較して参加者が少なかった。

また、幼稚園等からの申請に基づき、栃木県内の9箇所の幼稚園等を対象に、当該幼稚園等に通っている幼児とその親が実施する親子体操の指導者を派遣している。令和3年度においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大を原因として幼稚園等からの開催中止の要請が相次ぎ、開催ができたのは1箇所のみとなった。

(3) 体力・運動能力調査活用事業

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

毎年全国で実施される体力・運動能力調査は小学5年生の男女と中学2年生の男女のみが対象となっている。そこで栃木県は、全国の調査で対象外となる小学1年生から高校3年生までの子どもを対象に調査を独自に実施している。調査項目は全国の調査と同じである。

また、小学校、中学校の教員を対象に、児童生徒の体力向上のための研修会を実施している。教育事務所が所在する栃木県内の7箇所の地域において研修会を実施しており、栃木県内の大学教授が各回、それぞれの地域の児童生徒の特徴、傾向に応じた研修を実施している。

(4) とちぎっ子体力ジャンプアッププロジェクト事業

ア. 結論

特に問題はなかった。

イ. 内容

(ア) WEBサイト「とちぎっ子体力雷ジグひろば」の開設

公募型プロポーザルにより決定した業者に発注し、WEBサイト「とちぎっ子体力雷ジグひろば」を制作している。当該WEBサイトは新体力テスト結果の集計機能も備えている。従来、新体力テストの結果は表計算ソフト等で集計を行っていたところ、本WEBサイトの導入により集計作業が大きく効率化されたとのことである。公募型プロポーザルの実施要領、審査基準、応募業者の評価総括表等を閲覧した結果、公募型プロポーザルの実施過程に特に問題は見受けられなかった。

本事業は、WEBサイトの閲覧数を成果指標として取り組みを進めている。新型コロナウイルス感染拡大によって課外活動が制限される中で、WEBサイトの動画を視聴しながら運動を行う子どもを増やしていきたいという狙いがある。

(イ) 体力向上エキスパートティーチャー派遣事業

教員OB等から構成される体力向上エキスパートティーチャーを県内の小学校へ派遣し、担任教員と一緒に体育の授業に参加してもらう取り組みを行っている。

生徒にとっては、豊富な指導経験を有する教員OB等から体育の指導を受けることができるという効果がある。

また、小学校の教員は複数教科を受け持つことになり、必ずしも体育に関して豊富な知識、経験を有している教員ばかりではない状況である。したがって、担任教員にとっては、体力向上エキスパートティーチャーと共に体育の授業を実施することで、体育の授業構成等を改善するための学びの機会が得られるという効果がある。派遣先の小学校の教員からは派遣後にアンケートを実施し、栃木県はそのアンケート結果を集計している。令和3年度のアンケート結果を閲覧したところ、派遣先の小学校の教員が派遣後に体育の授業において工夫・改善活動を行っていること

を確かめた。

体力向上エキスパートティーチャーの明確な採用基準は存在しないが、教員OBや過去スポーツクラブにおける指導者の経験がある者に限定して採用を行い、質の確保を行っているとのことである。

(ウ) とちまる体力アップ教室の開催

県内小学4年生及びその保護者に対して、とちぎスポーツ医科学センターの指導担当専門員が、子どもの体力向上のための教室を開催している。令和3年度は100組200名を定員として参加者を応募したが、応募数が定員数を上回っており、参加者数を定員数まで絞っている。

とちまる体力アップ教室に関しては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から動画による配信も行っている。

第5章 自分の未来を創る力を育む

第1節 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実 基本施策8

第1項 学校生活適応支援事業費

細事業：不登校児童生徒に対する支援推進事業費

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本方針を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育の機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、フリースクールを含む民間団体等の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制の整備を推進する。

(2) 事業の内容

① 不登校児童生徒支援連絡協議会の実施

【対象】 教育支援センター（適応指導教室）担当者、教育委員会担当者 等

【内容】 講話、協議 等

② 学校以外の場における教育機会の確保に関する連絡会の実施

【対象】 フリースクール等の民間施設・団体担当者、教育委員会担当者 等

【内容】 説明、情報交換 等

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
予算額	-	-	-	622	531
事業費実績	-	-	-	310	92

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
国庫支出金	-	-	-	103	30
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	207	62

(5) 令和3年度の取組と実施状況

① 不登校児童生徒支援連絡協議会の実施

【日時】 第1回：令和3年5月27日（木）13:30～16:30

【内容】・ 説明 本県における不登校児童生徒の現状等

- ・ 協議 「不登校児童生徒への支援や連携等について ～コロナ禍における課題と効果的な支援等について～」

第2回：令和3年11月4日（木）13:30～16:30

- ・ 講話 「児童生徒へのよりよいかかわりのために」

総合教育センター教育相談部

- ・ 協議 「不登校児童生徒への効果的な関わりについて」

② 学校以外における教育機会の確保に関する連絡会の実施

【対象】 令和3年10月13日（水）13:30～16:30

【内容】・ 説明 栃木県の不登校の現状と課題等

- ・ 情報交換 「フリースクール等の民間施設・団体における現状と課題について」

(6) 成果指標 なし

(7) 取組の課題

- ・ 教育支援センター（適応指導教室）や県内フリースクール等の民間施設・団体における取組など必要な情報の発信
- ・ 県内フリースクール等の民間施設・団体を含む関係機関と教育委員会等との連携強化

(8) 課題に対する対策

- ・ 不登校児童生徒の保護者に対し、不登校児童生徒に対する支援を行う関係機関の所在地や取組内容などについての情報を提供していく。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

当事業は令和2年度より開始した事業である。多くの教育支援担当者及び市町の教育委員会担当者が不登校児童生徒支援連絡協議会に参加していることを確認した。

事業費は講師謝金及び旅費である。旅費は自家用車を使用した場合に支給するが、公用車を使用した場合には支給していない。令和2年度及び3年度とも多くの参加者は公用車を使用したことから旅費が低額となり、予算額と比較し事業費実績は低額となっている。

第2項 学校生活適応支援事業費

細事業：不登校児童生徒に対する経済的支援推進事業費

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本方針を踏まえ、経済的な理由で教育支援センター（適応指導教室）等に通うことが困難な児童生徒について、社会的自立に向けた学習等の活動に取り組むことができるよう支援を行う。

(2) 事業の内容

経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒が、教育支援センター（適応指導教室）等で活動を行うために必要な経費の支援を行う。

現行の就学援助における援助額を踏まえ、県教育委員会が支援金の額を設定した上で、当該児童生徒の保護者に直接支払う。

・ 事業費算定根拠

① 支給対象者

公立小・中学校及び義務教育学校（以下「小・中学校」）に在籍する児童生徒の保護者のうち、次のア～オの全てに該当する者とする。

ア 栃木県内に住所を有すること。

イ 当該児童又は生徒が、事業実施年度において、教育支援センター（適応指導教室）等で学ぶ不登校児童生徒であること。

ウ 当該児童又は生徒が在籍する小・中学校において、当該学校と十分な連携・協力関係の下、教育支援センター（適応指導教室）等での活動により、指導要録上「出席扱い」となっていること。

エ 当該児童又は生徒の保護者が、学校教育法第 19 条に規定する「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者」に相当する者で、住所を有する市町から就学援助の認定を受けている者。ただし、就学援助等、他の制度により通学費、校外活動費が全て支給されている場合は除く。

オ 文部科学省の「いじめ対策・不登校支援等推進事業委託事業」による調査研究であることから、アンケート等の調査に協力し、同意できる者。

② 支給対象経費

教育支援センター（適応指導教室）等に通うための交通費及び体験活動や実習等に要する実費

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	-	-	3,600
事業費実績	-	-	-	-	203

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	203
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	-	-

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

・ 申請者 15 名に対し、支給総額は 203,362 円であった（表 1）。対象経費ごとにみる

と、交通費が126,632円、活動費が76,730円であった。

- ・活動費の申請者をみると、教育支援センター（適応指導教室）に通う者が5名、民間団体に通う者が3名であった。

活動費の支給総額に占める割合では、約9割が民間団体における活動費であった。民間団体に通う申請者からの活動費は、交通費と活動を合わせると上限1万円を超えている。

(表1)

項目	教育支援センター	民間団体	支給総額
支給額	113,362円	90,000円	203,362円
(内訳)	教育支援センター	民間団体	支給総額
交通費	105,422円	21,210円	126,632円
活動費	7,940円	68,790円	76,730円

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

引き続き、本事業の活用について周知に努めていく。

本事業は国の調査研究であることから、当該家庭への経済的支援が、不登校児童生徒の社会的自律に及ぼす効果等について多角的・多面的に実態把握に努めていく。

(8) 課題に対する対策

経済的支援を要する家庭の実態の把握に努め、県教育委員会のホームページ等を活用し、一層の周知活動に努める。

当該児童生徒の自己肯定感や社会的自立に向けた意識の変化等について把握できるよう調査内容の見直しを図る。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

当事業は令和3年度から開始した事業である。国は不登校児童生徒かつ生活困窮世帯を調査研究対象としており、事業開始前に国と協議し調査研究に資する事業内容であれば補助金受給対象となり県は事業を実施する。

支給対象者は、(2)事業の内容に記載のとおり、アンケート等の調査に協力が必要である。令和3年度は、事前アンケートと事後アンケートを実施し、支給対象者全員からアンケートを回収できたとのことであった。アンケート内容、アンケート対象者は県で決定するが、令和3年度は保護者及び教育支援センター（適応指導教

室)等の指導者に対しアンケートを実施した。なお、令和4年度は生徒児童もアンケート対象としているとのことである。

当初予算では3,600千円(30名×1万円(1か月上限)×12か月)としたが、実績は203千円で消化率5.6%と低調であった。一つの要因は、当事業を実施するにあたり国との事前協議時期、アンケートのとりまとめ、支給手続き等の関係で支給対象期間が6月から12月の7か月に短縮されたことがあげられる。

また、広く認知されるようにチラシ等の配布を行っているか質問を行ったところ、以下の回答があった。県としては実務を市町の担当者へ依頼しているが、市町では不登校児童生徒及び就学援助の認定状況を把握しているため、当事業を活用できる対象者を把握しており直接コンタクトをとれることからチラシ等の配布は必要とないと判断している。令和2年度に実施した「適応指導教室及び民間団体等との連帯に関する実態調査」において、経済的支援が必要な不登校児童生徒数は28名であったため、利用想定人数を30名と想定し予算確保したとのことである。令和3年度は利用想定人数の半数である15名からのみの申請であったが、アンケートの協力に抵抗を示す保護者等もいることから申請件数が少なかったと推測しており、県及び市町の周知活動が不十分であったという結果ではないと考えているとのことである。

なお、対象者が少数かつ限定的であるが保護者等からの問い合わせもあることから、県のホームページで概要を公表している。

第3項 学校生活適応応援事業費(会計年度任用職員(パート))

細事業:スクールカウンセラー等活用事業(会計年度任用職員費(パート))

所属名:教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを中学校等に配置し、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に努める。

また、いじめ防止対策推進法に基づいた全ての学校における相談体制充実のため、専門的な知識を有する者、学校の求めに応じて派遣される者として、各教育事務所単位でスーパーバイザーを配置することにより、学校やスクールカウンセラー等の支援を行う。

(2) 事業の内容

現在に至るまでの事業経過

- 平成7年度より実施している。(小・中・高、各1校)
- 平成12年度まで国の委託事業。
- 平成13年度から国の補助事業(国庫1/2補助)
- 平成20年度から国の補助額変更(国庫1/3補助)
 - ・スクールカウンセラーは、中学校配置を基本とする。
 - ・平成19年度までは、配置校全体の1割以内の範囲で小学校又は高等学校にも配置できるとされていた。

- ・拠点校となる中学校及び高等学校は、学区内の学校（小・中学校、高等学校）を対象校として、配置されたカウンセラーを活用することができる。
- 平成 22 年度から、条例の改正により 1 日当たりの勤務時間が 8 時間から 7 時間 45 分に変更となった。
- 平成 25 年度までは、「8 学級以上の中学校に配置」の方針。毎年、スクールカウンセラーを 4 名ずつ増やして、配置拡充を行った。
- 平成 26 年度からは、「中学校全校配置」という国の方針、「いじめ防止対策推進法」における学校組織の充実を図るため、6 年間（平成 26 年～平成 31 年）で中学校全校配置拡充を行った。
- 平成 28 年度に、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（厚労省）」や「ニッポン一億総活躍プラン」を受けて、「公立全小中学校配置」と国の方針が変更された。
- 平成 29 年に、「教育の機会確保法(2017 年 2 月施行)」に、学校における取組への支援に対して必要な措置を講ずるように努めることが明記された。

(学校における取組への支援)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

- 平成 29 年に、「学校教育法施行規則」の一部改正により、法令上にスクールカウンセラーを位置付けした。

第 65 条の 2 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

- 平成 30 年に、第三期教育振興基本計画の「教職員指導体制・指導環境の整備」に、「全公立小中学校配置」とした。
- 令和元年に、「公立全中学校全校配置」が完了した。国の方針である「全公立小中学校配置」に向けて、小学校全校への配置拡充を行う。

小学校における相談要望の増加やスクールカウンセラーを幅広く活用する観点から、拠点校方式（中－中配置及び中－小配置）により配置している。問題行動等の発生率の高い 8 学級以上の中学校への配置を平成25年度までに完了した。平成26年度から、スクールカウンセラーの配置率が低い地区に優先的に配置するなど、計画的な配置拡充を進め、令和 2 年度に県内全ての公立小中学校に配置が完了した。

また、緊急時の対応や相談体制の支援等を行うために、各教育事務所管内にスーパーバイザーを 1 名ずつ配置している。

①スクールカウンセラー等業務内容

- ア 児童生徒等へのカウンセリング
- イ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ウ 児童生徒についてのアセスメント
- エ 校内研修（事例研究会、教員や保護者等への講習や講演）、教育プログラム（児童生徒に生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育）の実施
- オ その他、各学校の教育相談において必要と認められるもの

②スクールカウンセラー担当者連絡協議会の実施

- ・各教育事務所ごとに実施

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	181,356	184,736	195,664	205,325	202,325
事業費実績	165,763	171,677	181,487	198,212	196,148

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	55,254	57,224	60,494	66,069	65,383
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	110,509	114,453	120,993	132,143	130,765

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

○ 配置人数・配置校数・資格・主な勤務形態について

・ スクールカウンセラー等の配置人数

配置人数 中学校 148 名 義務教育学校 3 名

配置校数 小学校 348 校（対象校）

中学校 153 校（拠点校 148 校、対象校 5 校）

義務教育学校 3 校

・ 資格

スクールカウンセラーについて

公認心理師もしくは臨床心理士 38 名

公認心理師・臨床心理士の 2 つに該当 62 名

大学教授等 4 名

スクールカウンセラーに準ずる者について

大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1 年以上の経験を有する者 6 名

大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5 年以上の経験を有する者 22 名

・ 勤務形態

拠点校方式 279 時間

「年間 36 週・週 1 回 7 時間 45 分」又は

「年間 34 週・週 2 回 4 時間＋年間 1 週・4 時間と 3 時間」

○ スクールカウンセラーによる相談件数の推移（令和 4 年 6 月現在）

年度	生徒対象															保護者 対象	教職員 対象	校内 研修会
	不	い	暴	虐	友	貧	非	家	教	心	学	発	そ	性				
平 29	11,639	2,266	133			2,462		986	806					4,986		7,012	20,541	2,100
平 30	12,369	2,454	195			2,426		1,142	933					5,155		7,191	21,469	1,974
令元	12,507	2,445	141	35	68	2,032	9	60	1,185	208	1,766	1,276	996	2,249	37	7,985	22,909	1,621
令 2	13,400	2,311	65	32	53	1,513	6	45	1,548	219	2,775	1,410	1,091	2,308	24	8,392	24,654	1,564
令 3	16,436	2,274	93	28	82	2,059	9	46	2,031	275	3,777	2,050	1,346	2,355	11	9,241	20,571	1,689

不：不登校　い：いじめ　暴：暴力　虐：虐待　友：友人　貧：貧困　非：非行
 家：家庭　教：教職員　心：心身　学：学業　発：発達　そ：その他　性：性被害
 保：保護者対象　職：教職員対象　研：校内研修会
 ※非行の欄の平成30年までの数値は、「問題行動」の数値である。

○ 各教育事務所におけるスクールカウンセラー等活用事業連絡協議会の実施日

- ・河内教育事務所　　4月13日（火）
- ・上都賀教育事務所　4月12日（月）
- ・芳賀教育事務所　　4月13日（火）
- ・下都賀教育事務所　4月13日（火）
- ・塩谷南那須教育事務所　書面開催
- ・那須教育事務所　　4月13日（火）
- ・安足教育事務所　　4月16日（金）

○ 実施内容

- ・本事業の内容説明
- ・本県における現状と課題について
- ・市町教育委員会、学校担当者との打合せ

(6) 成果指標

- ・ 問題行動・不登校等調査における不登校児童生徒数の改善
- ・ 問題行動・不登校等調査における不登校解消数の増加
- ・ 校内研修・教育プログラムの充実

(7) 取組の課題

- ・ スクールカウンセラーの資質向上に向けての取組（講話・研修等）を充実させていく必要がある。
- ・ 学校担当者（コーディネーター）の研修機会を確保する必要がある。

(8) 課題に対する対策

- ・ 県公認心理師協会が主催する研修会が年間3回実施されており、スクールカウンセラーの資質向上を図るため、参加を促している。第1回の研修会において

は、県教育委員会の担当者が講師として参加し、資質向上に向けて、研修機会の確保に努めるよう働きかけている。

- ・ 各地区で実施されている連絡協議会においても、県心理師教育協会が主催する研修会のみならず、各種研修の参加を働きかけている。
- ・ スクールカウンセラーによる校内研修会が減少しているため、令和4年度から栃木県総合教育センターと連携し、学校の教育相談担当者への研修を実施し、教員の教育相談の対する資質向上が図れるよう校内研修の充実について働きかけていく。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

当事業は公立の小中学校（県立中学校3校を除く）を対象としており、県立中学校及び県立高校のスクールカウンセラー事業は高校教育課にて実施している。

(6) 成果指標の具体的な数字は以下の通りである。

不登校児童生徒数は年々増加している。新型コロナウイルス禍での生活リズムの乱れや交友関係構築の難しさなど複合的な要因により、登校意欲の低下に繋がった可能性があり、不登校児童生徒が増加したと分析している。当事業の活用により不登校児童生徒数の改善が期待される。

・ 問題行動・不登校等調査における不登校児童生徒数の改善

年 度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	R2→R3 増減
小学校	人数	506	629	737	900	973	1,181	+ 208
	出現率	0.49	0.62	0.74	0.91	1.01	1.24	+ 0.23
中学校	人数	1,884	1,965	2,100	2,207	2,380	3,007	+ 627
	出現率	3.52	3.75	4.09	4.37	4.74	6.03	+ 1.29
小中計	人数	2,390	2,594	2,837	3,107	3,353	4,188	+ 835
	出現率	1.53	1.69	1.87	2.08	2.29	2.89	+ 0.6
高校	人数	603	669	754	694	607	763	+ 156
	出現率	1.61	1.80	2.04	1.90	1.70	2.19	+ 0.49

・問題行動・不登校等調査における不登校解消数の増加

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小学校	人数	177	246	283	351	442
	割合	28.1	33.4	31.4	36.1	37.4
中学校	人数	700	684	695	915	1,199
	割合	35.6	32.6	31.5	38.4	39.9
高等学校	人数	309	310	264	242	360
	割合	46.2	41.1	38.0	39.9	47.2
合計	人数	1,186	1,240	1,242	1,508	2,001
	割合	36.3	34.5	32.7	38.1	40.4

・校内研修・教育プログラムの充実

(S C を講師とした校内研修数 (対象校も含む))

項目	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
配置学校数	451		464		488		526		535	
校内研修 / 1 校あたり	2,100	4.66	1,974	4.25	1,621	3.32	1,564	2.97	1,689	3.16

第 4 項 スクールカウンセラー活用事業費 (会計年度任用職員費 (パート))

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に努める。

また、いじめ防止対策推進法に基づいた全ての学校における相談体制充実のため、専門的な知識を有する者、学校の求めに応じて派遣される者として、各教育事務所単位でスーパーバイザーを配置することにより、学校やスクールカウンセラー等の支援を行う。

(2) 事業の内容

ア 現在に至るまでの事業経過

○平成 7 年度より実施 (小・中・高、各 1 校)

○平成 12 年度まで国の委託事業。

○平成 13 年度から国の補助事業 (国庫 1/2 補助)

○平成 20 年度から国の補助額変更 (国庫 1/3 補助)

○平成 26 年度からは、「中学校全校配置」という国の方針、「いじめ防止対策推進法」における学校組織の充実を図るため、6 年間 (平成 26 年～平成 31 年) で中学校全校配置拡充を行った。

○平成 28 年度に、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト (厚労省)」や「ニッポン一億総活躍プラン」を受けて、「公立全小中学校配置」と国の方針が変更された。

○令和元年、「公立全中学校全校配置」、令和2年に、「公立全小中学全校配置」が完了した。

○令和3年度は、県立中学校3校、及び県立高校31校にスクールカウンセラーを配置している。県立中学校の配置率は100%、県立高校の配置率は50.8%である。令和2年度には、公立小・中学校におけるスクールカウンセラーの全校配置が実現したことから、高校においても、配置拡充を進めている。

イ スクールカウンセラー等業務内容

- ・ 児童生徒等へのカウンセリング
- ・ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ・ 児童生徒についてのアセスメント
- ・ 校内研修（事例研究会、教員や保護者等への講習や講演）、教育プログラム（児童生徒に生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育）の実施
- ・ その他、各学校の教育相談において必要と認められるもの

ウ スクールカウンセラー等の勤務

1校あたり年間18日の勤務で、2校勤務を基本とする。

エ スクールカウンセラー担当者連絡協議会の実施

年度当初に、スクールカウンセラーや学校担当者を対象に実施

オ スーパーバイザー制度

緊急時の対応や相談体制の支援等を行うために、各教育事務所管内にスーパーバイザーを1名ずつ配置

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	14,299	14,254	14,254	20,140	25,968
事業費実績	13,606	13,714	13,596	18,983	24,803

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	4,534	4,570	4,562	6,326	8,293
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	9,072	9,144	9,034	12,657	16,510

(5) 令和3年度の取組と実施状況

ア 配置校数・資格について

○スクールカウンセラー等の配置校

県立中学校 3校

県立高等学校 31校

○保有する資格

- ・スクールカウンセラーについて
 - 公認心理師もしくは臨床心理士 4名
 - 公認心理師・臨床心理士の2つに該当 15名
 - 臨床心理士・大学教授等の2つに該当 1名
- ・スクールカウンセラーに準ずる者について
 - 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者 2名

イ スクールカウンセラーによる相談件数の推移

年度	生徒対象															保護者 対象	教職員 対象	校内 研修会
	不	い	暴	虐	友	貧	非	家	教	心	学	発	そ	性				
平29	11,639	2,266	133			2,462		986	806					4,986		7,012	20,541	2,100
平30	12,369	2,454	195			2,426		1,142	933					5,155		7,191	21,469	1,974
令元	12,507	2,445	141	35	68	2,032	9	60	1,185	208	1,766	1,276	996	2,249	37	7,985	22,909	1,621
令2	13,400	2,311	65	32	53	1,513	6	45	1,548	219	2,775	1,410	1,091	2,308	24	8,392	24,654	1,564
令3	16,436	2,274	93	28	82	2,059	9	46	2,031	275	3,777	2,050	1,346	2,355	11	9,241	20,571	1,689

不：不登校 い：いじめ 暴：暴力 虐：虐待 友：友人 貧：貧困 非：非行
 家：家庭 教：教職員 心：心身 学：学業 発：発達 そ：その他 性：性被害
 保：保護者対象 職：教職員対象 研：校内研修会
 ※非行の欄の平成30年までの数値は、「問題行動」の数値である。

ウ スクールカウンセラー等活用事業連絡会議の実施

- ・期 日 令和3年4月8日（火）
- ・参加者 スクールカウンセラー、学校担当者
- ・内 容 本事業の趣旨や本県の現状等の説明 各校での取組等についての協議

(6) 成果指標

- ・ 問題行動・不登校等調査における不登校児童生徒数の改善
- ・ 問題行動・不登校等調査における不登校解消数の増加
- ・ 校内研修・教育プログラムの充実

(7) 取組の課題

- ・ スクールカウンセラーの資質向上に向けての取組（講話・研修等）を充実させていく必要がある。
- ・ 学校担当者（コーディネーター）の研修機会を確保する必要がある。

(8) 課題に対する対策

- ・ 県公認心理師協会が主催する研修会が年間3回実施されており、スクールカウンセラーの資質向上を図るため、参加を促している。第1回の研修会においては、県教育委員会の担当者が講師として参加し、資質向上に向けて、研修機会の確保に努めるよう働きかけている。
- ・ スクールカウンセラーによる校内研修会が減少しているため、学校の教育相談担当が参加する学校教育相談連絡協議会において、スクールカウンセラーを講師

等として活用した、校内研修の充実について働きかけている。

- ・ 学校担当者（コーディネーター）等の資質向上のため、今後、総合教育センターと連携して、研修を実施する。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

当事業は県立中学校及び県立高校を対象としており、公立の小中学校（県立中学校3校除く）のスクールカウンセラー事業は義務教育課にて実施している。

(2) 事業の内容に記載の通り令和2年度において、スクールカウンセラーは公立の小中学校全てに配置完了したが、県立高校は令和3年度時点で31校のみの配置である。県立高校は60校あり、約半数しか配置できていない状況である。

県立高校の配置優先順位は、問題行動や不登校等の生徒指導上の課題の状況を考慮して決定したとのことである。未配置の29校については、スクールカウンセラーの関与はない状況である。生徒や教職員の状況は毎年変わることから、早急に全校配置することが望まれる。

(6) 成果指標の具体的な数字については義務教育課が担当する学校生活適応応援事業費（会計年度任用職員（パート））（細事業：スクールカウンセラー等活用事業（会計年度任用職員費（パート））参照。

第5項 家庭教育支援事業費

細事業：家庭教育相談事業費

家庭教育相談強化事業費

所属名：教育委員会事務局生涯学習課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

乳幼児期から高校生の時期の子どもを持つ保護者等の家庭教育や子育てに関する幅広い問題及び児童生徒の様々な悩みやいじめ問題の解決に資するため、電話及びメールによる相談を実施する。

(2) 事業の内容

① 相談名称 総称「ホットほっと電話相談」

・ 保護者専用「家庭教育ホットライン」 ☎028-665-7867

・ 子ども専用「いじめ相談さわやかテレホン」 ☎028-665-9999

※文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」に接続 ☎0120-0-78310

・ 保護者、子ども専用「メール相談」

② 相談時間

- ・家庭教育ホットライン 【月～金曜日 8:30～21:30 土曜日 8:30～17:30】
※上記時間外と日曜・祝日・年末年始は、いじめ相談さわやかテレホンで対応
- ・いじめ相談さわやかテレホン 【毎日 24 時間】
- ・メール相談 【毎日 24 時間受信】

③ 相談員

カウンセリングについて一定の知識があると認められる者を対象として、県が実施する「ホットほっと電話相談員養成研修」（概ね5年に1回実施）を受講し、実技及び面接審査に合格した者を「ホットほっと電話相談員」として教育長が委嘱する。直近では、令和2年度に養成研修を実施した。

※令和2年度 電話相談員養成研修受講者数 10名

④ 相談員数 令和3年度委嘱者数：42名（前年度比：－5名）

⑤ 相談員配置体制（令和3年度）

		Aタイム(5h) 8:30～13:30	Bタイム(4h) 13:30～17:30	Cタイム(4h) 17:30～21:30	Dタイム(11h) 21:30～8:30
月～金曜日	いじめ相談さわやかテレホン	2名	2名	2名	(委託)
	家庭教育ホットライン				留守電・FAX
	メール相談	(職員対応)		受信のみ	
土曜日	いじめ相談さわやかテレホン	1名 (自宅)	1名 (自宅)	(委託)	
	家庭教育ホットライン			留守電・FAX	
	メール相談	受信のみ			
日曜日、 年末年始等	いじめ相談さわやかテレホン	(委託)			
	家庭教育ホットライン	留守電・FAX			
	メール相談	受信のみ			

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	14,625	14,077	13,335	14,021	13,356
事業費実績	13,827	13,546	12,876	12,837	12,818

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	1,534	1,548	1,750	1,784	1,733
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	12,293	11,998	11,126	11,053	11,085

(5) 令和3年度の取組と実施状況

回線／年度	平成30	令和元	令和2	令和3
家庭教育ホットライン	769	643	645	643
いじめ相談さわやか テレホン（うち夜間）	800 (200)	768 (177)	880 (252)	879 (245)
電話相談 計	1,569 (200)	1,411 (177)	1,525 (252)	1,522 (245)
メール相談件数（件）	70	77	67	78

※（ ）内は夜間相談件数

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

電話相談員の確保及び資質の向上を図り、安定的・継続的に電話相談が実施できる体制を整備する必要がある。

(8) 課題に対する対策

- ・電話相談員の確保
- ・電話相談員への研修の実施

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

県が委嘱する相談員は一定の知識があると認められること及び県が実施する「ホットはっと電話相談員養成研修」を受講していることが必要である。これに対し、夜間等に業務を実施する委託先の相談員は、業務委託契約書において公認心理士、臨床心理士、学校教育法に基づく大学又は大学院において心理学を主として専攻し終了した者等といった要件を求めている。県は委託先より業務責任者及び電話相談員の名簿を受領し要件を満たしているか確認を行っている。

メール相談は生涯学習課が担当しており、より個別具体的かつ専門的な見地で相談ができるように県の電話相談等適切な相談窓口を紹介しているとのことである。

第6項 スクールサポート推進事業（会計年度任用職員（パート））

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

各学校における児童・生徒指導上の諸課題への組織的な対応の充実に向け、各教育事務所に、児童・生徒指導担当指導主事2名、スクールサポーター(学校管理職0B)2名で構成される「いじめ・不登校等対策チーム」を設置し、学校訪問等を通じて、学校支援等を行う。

(2) 事業の内容

- ①スクールサポーター(会計年度任用職員)を各教育事務所に2人(学校管理職0B)ずつ配置。
- ②学校訪問を通じた、管内の各学校が抱える児童・生徒指導に関する課題等の把握及び解決に向けた指導・支援。
- ③学校関係者からの電話や教育事務所への来所による相談への対応。
- ④学校事故など緊急時の学校や市町教育委員会への支援。
- ⑤教育事務所管内の学校の児童指導主任・生徒指導主事等を対象に、児童・生徒指導の推進を目的とした研修会や校内研修会の実施。
- ⑥問題行動を起こす児童生徒等に対する、教育事務所が主体となったサポートチームの編成、市町教育委員会等との連携による、当該児童生徒の立ち直りに向けた支援。

(3) 予算額と事業費実績(単位:千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額		34,057	34,393	36,064	35,047
事業費実績		33,996	33,938	34,027	33,782

(4) 財源(単位:千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金		—	—	—	—
地方債		—	—	—	—
その他		—	—	—	—
一般財源		33,996	33,938	34,027	33,782

(5) 令和3年度の取組と実施状況

- ①スクールサポーターの配置 学校管理職0B14人を配置。
- ②学校等訪問回数 795回
- ③電話・来所相談対応件数 323件
- ④主な相談内容
不登校への対応 711件、学校の指導体制 582件
いじめへの対応 221件、暴力行為 77件

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

各教育事務所「いじめ・不登校等対策チーム」の活動状況等に関する情報や各地区児童・生徒指導上の課題等を共有し、県全体の児童・生徒指導体制の推進に向けた協議を一層深める必要がある。

(8) 課題に対する対策

「いじめ・不登校等対策チーム」の構成員が参加する担当者会議や各種研修会を通じて、各地区における児童・生徒指導の取組状況、児童生徒等の実態、学校支援の状況等について情報共有を行うとともに、取組方針等について協議する。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

当事業は平成 29 年度以前から実施されているが、教育委員会事務局学校安全課の担当となったのが平成 30 年度であるため、上記(3) 予算額と事業費実績及び(4) 財源の表では平成 30 年度以降分につき金額を記載している。

会計年度任用職員であるスクールサポーターとして校長、教頭経験者の学校管理職 0B を採用し、各教育事務所に 2 名ずつ配置している。スクールサポーターは、午前 9 時から午後 4 時までの勤務であり、1 週間の勤務時間は 30 時間となっている。

給与は月給制であることから、条例等に基づき地域手当、期末手当の対象となっていることを確認した。

第 7 項 スクールソーシャルワーカー活用事業費

所属名 教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

・様々な課題を抱えた児童生徒の置かれた環境の改善を図るため、福祉的支援が必要な家庭に対し、スクールソーシャルワーカー(以下、SSW とする)の配置・活用を通じて、関係機関と連携し、家庭支援体制づくりに向けた取組を実施。

(2) 事業の内容

- ① 県 SSW への助言、SSW 研修会及び地区別連絡会議において指導等を行うスーパーバイザーの配置
- ② 県 SSW、市町 SSW 及び担当者の資質・対応力向上を目的とした研修会の実施
- ③ 専門的な知識や技術を備えた人材の継続的な確保に向け、県 SSW の養成を目的とした県 SSW 養成研修会の実施

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額		279	279	279	710
事業費実績		104	162	167	297

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金		34	54	55	99
地方債		—	—	—	—
その他		—	—	—	—
一般財源		70	108	112	198

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

- ①白梅学園大学牧野晶哲准教授をスーパーバイザーとして任命。
- ②SSW 研修会
 - ・第 1 回 令和 3 年 7 月 19 日(月) 53 人参加
 - ・第 2 回 令和 3 年 12 月 20 日(月) 61 人参加
- ③県 SSW 養成研修会
 - ・年 3 回実施 53 人参加

(6) 成果指標

特になし。

(7) 取組の課題

- ・県・市町スクールソーシャルワーカーの役割分担。
- ・県スクールソーシャルワーカー養成研修会の内容等の確立。

(8) 課題に対する対策

- ・定期的な学校訪問に加え、市町教育委員会を拠点とした訪問の実施。
- ・県社会福祉士会等と連携した検討の実施。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

県 SSW 養成研修会は年 3 回（3 回 1 セット）実施しており、全て受講した者に修了証を授与している。参加対象者は、県 SSW の業務に関心のある者や将来県 SSW として学校現場で働きたいと考えている者（学生の参加も可能）である。令和 3 年度は新型

コロナウイルス感染症の影響でリモート開催となった。令和3年度は募集枠30名のところ募集枠を超える53名から応募があり、53名全員を受講対象とした。

なお、SSW研修会の参加者は県及び市町のSSW、市の教育員会担当者や指導主事であり、県のSSWに限定せず多くの関係者に参加を呼び掛けている。県SSWには担当学校でのケース会議等、研修会当日に対応すべきケースがある場合を除き出席を求めている。なお、SSW研修会への参加は県SSWの継続要件とはなっていない。

第8項 スクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員（パート））

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

- ・様々な課題を抱えた児童生徒の置かれた環境の改善を図るため、福祉的支援が必要な家庭に対し、スクールソーシャルワーカー(以下、SSWとする)の配置・活用を通じて、関係機関と連携し、家庭支援体制づくりに向けた取組を実施。

※SSW人件費を計上

(2) 事業の内容

- ・社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者等を県SSWとして、全ての中学校区(宇都宮市を除く)に配置。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額		9,707	10,512	10,532	47,965
事業費実績		8,208	8,992	9,580	42,585

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金		2,722	3,065	3,190	14,199
地方債		—	—	—	—
その他		—	—	—	—
一般財源		5,486	5,927	6,390	28,386

(5) 令和3年度の取組と実施状況

- ・県SSWとして23人配置。

(6) 成果指標

- ・特になし。

(7) 取組の課題

- ・県スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実。
- ・社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者の確保。

(8) 課題に対する対策

- ・令和4年度33人に増員。
- ・有資格者の確保に向け、早期の募集を検討。

2. 監査の結果

(1) 適正人員の確保について（意見）

ア. 結論

目標としている配置計画が達成できておらず、想定した事業効果が不十分なことから、必要な人員を確保し、より一層の成果が上げられるよう、SSWの認知度の向上や募集方法の見直しも含め様々な工夫が必要である。

イ. 内容

当事業は、宇都宮市を除く中学校区を対象としている。中核市である宇都宮市は国の直接事業として実施しているため、県の事業対象から除外されている。

近年様々な問題を抱える家庭が増加しており当事業の役割、期待は大きくなっている。

児童生徒の服が毎日同じである場合や毎日食事をとれていないであろうと察知した場合には教職員がSSWへ相談し、SSWが市役所、病院といった関係機関と連携し、家庭支援を行う。

令和2年度以前はSSW10名を県内7つの教育事務所へ配置していたが、令和3年度は23名を中学校区127校区へ配置したことから、予算及び実績とも多額となった。

令和3年度の対象中学校区は127校区（401校）、SSWは23名であり、SSW1人あたり担当中学校区は約5.5校区（約17.4校）である。SSWは原則週3日（1日6時間勤務）勤務であり、担当校区数や作業量からすると決して十分な勤務時間が確保されていないため、各人の業務負担軽減が課題である。この問題解決のため令和4年度は33人へ増員し、現況では最終的に43名（1人あたり約3校区）まで増員することが目標であるとのことである。しかしながら、令和3年度の予算額と事業費実績の差を見ての通り、募集人員を確保できていない現実がある。人数増加による予算を確保できたとしても採用人数が目標に達しなければ問題解決とはならない。人材不足の課題を解決できるよう工夫が必要である。

なお、現時点ではSSWの正職員採用の予定はなく継続して会計年度任用職員として採用する方針であるとのことである。SSWが一つの職業として定着していない状況であり、SSWの中には他の相談業務に携わりながらSSWの業務を実施する者もあり、このような状況下で正職員（フルタイム）とすることで優れた人材が確保できるかという点についても不安があるということが理由である。SSWの認知度をあげることも課題の一つであるとのことである。

第9項 SNSを活用した相談事業

所属名 教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

生徒の悩みの抱え込みや深刻化の防止に向け、即応性のある SNS (LINE) を活用した双方向による相談体制を整備

(2) 事業の内容

県立及び私立高校の生徒を対象にした、専門の相談員 5 名による毎週日曜及び長期休業日明け等の期間の LINE による相談対応。

(3) 予算額と事業費実績 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額			9,863	12,674	10,136
事業費実績			6,927	12,672	6,746

(4) 財源 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金			4,617	8,448	5,059
地方債			—	—	—
その他			—	—	—
一般財源			2,310	4,224	1,687

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

- ・登録生徒数：260 人
- ・相談件数：411 件
- ・主な相談内容：心身の健康、友人関係、学業・進路

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

登録者数の減少

(8) 課題に対する対策

周知カードの配布に加え、ポスターによる周知、プッシュメッセージの配信等を通じて登録者数を増やし、相談需要の掘り起こしを図る。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

当事業は、県立学校及び私立高等学校の生徒を対象としている。高校生にとって電話やメールよりも身近な連絡手段である LINE を用いることにより相談のハードルを下げることを目的としている。

令和元年度より実施しており、実施日数は令和元年度 34 日間、令和 2 年度 74 日間、令和 3 年度 63 日間であり、登録生徒数は令和元年度 535 人、令和 2 年度 452 人、令和 3 年度 260 人と推移している。

当事業は委託であり、プロポーザルによりシステム開発会社が受託し、システム構築を行い、相談業務は再委託を行っている。再委託先には臨床心理士等の相談業務において専門スキル・資格を有する者が在籍している。業務委託契約では再委託が原則禁止となっているため、受託者から再委託承認願が提出されている。これを受け、栃木県教育委員会事務局学校安全課課長名で再委託の承認通知を提出していることを確認した（押印なしの承認通知で確認）。

なお、業務委託契約書の契約当事者は栃木県知事であり、第 18 条（再委託の禁止）では「乙（受託者）は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲（栃木県）の承認をうけたときは、この限りではない。」と記載されているため、再委託の承認通知書は栃木県知事名で提出する必要があるのか質問を行ったところ以下の回答があった。

当事業はプロポーザル方式による契約であり企画提案書に再委託について示されている。その内容により契約しているため課長専決事項として判断した。

第 10 項 ネットトラブル対策事業

細事業：ネットパトロール事業経費

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県立学校におけるインターネット上のトラブル防止に向け、委託先の専門業者を介して SNS 等の検索・監視・削除を行う。

(2) 事業の内容

- ・ SNS 等の検索・監視・削除。
- ・ 県立学校に対し、児童生徒及び保護者向けの啓発資料の提供。
- ・ 児童生徒、保護者及び教師向け情報提供窓口の開設。
- ・ 情報モラル研修会等への講師派遣。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額		5,732	5,732	4,312	4,132
事業費実績		5,732	5,731	4,304	4,125

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金		—	—	—	—
地方債		—	—	—	—
その他		—	—	—	—
一般財源		5,732	5,731	4,304	4,125

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

- ・問題投稿（個人情報の掲載等を含む）の検出 386 件
- ・学校に情報提供するとともに、生徒への指導等について助言
- ・委託業者による情報モラル研修会 4 回実施

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

委託業者からの報告件数の増加により、学校が情報提供を受けるための対応に負担が生じている。

(8) 課題に対する対策

問題投稿のリスクレベル等の基準を検討するとともに、情報提供方法や流れを改善する。

2. 監査の結果

(1) 監視対象について（意見）

ア. 結論

ネットパトロール監視対象を小中学校に拡大するなど、事業効果の最大化に向けて、県と市町が協働して取り組むことが望まれる

イ. 内容

当事業は主に SNS 等の検索、監視、削除依頼を委託により実施している。受託業者は一般の検索エンジン等により学校名等のキーワードで検索する巡回監視、AI を利用した自動巡回等の手法により不適切な投稿等を検索、監視している。令和 3 年度の対象は県立学校 88 校である。

不適切投稿は生徒自身に関するもののみならず、学校や教職員に対する誹謗中傷等も監視対象としている。

小中学校ではタブレットを利用した授業が実施されており、小中学生にとってインターネットは身近なツールである。県内公立学校の児童生徒及び保護者へ配布しているリーフレット（問題行動等対策費（細事業名：いじめ防止運動推進事業）では、ネットトラブルに関し注意喚起を促している。ネットトラブルは今や大人だけの問題ではなく、特に大人と比較し知識、判断力が乏しい小中学生はネットトラブ

ルに巻き込まれる可能性が高いと考えられる。

従って、現在の監視対象は県立学校 88 校のみであるが、小中学校まで拡大することが望まれる。

(2) リスクレベルごとの対応について

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

不適切な投稿をリスク分類し、その分類ごとに対応を変えている。リスクレベル高に該当する不適切投稿が検出された場合、直ちに電話及び電子メールで教育委員会へ連絡する。連絡をうけた教育委員会では、内容を確認後早急に学校担当者へ電話で連絡し、その後新たな投稿の有無の確認とともに削除状況の確認といったフォロー対応を実施することとなっている。

令和 3 年度においてリスクレベル高で最も多かったのが不適切行為である。具体的には自転車走行中のマナー違反に関する迷惑行為の投稿等であり、自殺関連サイト等非常に危険の高いサイトに該当するような緊急を要する投稿の検出はなかったとのことである。

また、リスクレベル中で最も多かったのが誹謗中傷に関する投稿であり、次いで生徒自身の個人情報公開に関する投稿であった。

以前からリスクレベル中に該当する SNS での氏名、学校名、写真等による個人が容易に特定されるようなアカウントが多く検知されていることから、トラブル防止のため保護者、教職員及び生徒に対しネットトラブルに関するチラシを作成、配布している。

第 11 項 スクールロイヤー活用事業

所属名:教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

- ・学校だけでは解決が困難な児童・生徒指導上の諸問題等への教職員の迅速かつ適切な対応に向けた、法律相談等を通じた学校支援の実施。

(2) 事業の内容

- ①県内 3 地区に配置した弁護士による法律相談(対面、電話・メール、オンライン)の実施。
- ②県立学校管理職等対象の、弁護士を講師とした研修会の実施。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額				1,062	1,434
事業費実績				990	1,430

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金				—	—
地方債				—	—
その他				—	—
一般財源				990	1,430

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

- ①法律相談 24 件（令和 2 年度：15 件）
- ②法的視点に基づく学校問題対応研修会 3 回（地区別）

(6) 成果指標

- ・特になし。

(7) 取組の課題

- ・ 県北地区、県南地区を担当する弁護士の確保が困難。
- ・ 公立小・中学校の管理職対象の研修会の実施。

(8) 課題に対する対策

- ・ 令和 4 年度、オンライン (Zoom) での法律相談を実施。
- ・ オンラインによる研修会への参加を検討。

2. 監査の結果

(1) 研修対象の拡大について（意見）

ア. 結論

ニーズの高い研修であることから、市町の公立学校教職員の参加を可能にするなど、事業効果の拡大に向けて、県と市町が協働して取り組むことが望まれる。

イ. 内容

県立学校（県立中学校及び県立高校）の管理職（主に教頭）及び市町の教育委員会指導主事を対象とした事例研修会を実施している。事例研修は毎年 2～3 テーマであり、グループディスカッション方式で理解を深めている。テーマは学校等からの相談内容に基づき県教育委員会がテーマ選定、事例を作成し、弁護士へ提出する。事例を受け取った弁護士 3 名は共同で事前に事例研究を行い、研修会を実施している。研修会は好評であり、全ての県立学校の管理職が参加している。

(7) 取り組みの課題に記載の通り、公立小・中学校の管理職向けの研修会の実施が

課題である。研修会に参加した市町の教育委員会の指導主事から公立小・中学校向けの事例研修会も実施してほしいと要望があるとのことである。

県立学校向けの研修は年3回開催し、1回あたり約40名が参加している。グループディスカッション方式のため40名程度が限度であるとのことである。令和3年4月1日現在市町立小学校は349校、市町立中学校は155校あり仮に県立高校と同規模で公立小・中学校の管理者向けに実施する場合には12～13回開催することになり、予算の都合や教育委員会及び弁護士の負担が大きくなることから現時点では開催が困難な状況である。しかしながら、県立学校向けの研修会の出席状況から鑑みて非常にニーズの高い研修であることが立証されていることから、今後積極的に公立小・中学校向けの研修会を実施することが望まれる。

(2) 法律相談について

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

栃木県弁護士会の子どもの権利委員会に所属する弁護士と毎年度顧問契約を締結し法律相談を実施している。令和3年度の法律相談は24件であり、相談者の内訳は学校（公立小中学校及び県立学校）12件、教育委員会（県及び市町）12件である。相談内容はいじめ問題対応や保護者対応のほか、個人情報の取扱い等相談内容は多岐にわたる。

県も相談することがあり、例えばいじめ問題に対して学校側がいじめ防止対策推進法に基づき適切に対応を実施しているか法的観点のアドバイスをいただいているとのことである。

対面の場合には地区担当弁護士の事務所で相談を実施しているが、時間的制約等の観点からメールやオンラインも活用している。

第12項 いじめ問題総合対策費

細事業：いじめ問題等解決支援事業

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

児童生徒の生命・身体の安全をおびやかす緊急事態、学校だけでは対応が困難な事案が発生した場合等における、外部専門家を活用した学校支援等の実施

(2) 事業の内容

①緊急学校問題解決支援事業

外部専門家(弁護士等)で構成する「緊急学校問題支援チーム」や「緊急学校問

題調査委員会」による学校支援。

②暴力行為等対策事業

警察官 OB 等で編成する「サポートチーム」による、児童生徒の立ち直りに向けた支援。

③栃木県いじめ問題対策委員会

7名の委員(法律等の専門的な知識を有する者等)による、県立学校で発生した「いじめの重大事態」に関する調査等の実施。

④栃木県いじめ問題対策連絡協議会

25名の委員(県教育委員会が任命した県の職員等)による、県内の学校におけるいじめの防止等に向けた関係機関等の取組等に関する意見交換等の実施。

(3) 予算額と事業費実績 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額		1,084	879	1,106	979
事業費実績		603	683	312	217

(4) 財源 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金		—	—	—	—
地方債		—	—	—	—
その他		—	—	—	—
一般財源		603	683	312	217

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

- ①緊急学校問題解決支援事業 0 件
- ②暴力行為等対策事業 68 件
- ③栃木県いじめ問題対策委員会 定例会(6月)、臨時会 2 回(12月、3月)
- ④栃木県いじめ問題対策連絡協議会 書面開催(12月)

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

学校等における外部人材を活用した支援チーム等の認知・活用の不足

(8) 課題に対する対策

学校等に対して、各事業の趣旨や内容の周知・理解の促進を図る。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

ア. 緊急学校問題解決支援事業

「緊急学校問題支援チーム」は例えばいじめによる自殺が発生した場合に発足される。また、「緊急学校問題調査委員会」は例えば体罰等いじめ以外の要因により自殺が発生した場合発足される。委員は固定ではなく、問題が生じた都度弁護士や臨床心理士等により構成される。令和3年度において発生件数はゼロである。

イ. 暴力対策等対策事業

学校内で暴力行為が発生した場合等に「サポートチーム」が発足される。委員は各教育事務所のいじめ不登校対策チームが務めるが、状況により警察OB、民生委員、保護司が参加することもある。令和3年度は警察OB等の参加はなかったため謝金の支払は発生していない。サポートチームでは、ケース会議を行い学校へ対応の助言を行っている。

ウ. 栃木県いじめ問題対策委員会

栃木県いじめ問題対策委員会は、栃木県の附属機関である。栃木県いじめ問題対策委員会条例により設置され、任期3年で7名が選任される。法律の専門家として弁護士、医療の専門家として医師、心理及び福祉の専門家として大学教授が選任されている。当委員会は、県立学校で発生したいじめの重大事態に対して調査主体が学校では困難であると判断された場合に調査を実施する。なお、令和3年度は当委員会が実施した調査件数はゼロである。

また、令和3年度は定例会1回及び臨時会2回を開催し、継続案件を含め毎回2～3件程度の重要案件について議論し、栃木県教育委員会は各専門家より助言を受けている。

エ. 栃木県いじめ問題対策連絡協議会

委員は25名であり、関係団体として栃木県小学校長会長、有識者として栃木県公認心理士協会会長、県行政関係者としてこども政策課長、県教委関係者として学校安全課長等各分野から多数の委員が選任されている。

第13項 問題行動等対策費

細事業：問題行動等未然防止プログラム事業

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

いじめや不登校等の未然防止に向けた校内研修会の実施を通じた学校支援

(2) 事業の内容

いじめ・不登校の未然防止等に向けた指導等、学校の児童・生徒指導上の諸課題に応じた校内研修会の開催

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額		1,225	1,185	1,924	1,556
事業費実績		896	1,162	1,075	898

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金		—	—	—	—
地方債		—	—	—	—
その他		—	—	—	—
一般財源		896	1,162	1,075	898

(5) 令和 3 年度の実施状況

- ・ 実施回数：61 回
- ① いじめ・不登校対策支援 15 回
- ② 児童・生徒指導体制強化支援 3 回
- ③ 学業指導研修支援 2 回
- ④ その他 41 回
- ⑤ 情報モラル 43 回

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

コロナ禍により校内研修会の開催が困難

(8) 課題に対する対策

各種会議等を通じて、研修内容例等を周知するとともに、オンラインでの開催など、集合型以外の方法を提案する。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

当事業は公立高校を対象としており、主に①いじめ・不登校対策支援②児童・生徒指導体制強化支援等を実施している。毎年各学校へアンケートを送付し、開催希望のあった学校に対し研修会を開催している。研修会の内容は同一ではなく、各学校の要望に応じて決定している。令和 3 年度はいじめ・不登校対策支援関係の研修会が最も多く開催された。研修の対象受講者も各学校の希望に応じており、教職員

のみの場合もあれば児童生徒を対象とする場合もある。講師は大学教授、准教授及び教育委員会指導主事が務めている。

(5) 令和3年度の取組と実施状況に記載されている①から④は問題行動等未然防止プログラムであり、⑤その他41回の開催内容のうち多くが心理テスト

(QU(Questionnaire-Utilities)) 検査の評価、分析の指導である。QUとは楽しい学校生活を送るためのアンケートである。当心理テストの結果を受けて各学校では、問題点を把握し改善策を講じている。

問題行動等未然防止プログラムの対象者は教職員が大半である。また、情報モラル研修は中学校開催が最も多く、生徒のみならず教職員、保護者も参加している。

第14項 問題行動等対策費

細事業：いじめ防止運動推進事業

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

児童生徒及び保護者向けリーフレットを作成・配布を通じて、各学校におけるいじめやネットトラブル等の未然防止に向けた取組を支援。

(2) 事業の内容

各教育事務所の「いじめ・不登校等対策チーム」による、各学校が活用できる児童生徒用リーフレットの作成及び県内公立学校の全ての児童生徒への配布。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額		858	718	718	665
事業費実績		784	708	707	662

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金		—	—	—	—
地方債		—	—	—	—
その他		—	—	—	—
一般財源		784	708	707	662

(5) 令和3年度の取組と実施状況

・いじめの未然防止・早期発見に向けた、家庭での子どもとの関わりや児童生徒の様子を観察等の内容を掲載したリーフレットの作成：188,000部

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

各学校における効果的な活用に向けたリーフレット内容の工夫。

(8) 課題に対する対策

担当指導主事会議等において、各学校におけるリーフレットの活用状況等を共有するとともに、学校が活用しやすいリーフレットの内容等について検討。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

各地域には独自の特性があることから、地域の特性を把握している教育事務所がリーフレットを作成している。栃木県内には7つの教育事務所があることから、毎年7種類のリーフレットが作成される。リーフレットには、児童生徒及び保護者に対するメッセージ、県及び市町等の相談窓口の連絡先を記載している。各相談窓口では、どのようなきっかけで各窓口へ連絡をしてきてくれたかを把握することは諸事情を考慮し困難であるとして調査を実施していないことから、当リーフレットの効果の測定を行うことは困難である。しかしながら、保護者から当事業のリーフレットを見て電話をしたという報告があがってきており一定の効果はあがっていると判断しているとのことである。

第2節 社会に参画する力を育む教育の充実 基本施策9

第1項 未来を創る高校生地域連携・協働推進事業

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

高等学校において、地域と連携・協働しながら教育課程に位置付けた探究的な学びを実現するために、地域への課題意識や貢献意識をもち、地域課題の解決や地域ブランドの開発等に取り組むことで、将来、地域ならではの新しい価値を創造し、新たな時代を地域から支えることのできる人材育成のために実施する。

(2) 事業の内容

- ・ 推進委員会の設置等推進体制の整備
- ・ 計画に基づく取組（教育活動）の実施
- ・ 取組成果の普及
- ・ 事業評価、成果の検証
- ・ 実施報告書の提出

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	-	10,400	15,200
事業費実績	-	-	-	10,019	15,087

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	3,200	5,544
地方債	-	-	-	0	0
その他	-	-	-	0	0
一般財源	-	-	-	6,819	9,543

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

- ・ R2 年度指定校（継続 2 年目）4 校（栃木農業、壬生、那須拓陽、那須）
- ・ R3 年度指定校（新規 1 年目）4 校（鹿沼商工、足利清風、益子芳星、烏山）

(6) 成果指標

- ・ 卒業時に生徒が習得すべき具体的能力の定着状況
 - ・ 高校卒業後の地元への定着状況
 - ・ 地域課題研究または発展的な実践の実施状況
 - ・ 普及、促進に向けた取組の実施状況
- これらについて各学校が指標を策定し、事業を実施する。

(7) 取組の課題

- ・ 事業実施後の継続した取組及び県内高校への普及

(8) 課題に対する対策

- ・ 指定校における情報発信
- ・ 指定校の成果報告の設定

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

ア. 「栃木県教育推進基本計画 2025」推進指標 11 との関係

推進指標 11 に「様々な社会問題について、生徒が自分のこととして捉え、社会参画力を育むことを目標とする教育活動を計画・実施している高等学校の割合」とある。未来を創る高校生地域連携・協働推進事業を実施している指定校は、この推進指標において、計画・実施している高等学校としてカウントされる。令和 2 年

度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で指標が低くなっているが、令和4年度からは指標は上昇しているとのことである。

また当該事業においても、令和4年度においては指定校が累積で12校になることから、推進指標の上昇に貢献すると考える。

イ. その他事業内容

(ア) 印刷製本費

学校名	内容	金額
壬生	広報誌 800 部	88,880 円
那須	人物図鑑 3,000 部	300,000 円
鹿沼商工	冊子 100 部	100,000 円
益子芳星	パンフレット 100 部	11,000 円
烏山	報告書 300 部	172,700 円
	リーフレット 100 部	

上記印刷製本費について、印刷物の現品、配布先を確認したが、問題なかった。

第2項 エネルギー教育支援事業

細事業：県立学校エネルギー教育支援費

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

高等学校におけるエネルギー教育を支援するため、生徒がエネルギーについて体系的かつ総合的に理解できるよう学校教育全体として取り組むとともに、エネルギーに対する関心の喚起や理解の促進を図り、生徒自らが将来にわたり責任ある選択と実践を行っていくことができる資質を養う。

(2) 事業の内容

実験器具・実験材料の整備

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
事業費実績	3,552	3,509	3,752	3,921	3,857

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	3,552	3,509	3,752	3,921	3,857
地方債	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
一般財源	0	0	0	0	0

(5) 令和3年度の取組と実施状況

- ・指定校：佐野高校、鹿沼高校、真岡高校、今市工業高校、那須清峰高校
- ・実施状況：実験器具・実験材料の整備

(6) 成果指標

- ・当事業により原子力・エネルギーについて児童・生徒等の理解が促進されたと回答した割合【理解度】
- ・原子力・エネルギーに関する教育のための環境整備として当事業が促進されたと回答した割合【満足度】

(7) 取組の課題

当事業指定終了後の学校において、当事業の成果を活用し、発展的な学習活動になるよう取り組むこと。

(8) 課題に対する対策

原子力・エネルギーについて児童・生徒の理解がより一層促進されるよう、効果的な取組内容などの情報交換の場の充実を図り、当事業が一過性で終わることなく、継続的な取組となるよう支援する。

2. 監査の結果

(1) 実験器具及び実験材料の学校間での共有について（意見）

ア. 結論

確保が困難な実験器具及び実験材料を学校間で共有する。

イ. 内容

高等学校におけるエネルギー教育を支援するため、生徒がエネルギーについて体系的かつ総合的に理解できるよう、実験器具及び実験材料を整備しているが、現在の物価高騰や半導体不足を理由として納入が遅れることがある。このような場合、成果指標である理解度及び満足度が低くなってしまっていた。学校間で実験器具及び実験材料を共有するなど、実験器具及び実験材料が入手できなかった学校においても、適切に当該事業を実施できるよう対策をするべきと思慮する。

第3節 キャリア教育・職業教育の充実 基本施策 10

第1項 生涯学習振興事業費（社会教育総務費）

細事業：とちぎの高校生「じぶん未来学」推進事業費

所属名：教育委員会事務局生涯学習課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

高校生が、親・家族・家庭の意義・役割や、地域の間人関係など地域社会について主体的に学ぶことにより、次世代を育成し、地域への愛着や定住意識の醸成を図るとともに、地域を支え守る気持ちを育むため、とちぎの高校生「じぶん未来学」

を実施する。

(2) 事業の内容

ア. とちぎの高校生「じぶん未来学」プログラムの配付及び実施

- ・ 本県独自の教材として、とちぎの高校生「じぶん未来学」プログラムを作成
- ・ 全県立高等学校（全日制・定時制、特別支援学校）における関係教科の授業（家庭、公民、保健等）、総合的な探究の時間、特別活動の時間の中で、プログラムを活用した学習を実施

※各高等学校が作成する実施計画、実施報告により実施状況を把握

※プログラムの活用時間に応じて、関係教科担任又は学級担任が指導

イ. とちぎの高校生「じぶん未来学」企画委員会の開催

- ・ 事業の評価及び改善に係る意見の聴取

ウ. プログラム改訂ワーキンググループによる改訂作業の実施

- ・ 令和4年度から実施する高等学校新学習指導要領への対応
- ・ 生徒の多様性への配慮（家庭環境、価値観等）
- ・ 学習プログラムの電子データ化

エ. 教員対象の研修会の開催

- ・ とちぎの高校生「じぶん未来学」の趣旨の理解促進、指導方法の周知等

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	2,546	3,050	2,666	2,031	2,214
事業費実績	2,360	2,746	2,517	1,832	1,599

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	951	1,298	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	1,409	1,448	2,517	1,832	1,599

(5) 令和3年度の取組と実施状況

ア. 改訂版プログラムの教員用冊子及び電子データの配布

- ・ 教師用冊子印刷部数 3,000 部
- ・ データCD作成 50 枚

イ. とちぎの高校生「じぶん未来学」企画委員会 2回（1回は中止）

ウ. プログラム改訂ワーキンググループ 3回

エ. 教員対象研修会の開催 1回

- ・ オンラインによる開催 参加者 65 名

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

効果的な指導方法及び評価方法の検討

(8) 課題に対する対策

「じぶん未来学」の推進検討会議を開催し、各高等学校の実施状況を把握するとともに、効果的な指導方法や評価方法の検討を行う。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

ア. 学習内容

(ア) 平成 28 年から令和 3 年

区分	視点	学習テーマ
自分	1 自分を考える	1 自分をみつめる 2 ライフプランを考える -豊かに生きるためには-
家族・家庭	2 親を考える 3 子どもを考える 4 家族を考える	3 親としての役割・責任 4 親となる意義 5 子どもの誕生 6 子どもの成長と発達 7 家族のあり方を考える 8 ライフスタイルと家族
地域・社会	5 地域を考える 6 社会を考える	9 地域で子育てを支える 10 地域社会の人間関係と地域力 11 社会参加・社会貢献を考える 12 社会生活・家族生活、生きがいを考える

(イ) 令和 4 年以降

視点	学習テーマ
1 自分を考える	1 他者との関わりの中で深める自己理解 2 自分で描く未来の設計図
2 家族・家庭を考える	3 ライフスタイルと家族 4 子どもの誕生と成長 5 親として育つ
3 地域・社会を考える	6 地域で支える子育て 7 地域社会への参加 8 働くことと自己実現

イ. 予算額と事業費実績

報償費に含まれる大学教授等執筆監修料単価の算出根拠及び委託料の内訳について資料を閲覧したが、金額が適切であった。

ウ. 改訂版プログラムの教員用冊子及び電子データの配布

教師用冊子及びデータ CD についての在庫管理は適切であった。

第6章 豊かな学びを通して夢や志を育む

第1節 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実 基本施策 11

第1項 日光杉並木街道保護事業費

細事業：並木杉買戻し経費

所属名：教育委員会事務局文化財課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

特別史跡・特別天然記念物日光杉並木街道の保護に資するため、日光杉並木街道に属する杉の売買契約を締結した買主（日光杉並木オーナー）からの売買契約の解除の申出により売買並木杉の買戻しを行う。

(2) 事業の内容

売買並木杉の返却に伴う売却代金の返却

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	100,000	100,000	210,000	230,000	250,000
事業費実績	90,000	50,000	160,000	150,000	90,000

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
その他 基金繰入 金	90,000	50,000	160,000	150,000	90,000

(5) 令和3年度の取組と実施状況

売買並木杉の買戻し（日光杉並木オーナー契約の解除）：9本

(6) 成果指標

本事業について、個別に成果指標を設定していないが、事業実施を通じて、日光杉並木街道の保護へとつなげることを目標とした。

(7) 取組の課題

日光杉並木オーナー契約を長期にわたって継続していただくことが必要である。

(8) 課題に対する対策

貴重な文化遺産である日光杉並木街道のすばらしさや保護の必要性を伝えていく。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

日光杉並木オーナーからの売買契約解除の申し出に基づき、栃木県が売買代金を返還している。日光杉並木オーナーとなる際の売買契約書において、契約解除に関する条項が設けられており、日光杉並木オーナーは任意の時点で売買契約を解除することが可能である。売買契約が解除された場合には、日光杉並木オーナーから宗教法人東照宮へ杉の返還が行われる。

サンプルで1件、令和3年度における売買契約解除について契約解除申出書等の関連証憑を閲覧したところ、特に問題は見受けられなかった。

なお、予算額と事業費実績において毎年度差額が生じているが、これは予算編成の段階における売買契約の解除数の見込みと、実績の解除数の間に乖離が生じることによるものである。予算編成の段階で当該年度の売買契約の解除数を精緻に予測することは非常に困難であるため、乖離が生じるとのことである。

第2項 日光杉並木街道保護基金積立金

所属名：教育委員会事務局文化財課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

特別史跡・特別天然記念物日光杉並木街道の保護に資するため、日光杉並木街道に属する杉の売買契約を締結した買主（日光杉並木オーナー）からの売買代金、栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附金等の基金への積み立てを行う。

(2) 事業の内容

栃木県日光杉並木街道保護基金への積立

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	80,319	107,119	137,062	227,469	258,446
事業費実績	65,826	96,714	77,102	196,949	135,885

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
その他 立木売払 収入	60,000	90,000	70,000	190,000	130,000
利子収入	2,079	2,440	3,049	2,131	2,137
寄附金	1,247	1,774	1,553	2,318	1,248
一般財源	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

(5) 令和3年度の取組と実施状況

売買並木杉：13本 130,000千円

基金利子：2,137千円

寄附金：18件 1,248千円

(6) 成果指標

本事業について、個別に成果指標を設定していないが、事業実施を通じて、日光杉並木街道の保護へとつなげることを目標とした。

(7) 取組の課題

より多くの方に日光杉並木街道の保護に賛同いただき、オーナー契約や基金への寄附に協力いただくことが必要である。また、利子収入の確保に向けて基金をより有利な有価証券等で運用する必要がある。

(8) 課題に対する対策

貴重な文化遺産である日光杉並木街道のすばらしさや保護の必要性を伝えていく。また、基金の債券での運用を拡大していく。

2. 監査の結果

(1) 結論

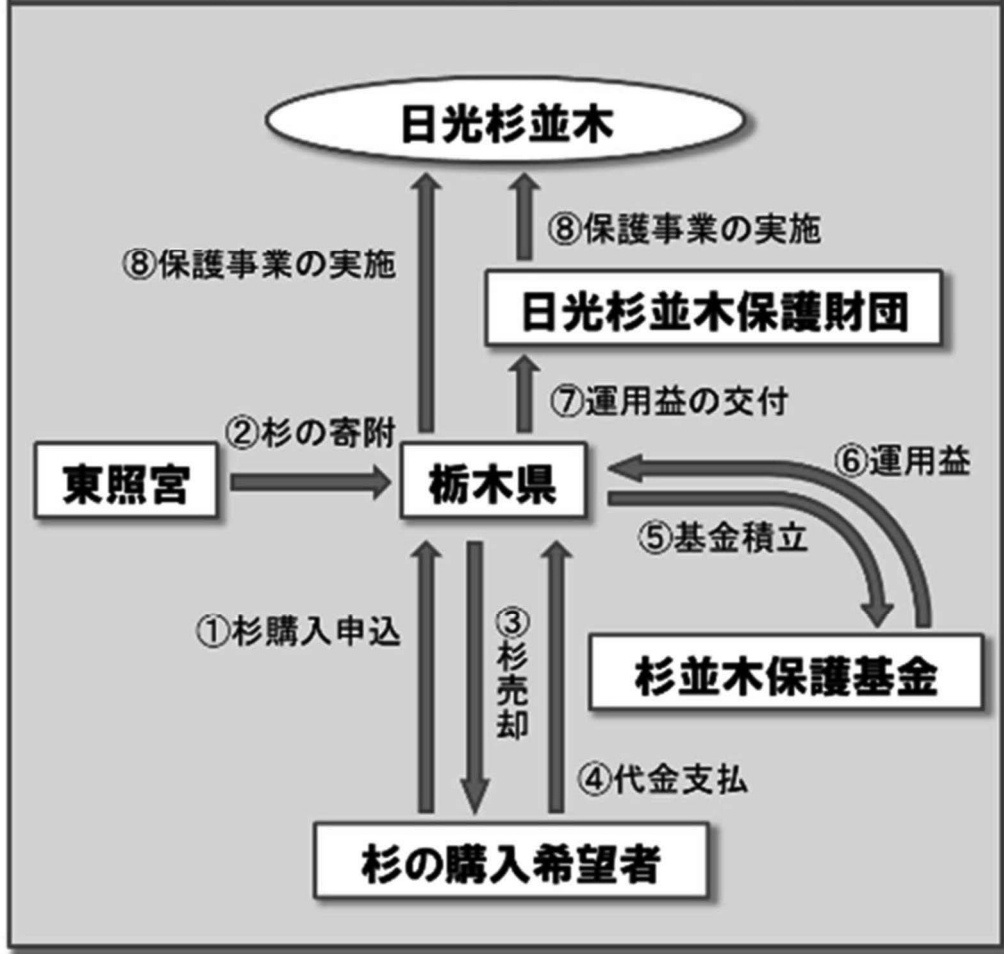
事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

日光杉並木オーナーからの杉の売買代金等の収入を、栃木県の条例に基づいて設立された栃木県日光杉並木街道保護基金へ積立て、運用を行う事業である。

日光杉並木オーナー制度の概要は以下のとおりである。

オーナー制度の仕組み



まず、杉の購入希望者から栃木県へ購入の申込みが行われる。杉の所有者は宗教法人東照宮であるため、栃木県は申込みを受けた後、宗教法人東照宮へ杉の寄附の支援を要請する。宗教法人東照宮は栃木県からの支援要請を受け、栃木県へ杉の寄附を行う。その後、栃木県と杉の購入希望者との間で売買契約書を締結し、栃木県から杉の購入希望者へ杉の所有権が移転する。杉が生える土地部分は道路の扱いであるため、杉の購入希望者は土地上の杉の所有権のみを有することとなる。サンプルで1件、令和3年度における杉の購入について売買契約書等の関連証憑を閲覧した結果、特に問題は見受けられなかった。

売買代金は、栃木県の条例により設立された栃木県日光杉並木街道保護基金へ積み立てが行われる。積み立てられた金額のうち一定金額については、栃木県が定めた内部の運用基準に基づき、地方債や政府保証債といった安全性の高い債券によって運用が行われる。なお、平成28年度から令和2年度の間の期間は、マイナス金利相場が長く続いていたことから、新規の債券運用は行われていない。令和3年度からは、金利相場の上昇基調により地方債等の債券の運用を再開している。

基金の運用状況については、栃木県の他の基金が運用している資産も含めて、栃木県の会計局が毎年度運用状況の管理表を作成しており、当該管理表に基づき文化財課が運用状況のモニタリングを行っている。令和3年度末における運用状況の管理表を閲覧し

たところ、日光杉並木オーナーからの売買代金の総額以上の残高が基金に留保されていることを確かめた。なお、令和3年度末時点において日光杉並木オーナーは561口存在しており、1口が1,000万円であることから、売買代金の総額は56億1,000万円である。

財源の利子収入、寄附金、一般財源に基づいて積み立てられた基金残高から、公益財団法人日光杉並木保護財団へ日光杉並木保護活動実施のための交付金を交付している。交付金は別事業で予算計上している。公益財団法人日光杉並木保護財団では交付金に基づき、日光杉並木の広報活動や会報の作成、木柵の改修等を実施している。

第3項 日光杉並木街道保護事業費

細事業：日光杉並木樹勢回復事業

所属名：教育委員会事務局文化財課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

特別史跡・特別天然記念物日光杉並木街道を保護し、次世代に継承していくために並木杉の樹勢回復を行う。

(2) 事業の内容

並木杉の樹根の生育範囲を確保するために設置した木柵の改修
樹勢回復事業の効果検証のための発根状態の調査・分析

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	3,461	3,460	6,118	10,000	13,479
事業費実績	3,019	2,881	5,940	9,856	13,260

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	1,509	1,440	2,970	4,928	6,629
その他 基金繰入金	1,510	1,441	2,970	4,928	6,631

(5) 令和3年度の取組と実施状況

木柵改修工：227.6m

根茎調査：24本

(6) 成果指標

本事業について、個別に成果指標を設定していないが、事業実施を通じて、日光杉並木街道の保護へとつなげることを目標とした。

(7) 取組の課題

総延長が 37 km、並木杉 12,000 本あまりに及ぶ規模、保護対象が生き物であり、植栽から 400 年近く経過し杉自体の老化現象は否めないこと、現に生活用道路として利用しており、車の振動・排気ガスなど杉の生育環境としては良好な状態とは言えないことなど一朝一夕で解決することは困難な中で、樹勢回復のために樹根保護に取り組んでいく必要がある。

(8) 課題に対する対策

現行の樹勢回復事業を継続しながら、その効果を検証し、効果的に樹勢回復事業を展開できるよう専門家の意見を取り入れながら、計画的に取り組んでいく。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

樹勢回復のための街道沿いの木柵の改修や、杉の根茎調査のための経費を支出する事業である。枝の剪定や倒木時の処理等は、栃木県ではなく杉の所有者である宗教法人東照宮が実施している。日光杉並木街道を保存するための各施策に関して、関係機関の役割分担については令和元年 8 月 26 日に栃木県が策定した「日光杉並木街道保存活用計画」に定められている。

木柵の改修については、毎年度指名競争入札によって委託業者の選定を行っている。入札は栃木県が定める業者の選定要綱に基づいて行われる。令和 3 年度の指名競争入札の関連証憑を閲覧し、選定要綱に基づき入札が行われていることを確かめた。

木柵の設置が必要な箇所については既に全箇所が完了しているとのことである。従って、本事業で現在発生する経費は木柵の新設ではなく、経年劣化等による改修作業のみである。

根茎調査については、外部業者に委託して実施している。樹勢回復事業の成果を確認する目的で実施されているものである。

本事業については、国の「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」の対象となっており、発生費用の 1/2 が国庫支出金となっている。栃木県は木柵の改修等に要する費用を積算し、国へ補助金の交付申請書を提出する。国は交付申請書の審査を行い、補助金を交付する。年度末に栃木県は事業実績を集計して国へ報告し、予算と実績の間に差額が生じた場合には差額を精算している。

第 4 項 文化財保護事業費

細事業：文化財保存事業費補助金（消費）

文化財保存事業費補助金（投資）

カモシカ調査経費

関東ブロック民俗芸能大会経費

とちぎの食文化調査研究発信事業費

所属名：教育委員会事務局文化財課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県内の文化財を対象とした調査や、文化財保存修理事業等への助成などを実施することにより、文化財の保存と活用を図る。

(2) 事業の内容

- ① 国指定文化財の維持管理に要する経費の補助
- ② 国指定及び県指定文化財の修理等に要する経費の補助
- ③ カモシカ保護地域におけるカモシカの生息状況等の調査
- ④ 関東ブロック民俗芸能大会出演団体の調整等
- ⑤ 郷土料理シモツカレの調査・研究及び情報発信

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	54,328	47,581	29,738	34,116	40,917
事業費実績	53,289	47,260	29,491	33,079	37,929

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	5,313	1,901	1,913	3,078	8,007
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	8,382	15,415
一般財源	47,976	45,359	27,578	21,619	14,507

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

- ① 岡本家住宅（宇都宮市）ほか 4 件の維持管理に要する経費を補助
- ② 専修寺楼門（真岡市）ほか 13 件の修理等に要する経費を補助
- ③ カモシカの生息状況調査を関係 4 県と合同で実施
- ④ 関東ブロック民俗芸能大会出演団体等の調整（R3 本県出演団体無し）
- ⑤ 食文化調査研究委員会の開催、アンケート調査・映像記録作成等を実施

(6) 成果指標

本事業については個別の成果指標を設定していないが、栃木県文化財保存活用大綱に基づき、文化財の適切な保存と活用に努めた。

(7) 取組の課題

- ・文化財の確実な継承と、文化財の活用による理解の促進

(8) 課題に対する対策

- ・調査研究を実施し、未指定も含めた文化財の把握に努める。
- ・文化財の修理・整備等に対して助成・助言等による支援を行う。
- ・文化財の積極的な活用を推進する。

2. 監査の結果

(1) 国指定文化財の維持管理に要する経費の補助について

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

県内の国指定文化財の防災設備の保守点検費用を栃木県が1/2の補助割合で補助している。

補助金交付までの流れとしては、まず国指定文化財の所有者が各市町の教育委員会へ補助金交付申請書を提出する。その後、各市町の教育委員会から県へ補助金交付申請書が提出され、県が補助金交付申請書の内容を審査する。必要に応じて審査時に現地調査も実施する。事業期間は毎年4月から3月までの1年間となっており、補助金の交付は毎年4月頃となっている。検査調書及び法定点検を実施した業者が発行した請求書、点検報告書等をサンプルで閲覧し、適切な金額が補助の対象となっていることを確かめた。

県内において国指定文化財の建築物は41件あるが、そのうち令和3年度において補助の対象となっている建築物は5件である。これは、小規模な国指定文化財の場合は点検費用が少額であり、それに伴い補助額も少額になることから、申請に要する手間などのコストを考慮して、申請書を提出しないと判断する国指定文化財所有者が一定程度存在するためだと推察されるとのことである。

(2) 国指定及び県指定文化財の修理等に要する経費の補助について

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

県内の国指定及び県指定文化財の修理等に要する経費を補助している。

補助金交付までの流れとしては、指定文化財の所有者が各市町の教育委員会へ補助金交付申請書を提出する。その後、各市町の教育委員会から栃木県へ申請補助金交付申請書が提出され、栃木県が補助金交付申請書の内容を審査する。必要に応じて審査時に現地調査も実施する。事業期間は毎年4月から3月までの1年間となっており、補助金の交付は毎年4月頃となっている。検査調書及び修理等を実施した業者が発行した請求書等をサンプルで閲覧し、適切な金額が補助の対象となっていることを確かめた。

補助金交付申請書の審査の際には、修理等を発注する業者の見積金額に関して、過去の修理等の事例や直近の相場、相見積りの取得等の検討を行っている。

修理等を要する文化財の把握については、文化財所有者へのアンケート、栃木県の文化財指導委員の調査等の日常的な活動を行っている。文化財指導委員とは、各市町からの推薦に基づき栃木県が委嘱している文化財の保護に関して知見を有する者である。

(3) カモシカ保護地域におけるカモシカの生息状況等の調査について

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

カモシカ保護地域は、カモシカの安定的な維持繁殖を図る目的で全国 13 箇所に設定されている。栃木県はその中の越後・日光・三国山系の保護地域に属する。越後・日光・三国山系の保護地域は、栃木県、福島県、新潟県、群馬県、長野県の 5 県が属しており、5 県が共同で越後・日光・三国山系の保護地域におけるカモシカの生息状況等の調査を実施している。

調査は特別調査と通常調査の 2 つに大別される。特別調査は概ね 8 年に 1 度、2 年間にわたる大規模な調査である。令和 2 年度と令和 3 年度が直近の特別調査の実施年度であり、幹事県は栃木県である。特別調査は外部の調査委託機関が行っている。調査委託機関の選定は指名競争入札により行われている。指名業者候補からの入札書、指名業者の選考過程を記した指名調書等を閲覧し、指名競争入札が適切に行われていることを確かめた。特別調査は 2 年間に渡る調査であることから、令和 2 年度において指名競争入札を実施し、令和 3 年度は随意契約により同一の調査委託機関へ引き続き調査を委託している。

栃木県が調査委託機関との契約を一括して行い、他の 4 県からは負担金として調査に要する費用の支払いを受けている。したがって、上記の予算額及び事業費実績の金額は 5 県合計の調査委託費が計上されており、財源のその他項目においては栃木県以外の 4 県から支払いを受けた負担金が計上されている。調査委託機関が各県ごとに内訳を分解した調査委託費用の見積書を作成し、各県は当該見積書の見積金額を負担する。調査委託機関の見積書を閲覧し、見積書の内訳に基づき適切に各県の負担金が計算されていることを確かめた。

(4) 関東ブロック民俗芸能大会出演団体の調整等について

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

関東甲信越の 11 県が、1 年毎に当番制で関東ブロック民俗芸能大会の開催を実施している。平成 29 年度に栃木県が当番県となり、宇都宮市文化会館で大会を開催している。予算には大会運営の業務委託費用や出演団体への報奨金が計上されている。大会運営の業務委託については、指名競争入札により外部の業者を選定している。指名業者候補からの入札書、指名業者の選考過程を記した指名調書等を閲覧し、指名競争入札が適切に行われていることを確かめた。

(5) 郷土料理シモツカレの調査・研究及び情報発信

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

文化財保護法の一部を改正する法律（令和3年法律第22号）の施行により、無形文化財及び無形の民俗文化財について、従来は存在しなかった登録制度が創設されている。これを受け、栃木県は郷土料理であるシモツカレを無形の民俗文化財として登録するための活動を実施している。令和3年度から令和5年度までの3年計画となっている。令和3年度においては、栃木県及び隣接県を対象としたアンケート調査や映像記録作成のための業者への委託費用を予算、実績計上している。サンプルで、アンケート調査の外部委託について、入札書等の関係証憑を閲覧し、一般競争入札が適切に行われていることを確かめた。

本事業は国の「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業」の支援を受けており、令和3年度は国の補助率が100%となっており、全額国庫負担の事業となっている。

第2節 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実 基本施策12

第1項 とちぎ子どもの未来創造大学推進事業

所属名：教育委員会事務局生涯学習課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

- ・子どもたちの学力向上の基礎づくりのために、学校における学習に加えて、学ぶ意欲を高め主体的に学習に取り組む態度を涵養する必要があることから、県内の高等教育機関、民間企業等と連携しながら、子どもたちが「本物」に触れる学習機会を提供する。
- ・広く活躍する「とちぎ未来大使」を講師とし、自らの経験や目標を達成した過程等を講話や実演、交流等をとおして中学生に伝えることにより、中学生が「夢」をもつ大切さや、将来について考える機会を提供する。

(2) 事業の内容

- ・小学校4年生から中学校3年生を対象とした、スタートアップ講座（開校式）、「本物」体験講座、特別体験学習、交流学习（閉校式）の実施。
- ・中学生を対象とした「とちぎ未来大使『夢』講座」の実施。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
予算額	5,060	4,107	3,505	3,031	2,551
事業費実績	4,044	3,178	3,305	1,432	2,299

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	100	68	-	-
一般財源	4,044	3,078	3,237	1,432	2,299

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

- ・スタートアップ講座、「本物」体験講座、特別体験学習、交流学习を実施し、計 1,267 名の児童生徒の参加があった。
- ・「とちぎ未来大使『夢』講座」は、11 名のとちぎ未来大使を講師として、中学校 18 校で実施した。

(6) 取組の課題

- ・「本物」体験講座については、様々な分野において専門性の高い技術等に触れることのできる体験活動の機会の充実を図るため、引き続き、講座の実施機関との連携を深める必要がある。
- ・「とちぎ未来大使『夢』講座」については、一部のとちぎ未来大使に講師依頼が偏る傾向がある。

(7) 課題に対する対策

- ・子どもたちの体験活動の機会の充実を図るため、引き続き、講座の実施機関との連携を図っていく。
- ・「とちぎ未来大使『夢』講座」の実施に当たり、各市町教育委員会に対して、様々な講師の活用について呼びかけていく。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

ア. とちぎ子どもの未来創造大学

令和 3 年度の「本物」体験講座は、大学や民間企業、県の研究機関など約 80 の登録機関により、理系 4 コース、文系 3 コース、学び方 1 コースの計 8 コースで 65 講座を実施した。

栃木県内在住又は通学している小学校 4 年生から中学校 3 年生が対象で、講座料は無料となっている。

イ. 事業について

とちぎ子どもの未来創造大学の「本物」体験講座等は平成 26 年度、とちぎ未来大使「夢」講座は平成 28 年度から始まった比較的新しい事業である。予算額は平成 29 年度より減少傾向にあるが、本物体験講座を実施する企業等の協力やチラシ代等を削減することにより、内容を充実しつつ事業が行われている。行政と民間が協力して、予算を削減しつつ、成果を上げている事業であった。

第2項 グローバル人材育成事業

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

本県の高校生が、留学等を通じて言語能力、コミュニケーション能力、課題解決のための思考力、判断力、表現力、発信力を身に付けるとともに、異文化を理解し、日本人としてのアイデンティティ、チャレンジ精神、使命感などをさらに高めていくことにより、将来、グローバル社会で活躍できる人材を育成する。

(2) 事業の内容

本県の高校生が、学校が独自に企画した短期留学及び海外研修に参加する際の費用の一部を補助金として支援する。また、世界を視野に入れて活躍する人物による講演会を実施する。(令和2年度まで「グローバル人材育成講演会」として単独で実施、令和3年度は「ふれあい活動高校生のつどい」の一部として実施。)

(3) 予算額と事業費実績(単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	14,267	17,392	17,532	463	3,600
事業費実績	13,570	15,464	8,250	23	-

(4) 財源(単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	1,140	2,880	1,767	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	12,430	12,584	6,483	23	-

(5) 令和3年度の取組と実施状況

ア. 県立学校短期留学支援事業(県費)

1校から申請があったが、後に申請が取下げられた。その後、国の動向を踏まえ、事業を中止した。

イ. 高校生短期留学プログラム支援事業(国費)

4校(うち県立学校は3校)から申請があったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い事業が中止となった。

ウ. グローバル人材育成講演会(「ふれあい活動高校生のつどい」の一部として実施)

期 日：令和3年7月30日(金) 10:50~12:20 オンラインにより各校へ配信
演 題：「つくろう虹色の未来！世界が取り組む虹色の目標」

参加者：県内高校生、教職員等 計482名

(内訳) 県立高	58校	395名
県立特支校	4校	19名
私立校1校	1校	5名

(6) 成果指標

留学や海外とのオンラインを通じた交流や研修等を実施した高等学校の割合
2025年 65%

(7) 取組の課題

新型コロナウイルス感染拡大により短期留学の実施が困難な状況においてもグローバル人材の育成と国際理解の機運の醸成を図るため、コロナ禍における国際交流の支援の在り方を検討したい。

(8) 課題に対する対策

令和4年度の新規事業として、県立学校オンライン海外研修支援事業を立ち上げた。本県の高校生がオンラインを活用した海外研修に参加する際に、その費用の一部を補助することにより、グローバル社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指す。また、講演会については、幅広いジャンルの講師を招くとともに、オンラインによる講師と生徒との意見交換を更に効果的に行うための方法について考えていきたい。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

ア. 留学や海外とのオンラインを通じた交流や研修等を実施した高等学校の割合

年度	令和元	令和2	令和3
実績割合	33.9%	5.1%	11.9%

イ. 県立学校オンライン海外研修支援事業

令和4年度の新規事業として、県立学校オンライン海外研修支援事業を立ち上げた。オンライン研修を実施している県立学校は令和2年度3校、令和3年度7校ある。

ウ. 成果指標

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、留学の実施が中止され、指標が大きく下がり、目標値の65%と乖離が生じている。令和4年度の新規事業として県立学校オンライン海外研修支援事業を立ち上げており、また令和4年度においては留学を実施あるいは実施予定の学校が6校あることから、成果指標としての留学や海外とのオンラインを通じた交流や研修等を実施した高等学校の割合は徐々に改善されていくと思慮する。

第3節 県民一人一人の生涯学習への支援 基本施策 13

第1項 とちぎ海浜自然の家運営費

所属名：教育委員会事務局生涯学習課

1. 事業の概要

(1) 施設の設置目的

普段海に接することの少ない栃木県の子どもたちに対して、海辺に宿泊しながら海の自然や海に関わる産業や文化などを学ぶ機会を提供するとともに、生涯学習施設として県民に多様な学習の場を提供する。

(2) 事業の内容

とちぎ海浜自然の家の管理運営（指定管理施設）

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	390,960	390,960	386,100	386,100	386,100
事業費実績	341,910	342,476	333,938	338,836	335,411

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	341,910	342,476	333,938	338,836	335,411

(5) 令和3年度の取組と実施状況

指定管理者：公益財団法人とちぎ未来づくり財団（指定管理期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日）

➤ 臨海自然教室事業 実参加者 7,255 名

※令和4年度は宇都宮市を除くすべての市町で利用予定

➤ 各種団体受入事業 実参加者 5,244 名（学校、企業、各種団体等）

➤ 主催事業 8 事業、実参加者 720 名

※新型コロナウイルス感染症の影響により 4 事業中止。実施事業は以下のとおり。

事業名	参加人数	事業名	参加人数
利用団体指導者研修	41 名	真夏の祭典！地引き綱	108 名
海釣り&瀬沼でいかだ乗り	62 名	海浜どきどきキャンプ	65 名
海浜メロン狩り①	98 名	満腹！海浜の味覚	115 名
海浜メロン狩り②	101 名	開運！海浜初日の出	130 名

(参考) 直近 5 か年の利用状況は以下のとおり。

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
開所日数	341	334	313	289	295
宿泊可能日数	314	304	281	261	266
利用日数	305	296	265	157	205
実利用者数	26,335	25,329	26,173	7,819	13,468
延利用者数	67,575	65,231	65,764	15,732	28,535
延宿泊者数	41,337	39,555	39,519	7,887	15,019

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

- ・竣工から 30 年が経過し、建物及び設備に不具合が生じてきているが、修繕のための予算の確保が難しい。
- ・利用実績について、前年度と比較して利用人数は増加したが、コロナ禍以前までは回復していない。

(8) 課題に対する対策

- ・利用者の安全確保や日々の衛生管理等快適な環境の提供を最優先に実施するため、指定管理者と連携し、予算の効率的な執行及び所要予算の確保に努める。
- ・地元の社会資源等を活用した魅力的な体験プログラム及び主催事業を実施する。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

とちぎ海浜自然の家は指定管理施設であり、栃木県が「栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する要綱」等の規則に基づいて、選考委員会による審査等を経て、指定管理者を指定している。指定管理者は、公益財団法人とちぎ未来づくり財団である。指定管理期間は 5 年間であり、直近の指定管理期間は平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間である。

直近の指定管理期間における応募業者数は 1 社であったが、建物の管理のみならず、教育関係のイベントも開催するノウハウが指定管理施設には求められるという特殊性から、指定管理者として対応可能な業者の数が限られることが要因である。

本事業は、指定管理者に対する指定管理料を支出するものである。公益財団法人とちぎ未来づくり財団において、指定管理料収入は、施設で勤務する従業員の人件費や、水道光熱費、施設の維持管理、修繕費用等に支出される。なお、公益財団法人とちぎ未来づくり財団が、警備や消防関係といった業務を第三者に委託する場合には、栃木県へ事前に支出内容を申請し、承認を受けることが必要となっている。

指定管理料は、栃木県が上限金額を積算している。

また、栃木県は「指定管理者による公の施設の管理運営状況」と題して、指定管理施設の毎年の収支状況や、サービス品質等の評価を取りまとめている。

平成31年4月1日付けの施設利用料の改訂といった収支改善策を実施しており、平成31年4月1日からの指定管理期間の予算額については、それ以前の予算額よりも減少している。

施設の整備状況については、毎年定期点検を実施しており、修繕等が必要な設備等を把握している。100万円未満の修繕等については指定管理者が指定管理料の中から執行し、100万円以上の修繕等については栃木県が執行する。

第2項 なす高原自然の家運営費

所属名：教育委員会事務局生涯学習課

1. 事業の概要

(1) 施設の設置目的

那須高原の豊かな自然環境の中で、四季を通して各種の自然体験活動を行うほか、青少年の団体宿泊学習をはじめとする多様な団体活動を支援し、生涯学習施設として県民に多様な学習の場を提供する。

(2) 事業の内容

なす高原自然の家の管理運営（指定管理施設）

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
予算額	143,000	143,000	138,800	138,800	138,800
事業費実績	115,557	115,686	107,992	113,984	114,646

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	115,557	115,686	107,992	113,984	114,646

(5) 令和3年度の取組と実施状況

指定管理者：公益財団法人とちぎ未来づくり財団（指定管理期間：H31.4.1～R6.3.31）

- ▶ 各種団体受入事業 延利用者 15,464名（学校、企業、各種団体等）
- ▶ 主催事業 9事業、実参加者 254名

※新型コロナウイルス感染症の影響により7事業中止。実施事業は以下のとおり。

事業名	参加人数
利用団体指導者研修	33名
ウインディボランティア研修	13名
ふれあい登山 in 那須連峰①	24名
ふれあい登山 in 那須連峰③	26名
わくわく探検デー	56名

事業名	参加人数
こどもチャレンジキャンプ	23名
クリスマスファミリーデー	54名
ふれあい広場	13名
スノーシューハイキング	12名

(参考) 直近5か年の利用状況は以下のとおり。

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
開所日数	333	335	307	317	350
宿泊可能日数	294	282	260	292	340
利用日数	259	264	234	118	166
実利用者数	15,811	16,719	14,294	4,450	9,203
延利用者数	34,598	35,658	30,575	6,519	15,718
延宿泊者数	18,534	18,791	16,287	2,063	6,435

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

- ・各種設備の耐用年数が経過してきているが、修繕・更新のための予算の確保が難しい。(竣工：平成16年)
- ・利用実績について、前年度と比較して利用人数は増加したが、コロナ禍以前までは回復していない。
- ・施設周辺は毎年積雪が多く、そのため冬季の利用実績が少ない。

(8) 課題に対する対策

- ・利用者の安全確保や日々の衛生管理等快適な環境の提供を最優先に実施するため、指定管理者と連携し、予算の効率的な執行及び所要予算の確保に努める。
- ・地元の社会資源等を活用した魅力的な体験プログラム及び主催事業を実施する。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

なす高原自然の家は指定管理施設であり、栃木県が「栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する要綱」等の規則に基づいて、選考委員会による審査等を経て、指定管理者を指定している。指定管理者は、公益財団法人とちぎ未来づくり財団である。指定管理期間は5年間であり、直近の指定管理期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間である。

直近の指定管理期間における応募業者数は1社であったが、建物の管理のみならず、教育関係のイベントも開催するノウハウが指定管理施設には求められるという特殊性から、指定管理者として対応可能な業者の数が限られることが要因である。

本事業は、指定管理者に対する指定管理料を支出するものである。公益財団法人とちぎ未来づくり財団において、指定管理料収入は、施設で勤務する従業員の人件費や、水道光熱費、施設の維持管理、修繕費用等に支出される。なお、公益財団法人とちぎ未来づくり財団が、警備や消防関係といった業務を第三者に委託する場合には、栃木県へ事前に支出内容を申請し、承認を受けることが必要となっている。

指定管理料は、栃木県が上限金額を積算している。

また、栃木県は「指定管理者による公の施設の管理運営状況」と題して、指定管理施設の毎年の収支状況や、サービス品質等の評価を取りまとめている。

平成31年4月1日付けの施設利用料の改訂といった収支改善策を実施しており、平成31年4月1日からの指定管理期間の予算額については、それ以前の予算額よりも減少している。

施設の整備状況については、毎年定期点検を実施しており、修繕等が必要な設備等を把握している。100万円未満の修繕等については指定管理者が指定管理料の中から執行し、100万円以上の修繕等については栃木県が執行する。

第3項 新青少年教育施設整備費（社会教育総務費）

所属名：教育委員会事務局生涯学習課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

新青少年教育施設整備運営事業（PFI事業）について、土木・建築・法務・金融等の専門的な見地から、県が実施するモニタリングに対する支援を行うこと等により、事業者による業務の適正かつ確実な遂行を確保し、本事業の円滑な推進に資することを目的とする。

(2) 事業の内容

① 新青少年教育施設整備運営事業直接協定支援業務委託

- ・直接協定締結に対する支援

② 新青少年教育施設整備運営事業モニタリング支援業務委託

- ・設計業務のモニタリングに対する支援
- ・建設業務のモニタリングに対する支援
- ・財務モニタリングに対する支援
- ・事業契約書等の解釈に対する支援
- ・全体協議会等への出席

③ アスベスト含有建材分析調査業務委託

- ・新青少年教育施設の進入路整備に伴い解体するとちぎ花センター用土調整等施設のアスベスト含有建材分析調査の実施

④ とちぎ花センター用土調整等施設アスベスト除去工事

- ・新青少年教育施設の進入路整備に伴い解体するとちぎ花センター用土調整等施設のアスベスト除去工事の実施

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	23,145	21,898	19,245	13,586	57,449
事業費実績	19,659	21,782	16,762	10,485	57,449

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	19,659	21,782	16,762	10,485	57,449

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

① 新青少年教育施設整備運営事業直接協定支援業務

- ・金融機関団との直接協定の締結：令和 3 年 6 月 30 日

② 新青少年教育施設整備運営事業モニタリング支援業務委託

- ・建築工事の基本設計の承認：令和 3 年 6 月 25 日
- ・造成工事の着工：令和 4 年 1 月 17 日
- ・全体協議会への出席：年 12 回

③ アスベスト含有建材分析調査業務委託

- ・とちぎ花センター用土調整等施設のアスベスト含有建材分析調査を実施：令和 3 年 11 月 4 日～11 月 12 日

④ とちぎ花センター用土調整等施設アスベスト除去工事

- ・とちぎ花センター用土調整等施設のアスベスト除去工事を実施：令和 3 年 12 月 8 日～令和 4 年 1 月 21 日

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

令和 6 年 4 月の開所に向けた建設業務及び開業準備業務の着実な推進

(8) 課題に対する対策

全体協議会の開催やコンサルタントと連携したモニタリングの実施により、着実に事業を推進する。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

栃木市に新設する予定の青少年教育施設の建設、運営等を適正に遂行するための、事業のモニタリングに関する外部のコンサルティング会社への業務委託費用や、事業進行途中で明らかとなったアスベストの分析、除去に要する費用を支出する事業である。外部のコンサルティング会社については毎期継続して業務を委託しており、これまでに利用者の潜在ニーズの調査、事業者意向調査、施設の設計に係るモニタリングの支援等を行っている。

施設の建設費用に関しては、施設完成後、栃木県がPFI事業の特別目的会社であるコネクト栃木㈱に対して、15年間の割賦支払いを行う。

令和6年4月1日の本施設開所にあわせ、令和6年3月31日に芳賀青年の家、太平洋少年自然の家の2施設は閉所予定である。

PFI事業方式を採用している理由は、外部のコンサルティング会社の試算等を踏まえ、PFI事業方式と従来方式の場合の支出額を比較し、PFI事業で実施する場合の方が、一括発注による調達コスト削減等により、現在価値換算で約6.4%の支出額が削減されるものと試算されたことによる。

施工業者の入札、選定にあたっては、選定委員会を組織し、計5回の選定委員会を開催している。

毎月、栃木県、モニタリング外部委託業者、PFI事業者といった関係者間で全体協議会を開催しており、設計、建築の進捗状況等について情報交換を行っている。

令和2年度から令和3年度にかけての予算額、事業費実績の増加は、アスベストの分析調査業務委託、撤去工事、建設予定地の埋蔵文化財調査の費用が発生していることが要因である。

アスベストの分析調査業務委託、撤去工事という当初計画外の追加作業が発生しているが、令和6年4月1日の開所に向けて事業は進行しているとのことである。

第4項 図書館事業費

所属名：教育委員会事務局生涯学習課

1. 事業の概要

(1) 施設の設置目的

図書館法に基づき図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的として設置する。

(2) 事業の内容

- ・ 栃木県立図書館の所蔵資料の購入に要する経費
- ・ 館内で提供するサービスの実施に要する経費（資料複製、相互貸借図書の運用、身体障害者への郵送貸出、資料返却に係る督促事務、ピアノコンサート等）

- ・修理等が必要な状態である図書の修復等に要する経費

(3) 予算額と事業費実績 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	32,708	32,844	33,308	21,864	20,702
事業費実績	32,343	32,596	32,995	21,513	20,399

(4) 財源 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	476	425	310	314	272
一般財源	31,867	32,171	32,685	21,199	20,127

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況 (過去 5 か年の推移を含む)

- 開所日数 259 日

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由とする休館
：令和 3 年 8 月 24 日～令和 3 年 9 月 30 日

- 所蔵資料の状況 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

	図書資料 (冊)				逐次刊行物 (種)			
	一般書	児童書	地域資料	計	雑誌	年鑑 白書類	新聞	計
現在所蔵数	619,561	59,739	95,892	775,192	1,209	306	70	1,585
年間受入数	5,665	445	2,105	8,215	18	0	0	18
購入	4,344	390	210	4,944	1	0	0	1
寄贈	1,321	55	1,895	3,271	17	0	0	17
除籍数	1,666	23	23	1,712	0	0	0	0
休刊等					▲9	▲2	0	▲11
年間増加数	3,999	422	2,082	6,503	9	▲2	0	7
前年度末所蔵数	615,562	59,317	93,810	768,689	1,200	308	70	1,578
対前年度比 (%)	100.6	100.7	102.2	100.8	100.8	99.4	100.0	100.4

- 入館者数

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
入館者数	69,573	71,896	66,609	35,867	37,813

➤ 蔵書数

区分	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
一般書	597,806	604,817	610,466	615,562	619,561
児童書	57,554	58,273	58,883	59,317	59,739
地域資料	87,170	89,686	91,923	93,810	95,892
合計	742,530	752,776	761,272	768,689	775,192

➤ 貸出点数

区分	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
貸出点数	59,963	60,596	54,125	55,998	56,109
1日平均	209.7	211.9	201.2	217.9	216.6

➤ 調査・相談件数

区分	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
調査・相談件数	8,163	8,168	7,931	8,030	8,669

➤ 複写・閲覧サービスの利用状況

	複写								閲覧利用					
	コピー		マイクロフィルム		データベース		合計		マイクロフィルム		貴重書データベース		その他データベース	
	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数	件数	巻数	件数	分	件数	分
令和3年	1,751	24,039	62	509	83	1,947	1,896	26,495	83	267	10	575	113	2,940
令和2年	1,927	26,043	113	954	120	2,516	2,160	29,513	145	340	19	505	98	2,983

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

資料購入費を含め、当事業全般について予算の確保が難しい。

(8) 課題に対する対策

予算の効率的な執行に努めるとともに、予算を確保していく。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

図書館の事業運営にあたって必要な、図書の購入費用やその修復等の費用を支出する事業である。予算額、事業費実績のうち、その大半は図書の購入費用であるが、近年は購入費用が減少傾向にある。

また、図書の経年劣化等の修復費用について、複雑な製本作業等が必要なものに関しては外部の業者へ作業を委託する必要があるが、当該外部業者への委託費用は近年は予算逼迫等の影響から、予算計上されていない状況とのことである。

来館者数については、令和元年より大きく減少傾向にあるが、これは新型コロナウイルス感染症の拡大による休館日の増加、自習室の減少、レクリエーションイベントであるピアノコンサートの開催中止といったことが要因となっている。

また、栃木県立図書館については既に築 50 年が経過しており、バリアフリー機能も備わっておらず、蔵書数もスペースの観点からこれ以上大きく増加させることは難しい状況である。さらに、図書館の蔵書は永年保存を原則としており、将来的な蔵書スペースの確保も課題である。

第 5 項 県立図書館情報処理システム費

所属名：教育委員会事務局生涯学習課

1. 事業の概要

(1) 施設の設置目的

図書館法の精神に基づき図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的として設置する。

(2) 事業の内容

- ・所蔵資料の管理、インターネットによる蔵書検索、貸出し予約や県内公共図書館及び県内大学図書館の蔵書横断検索システムの運用に要する経費（システム賃借料・保守業務委託料）
- ・館内利用者インターネット端末の利用に要する経費（賃借料）
- ・上記システムの運用に必要な消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等の経費

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	30,970	26,564	18,135	28,194	28,430
事業費実績	30,824	26,236	17,846	27,781	28,421

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	30,824	26,236	17,846	27,781	28,421

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況（過去 5 か年の推移を含む）

- 開所日数 259 日

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由とする休館：
令和3年8月24日～令和3年9月30日

➤ 栃木県総合目録利用件数

区分	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
アクセス件数	106,670	106,875	105,854	120,111	138,773
検索性件数	254,143	267,006	264,504	340,095	372,478
検索対象館数	60 館	60 館	60 館	60 館	60 館

➤ 館内インターネット利用者数

区分	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
利用人員	889	872	932	345	503
利用時間	676 時間 57 分	845 時間 32 分	1,259 時間 10 分	195 時間 10 分	389 時間 55 分

➤ 予約利用数

区分	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予約総数	15,352	15,316	13,400	17,209	16,990
うちインター ネット予約	12,566	12,221	10,719	14,350	14,476

➤ オンラインデータベース閲覧状況

区分	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
利用件数	23	83	70	72	88
利用時間	18 時間 35 分	53 時間 21 分	40 時間 27 分	25 時間 55 分	39 時間 35 分

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

事業に要する経費全般について、予算の確保が難しい。

(8) 課題に対する対策

予算の効率的な執行に努めるとともに、予算を確保していく。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

図書館で使用するシステムを使用するためのリース料や、システムの保守点検の支出が主たるものである。

リース、保守点検に関しては5年契約となっている。5年の契約更新ごとに、一般

競争入札による方法で委託先の業者を選定している。

直近のリース、保守点検の契約期間は令和2年1月1日から令和6年12月31日の5年間である。契約更新の都度、システムの実装機能等の仕様は見直している。直近の契約期間から導入したシステムについては、インターネットによる蔵書検索の検索時間が短縮化による利便性向上などにより、システムのアクセス件数が近年増加しているとのことである。

第4節 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進 基本施策 14

第1項 競技スポーツ振興費

細事業：国民体育大会派遣費補助金

所属名：教育委員会事務局スポーツ振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

国民体育大会での本県選手団の活躍に資すること

(2) 事業の内容

国民体育大会における交通費・宿泊費等所要経費の助成

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	94,923	81,734	71,483	93,885	82,876
事業費実績	77,628	78,672	64,483	9,645	27,256

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	77,628	78,672	64,483	9,645	27,256

(5) 令和3年度の取組と実施状況

令和3(2021)年8月25日に新型コロナウイルス感染症急拡大の影響により三重国体の中止が決定された。そのため、関東ブロック大会は5競技が未実施のまま中止となった。

(6) 成果指標

三重国体に向けての関東ブロック大会では、49種別でブロック大会を通過した(5競技は未実施)。この通過数は、例年の成績を上回るものであり、とちぎ国体に向けて行っている各競技団体の強化事業の成果といえる(70回大会から74回大会の平均突破数は37.8種別である)。

(7) 取組の課題

本事業費については、各競技団体等の財源不足により概算払となっている。また、国体本大会では、競技の勝敗により宿泊費が大きく減額となるため、毎年執行残が生じている現状にある。さらに、毎年国体開催地が変わることによって予算総額が大きく変動しているが、キャンプ経費での対応となっている。

(8) 課題に対する対策

当初予算作成にあたっては、国体参加者数の予想や過去の勝敗から算出した実際の宿泊率を参考にしている。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

毎年各県で開催される国民体育大会への選手の派遣費用等を助成する事業である。栃木県が（公財）栃木県スポーツ協会へ予算額（概算）の助成金額を振込み、さらに（公財）栃木県スポーツ協会が各競技団体へ振込みを行っている。その後、各競技団体が（公財）栃木県スポーツ協会へ費用の実績報告を行い、概算と実績の差額については各競技団体が（公財）栃木県スポーツ協会へ返金を行っている。その後、（公財）栃木県スポーツ協会から栃木県へ概算と実績の差額の返金が行われる。

また、栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課が国民体育大会の全種目終了後の例年3月に（公財）栃木県スポーツ協会において実地検査を行い、（公財）栃木県スポーツ協会が計算する概算と実績の差額の妥当性を根拠証憑の閲覧等により検証している。

助成金額の主たる費目は、交通費、宿泊費、輸送費である。

交通費は、各競技団体の選手が国民体育大会の開催地まで移動するための公共交通機関の利用料等である。助成金額については、栃木県の旅費規定に準じている。

宿泊費は、国民体育大会に参加する選手の宿泊費である。国民体育大会の開催地が現地の宿泊施設の宿泊相場等を勘案して金額を決定している。

輸送費は、競技で使用される馬、カヌー、ヨットの競技会場までの運搬費用である。栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課が国体参加者の予想人数や過去の勝敗率、他県の参加人数等を勘案し、予算額として概算の助成金額の計算を行っている。

予算額と実績を比較すると、競技の勝敗による参加日数の減少や、予算よりも安価な航空券を使用することなどにより、事業費実績が予算額を下回るケースが多いとのことである。各競技団体においては、航空券についてはなるべく安価な航空会社、便を選択するなど、費用低減に努めているとのことである。また、令和2年度、令和3年度においては、令和2年度の鹿児島県国民体育大会の延期、令和3年度の三重県国民体育大会の中止により、事業費実績が予算額を大きく下回る結果となっている。

以上より、本事業はその性質上、毎年予算額の執行残が大きく生じている状況である。担当者に質問したところ、他の県では国民体育大会派遣費を特定の課の予算として組み込むのではなく、県の直轄の事業として独立した予算編成を行うケースがほとんどとのことである。

第2項 栃木県スポーツ協会助成費

所属名：教育委員会事務局スポーツ振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

(公財) 栃木県スポーツ協会の安定的な経営を確保するため

(2) 事業の内容

(公財) 栃木県スポーツ協会の運営及び事業に対する助成

(3) 予算額と事業費実績 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	93,203	91,339	95,825	97,391	91,548
事業費実績	93,203	91,339	95,825	97,391	91,548

(4) 財源 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	30	30	30	30	30
一般財源	93,173	91,309	95,795	97,361	91,518

(5) 令和3年度の取組と実施状況

(公財) 栃木県スポーツ協会の人件費に対する助成を実施した。

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

(公財) 栃木県スポーツ協会が、さらなる経営改善に取り組むことにより、将来にわたり持続可能な経営基盤の確立を目指す。

(8) 課題に対する対策

収入のさらなる確保に努めるとともに、費用の削減、利用者が減少している事業のあり方を検討するなど、収支不足の解消に努める。

2. 監査の結果

(1) (公財) 栃木県スポーツ協会への支援等について (意見)

ア. 結論

栃木県は、(公財) 栃木県スポーツ協会が実施する事業のあり方を検討するにあたって、法人の役割や社会的使命に鑑みて、より効率的・効果的な事業展開に向けた助言・支援を行うことが望まれる。

イ. 内容

栃木県は、(公財) 栃木県スポーツ協会に対して、人件費単価に補助対象人員数を乗じて積算した金額をベースとして人件費相当額を助成金として交付している。

四半期ごとに概算額を助成金として交付し、年度末に栃木県が(公財) 栃木県スポーツ協会において実地検査を行い、助成金額を確定している。

栃木県から助成を受けている一定の団体については県の予算が投じられているといった背景等から、当該事業を担当する課が団体の運営状況について、また行政改革 I C T 推進課が団体の県関与のあり方の全体的な見直し方針に対する各団体における取組状況をモニタリングしている。

(公財) 栃木県スポーツ協会に関しては、このモニタリングの対象の団体となっており、主としてスポーツ振興課が(公財) 栃木県スポーツ協会の事業運営等をモニタリングしているとのことである。

ここで、(公財) 栃木県スポーツ協会は多種多様な事業を企画、運営しているが、中には参加者、利用者数が減少しているものもある。栃木県から助成を受けている以上は、費用対効果の少ない事業に関しては撤廃や統合を行うという選択肢も考えられる。しかし一方で、公益財団法人という性質上、利用者数が減少したり、収支が赤字となっているからといって直ちに事業の撤廃を判断することは公益の観点から適切ではないと考えられる。

(公財) 栃木県スポーツ協会の収支状況等をモニタリングするスポーツ振興課においては前述の相反する考えに挟まれるかたちとはなるが、(公財) 栃木県スポーツ協会の役割や社会的使命に鑑みて、団体が効率的・効果的な事業展開を検討する際に、一層の助言・支援を行うことが望まれる。

第 3 項 競技力向上対策本部事業費

所属名：教育委員会事務局スポーツ振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

令和 4(2022)年第 77 回国民体育大会(本県開催)での天皇杯・皇后杯獲得に向けた競技力向上及び国体や国際大会等で活躍できる選手の育成強化並びに競技スポーツの普及を図る。

(2) 事業の内容

競技力向上基本計画における 4 本の柱である「Ⅰ組織体制の整備・拡充」「Ⅱ選手の発掘・育成・強化」「Ⅲ指導者の養成・資質の向上」「Ⅳ競技力向上のための環境整備」に対応した事業を展開している。

(3) 予算額と事業費実績(単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	300,000	334,503	438,750	486,000	655,281
事業費実績	300,000	334,238	430,142	439,233	630,354

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	300,000	334,238	430,142	439,233	630,354

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

競技力向上基本計画における「完成期」であり、いちご一会とちぎ国体の前年であることから、競技力向上に直接的に効果がある「選手の獲得」や「競技力向上のための環境整備」に取り組むとともに、「選手の育成強化」のための競技団体への補助に重点を置いた。

(6) 成果指標

第 77 回国民体育大会順位（冬季大会終了時点）天皇杯 7 位、皇后杯 12 位

(7) 取組の課題

新型コロナウイルス感染症の影響で、第 75 回、第 76 回と 2 大会連続で国体が開催されず、強化の進捗状況を把握する機会を失ったとともに、競技団体において計画的な強化活動に取り組むことが困難な状況にある。

(8) 課題に対する対策

とちぎスポーツ医科学センターを活用し、コロナ禍においても、競技種目に応じた動作分析や栄養指導、トレーニング指導等について、リモートによる選手への支援を強化するなど、感染防止対策を徹底しながら、一層の競技力向上を図っている。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

国民体育大会に向けた選手の競技力向上のための、遠征、合宿やコーチの招聘、スポーツ専門員の配置等を実施する事業である。

予算金額のうち主要なものは、栃木県内に 41 団体存在する各競技団体への補助金の交付と、スポーツ専門員の配置事業である。

各競技団体への補助金は、遠征、合宿等に要する旅費、大会参加料などの選手の強化、育成に要する経費が補助対象経費となる。

予算策定時に各競技団体から強化遠征、合宿等の年間の実施予定に基づく事業計画書が提出され、第 77 回国民体育大会栃木県競技力向上対策本部が内容の審査を行い、各競技団体への補助額を決定する。年度末において各競技団体から第 77 回国民体育大会栃木県競技力向上対策本部へ実績報告書の提出が行われ、第 77 回国

民体育大会栃木県競技力向上対策本部が確定検査を実施し、補助額が確定する。予算額と補助額の違いが生じた場合は、差額の精算が実施される。令和3年度における競技団体への補助金の交付に関して、サンプルで複数の競技団体について関連証憑の閲覧を実施したところ、特に問題は見受けられなかった。

スポーツ専門員の配置事業は、令和3年度において55名存在するスポーツ専門員の雇用にあたって要する給与、社会保険料等の経費を支出するものである。スポーツ専門員の雇用は（公財）栃木県スポーツ協会が実施する。（公財）栃木県スポーツ協会が策定した収支予算に基づき、第77回国民体育大会栃木県競技力向上対策本部へ補助金の交付申請が行われる。（公財）栃木県スポーツ協会は、毎月スポーツ専門員の業務報告書を作成し、第77回国民体育大会栃木県競技力向上対策本部へ提出することになっている。年度末において栃木県が確定検査を実施し、予算額と実績額で差額が生じた場合には、差額の精算が実施される。

国民体育大会終了後のスポーツ専門員の活用については、国民体育大会を開催する各県において課題となっているところである。第77回国民体育大会栃木県競技力向上対策本部においては、国民体育大会終了後もスポーツ専門員の雇用を継続し、栃木県内の競技力向上やスポーツ指導などの業務に従事してもらうといった活用を想定しているとのことである。

第4項 県立スポーツ施設補修費

所属名：教育委員会事務局スポーツ振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県立スポーツ施設の管理運営を円滑に進めるため

(2) 事業の内容

県民総スポーツの推進拠点である県立スポーツ施設について、その管理運営に不可欠な基幹設備等の補修に要する経費

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	31,265	20,626	180,101	613,617	736,243
事業費実績	31,265	18,487	72,877	250,148	889,417

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	10,000	148,000	490,000	582,000
その他	31,000	6,650	-	119,972	152,000
一般財源	265	3,976	32,101	3,645	2,243

※財源については、予算額に基づいた金額を記載している。

(5) 令和3年度の取組と実施状況

日光霧降アイスアリーナの漏水工事や製氷設備改修工事等を実施した。

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

老朽化が進んでいる施設について、設備等の故障により競技会開催に支障を生じさせないように、引き続き計画的な補修を行う必要がある。

(8) 課題に対する対策

施設管理者との連携をはかり、設備等の現況を把握することで、計画的な補修を進め、県民総スポーツの推進拠点として利用者の満足度やニーズを把握しながらサービスの向上に努める。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

県立スポーツ施設の老朽化等による補修等を行う事業である。

直近年度では国民体育大会開催に向けた日光霧降アイスアリーナの漏水工事や製氷設備改修工事等が予算の大半を占めている。長期、大規模な工事が多く、予算を確保したが施工完了は年度を跨ぐものが多いため、直近では単年度で見ると予算額と事業費実績に差異が生じている。そのため、複数年度を通算して予算額と事業費実績を比較すると、両者の間に大きな差異は生じないとのことである。

工事の発注に関して、直近の日光霧降アイスアリーナの補修といった大規模かつ技術的な知識を要する工事の場合には、栃木県県土整備部が発注、工事監理等の業務を行っている。スポーツ振興課の役割としては、栃木県県土整備部や各競技団体、施設の指定管理者との調整を行うことである。

一方で、比較的小規模な工事に関しては、スポーツ振興課で発注、工事監理等の業務を行っている。

各施設の老朽化状況の把握については、スポーツ振興課が毎年4月に県立スポーツ施設の指定管理者から老朽箇所、補修の緊急度、補修金額等のヒアリングを行う。スポーツ振興課はヒアリング結果を補修計画表に取りまとめ、緊急度などに応じて各年度において補修の対象とする県立スポーツ施設を決定している。

第5項 国体施設整備事業費

所属名：教育委員会事務局スポーツ振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

第 77 回国民体育大会の競技運営を円滑に進めるため

(2) 事業の内容

第 77 回国民体育大会の競技会場改修に要する経費

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	103,608	683,743	221,022	1,127,788
事業費実績	-	15,095	616,478	147,074	601,260

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	77,000	232,000	92,000	679,000
その他	-	-	69,574	48,198	219,374
一般財源	-	26,608	382,169	80,824	229,414

※財源については、予算額に基づいた金額を記載している。

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

日光霧降アイスアリーナの暖房設備改修工事や栃木県グリーンスタジアムの昇降機新設ほか工事など、第 77 回国民体育大会の競技会場の改修等を実施した。

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

第 77 回国民体育大会開催に向け、引き続き計画的に改修を行っていくとともに、大会後の多目的な利用を検討し、施設の有効活用を図る。

(8) 課題に対する対策

計画的に改修を行い第 77 回国民体育大会の成功に寄与するとともに、大会を契機に整備された施設を活用することで、スポーツを通じた地域活性化に努める。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

国民体育大会の開催に向けた県立スポーツ施設の改修を行う事業である。

長期、大規模な工事が多く、予算を確保したが施工完了は年度を跨ぐものが多いため、直近では単年度で見ると予算額と事業費実績に差異が生じている。そのため、複数年度を通算して予算額と事業費実績を比較すると、両者の間に大きな差異は生じないとのことである。

また、財源の”その他“の中には、独立行政法人日本スポーツ振興センターから交付されるスポーツ振興くじ助成金が含まれている。

工事の発注に関して、大規模かつ技術的な知識を要する工事の場合には、栃木県県土整備部が発注、工事監理等の業務を行っている。スポーツ振興課の役割としては、栃木県県土整備部や各競技団体、施設の指定管理者との調整を行うことである。

一方で、比較的小規模な工事に関しては、スポーツ振興課で発注、工事監理等の業務を行っている。

各施設の老朽化状況の把握については、スポーツ振興課が毎年4月に県立スポーツ施設の指定管理者から老朽箇所、補修の緊急度、補修金額等のヒアリングを行う。スポーツ振興課はヒアリング結果を補修計画表に取りまとめ、緊急度などに応じて各年度において補修の対象とする県立スポーツ施設を決定している。

第7章 教育の基盤を整える

第1節 学校教育の情報化の推進 基本施策 15

第1項 県立学校 ICT 環境整備事業費

細事業：ICT 支援員配置費

所属名：教育委員会事務局総務課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

- ① 県立学校における ICT 教育の推進
- ② 教員の授業改善に向けた ICT 活用指導力の向上
- ③ 児童生徒の情報活用能力の育成

(2) 事業の内容

県立学校において、以下の業務等を実施

- ・ 1人1台端末等の各種設定及びネットワーク等の管理支援
- ・ 各学校における ICT 活用研修会の実施及び支援
- ・ 学校ホームページの運営支援
- ・ オンラインによる研究会や講演会等に関する環境設定、操作設定支援

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	—	—	—	—	91,532
事業費実績	—	—	—	—	91,532

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	—	91,532

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

ICT 支援員 22 名を全県立学校の 4 校に 1 人ずつ派遣した。年間を通して、定期的に派遣するとともに、県立学校の要望に応じて追加派遣による支援を行うことができた。

(6) 取組の課題

県立学校において、ICT 環境の整備が急速に進んだため、ICT 活用に係る学校や教員間の格差が大きくなった。

今後も引き続き、県立学校の現状に合わせた丁寧な支援が必要である。

(7) 課題に対する対策

令和 4 年度については、国の事業を活用し GIGA スクール運営支援センターを設置

した。コールセンターによる速やかな相談対応を行うとともに、県立学校に対して ICT 支援員を派遣している。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

ICT 支援員配置費は、コロナ下で GIGA スクール構想の展開スケジュールが前倒しされるなどして教育環境の大きな変化が生まれている学校現場に、ICT の知識や技術に長けた ICT 支援員を配置することによって、現場ごとの課題にきめ細かな対応を行うための予算である。

当初は学校側において、GIGA スクール構想への対応と合わせ、支援員の活用についても混乱や試行錯誤をする状況もあったが、現在は、全体として制度の理解も進み、追加派遣の要望なども生まれている状況にある。一方で学校間の取り組み格差も明らかになってきており、長期的には、学校ごとの課題に応じたリソースの重点配置や施策提案の必要性もあるところである。

なお事業概要で言及されている通り、支援ニーズによっては、現場支援型の ICT 支援員のみならず、問合せ応答型の GIGA スクール運営支援センターの設置も有効と考えられるところであり、これらの組合せにはコスト上の合理性もある。

以上より、本事業は合理的に執行されているものと判断した。

第 2 項 県立学校 ICT 環境整備事業費

細事業：モバイルルータ通信費

所属名：教育委員会事務局総務課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

Wi-Fi 環境が整っていない家庭に貸与するとともに、モバイルルータの通信費を負担することで、家庭におけるオンライン学習環境を整備する。

(2) 事業の内容

モバイルルータ 610 台を整備し、全県立学校に配布するとともに、各モバイルルータに係る毎月の通信料を負担する。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	—	—	—	—	9,687
事業費実績	—	—	—	—	9,687

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	—	9,687

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

コロナ禍において、各県立学校の実状に応じてオンラインによる授業等を実施したことに伴い、モバイルルータの貸出しが行われた。

(6) 取組の課題

今後、モバイルルータ本体の更新に係る費用や通信費等、家庭や学校に対する持続可能な支援に必要な経費の確保が必要である。

(7) 課題に対する対策

令和 4 年度については、昨年度同様の支援ができるよう予算を確保することができた。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

モバイルルータ通信費事業は、政府の GIGA スクール構想によって、学校に一人一台端末が配備され、家庭学習の中で活用されることも想定される中で、家庭学習用のインターネット環境が整っていない家庭にルータの無償貸出を行い、児童生徒の教育の機会を保障するために開始されたものである。

栃木県では全県立学校に各校 6 台を配備して活用を促しているが、日常的に家庭での通信環境を必須とする ICT 活用型教育は、そこまで各学校現場に浸透しておらず、家庭へのルータの貸出は、さほど行われていない状況である。

そのような中、国の利用指針の変更を受けて、各学校では LAN の利用できない特別教室での授業や学校外活動での当該ルータの活用を図っており、端末の利用率は高まり追加の配備を希望する学校も存在する。

当該ルータの通信費は、多数端末を調達していることから利用料は低く抑えられており、GIGA スクール構想において整備された LAN がカバーしない教育活動領域を補うための設備費用として合理的な水準である。家庭用への貸出にもいつでも利用でき、かつ、職員生徒が日常的に利用に習熟できるという利点もある現在の運用は効果的な予算執行であると評価できる。

第3項 県立学校 ICT 環境整備事業費

細事業：授業目的公衆配信補償金制度活用事業費

所属名：教育委員会事務局総務課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

授業における著作物の公衆送信に係る費用確保により、各県立学校の ICT 教育を推進する。

(2) 事業の内容

県立学校で実施している授業において著作物をインターネットで公衆送信する場合に、文化庁の指定する団体に学校設置者として補償金を支払う。本制度の活用により各著作物に対する個別の許諾を要することなく全ての著作物を円滑に利用できる。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	—	—	—	—	1,713
事業費実績	—	—	—	—	1,713

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	—	1,713

(5) 令和 3 年度の実施状況

本制度を活用するために、17 校から申請があった。

具体的には、オンライン授業やオンデマンドによる動画配信において著作物を使用するが多かった。

(6) 取組の課題

令和 3 年度は、1 人 1 台端末が未整備だったため、著作物を使用した授業目的公衆送信の機会は少なかった。令和 4 年度については、1 人 1 台端末の環境が整備されたことから、本制度の活用に係る費用の確保が必要である。

(7) 課題に対する対策

令和 4 年度についても全県立学校に在籍する児童生徒分の予算を確保することができた。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

授業目的公衆配信補償金制度は、GIGA スクール構想により ICT 環境が整備され、オンライン授業等が実施される中で、著作権法の規定に沿った権利処理がなされることを保証するための制度である。

教育現場での著作物の複製は「公衆送信」については、許諾は不要だが補償金の支払が必要であり、補償金の支払については、指定管理団体たる「授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」が受け皿となり、補償金の収集及び分配を行う仕組みになっている。

著作物の「公衆送信」が予定されている県内学校については、県が一括して SARTRAS への申請を受け付けて予算負担を行っている。申請校は令和 3 年度で 17 校と多くはないが、ICT 教育推進のためにも予算補助をして、学校の取り組みを行うことを推進している状況である。なお当該制度の広報においては、教育現場への著作物の適正利用についての教育・啓発等も行なっている。

以上、上記事業は、教育現場における ICT 活用及び法令遵守の観点から合理性ある形で執行されているものと認められる。

第 2 節 教育の資質・能力の向上 基本施策 16

第 1 項 教育企画広報運営費

細事業：教員研修計画の策定費

所属名：教育委員会事務局総務課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

教員を養成する大学や教育関係機関等と連携し、「とちぎの求める教師像」である「自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師」の育成を目指して、養成・採用・研修の一体的な取組を推進するため、校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項について協議するため、教員育成協議会を実施する。

(2) 事業の内容

次の内容について、協議する。

ア 校長及び教員としての資質向上に関する指標に関すること

イ 教員研修計画に関すること

ウ その他、教員の資質向上に必要な事項に関すること

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	78	78	80
事業費実績	-	-	68	70	67

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	68	70	67

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

令和 3(2021)年 6 月 24 日（木） 9 時 30 分～11 時 00 分

協議内容

ア 中堅教員の指導力向上について

イ 令和 4(2022)年度栃木県教員研修計画（案）について

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

学校が取り組むべき今日的な課題は、年々高度化・複雑化しており、状況に応じた組織的な対応が求められている。一方で、教員の大量退職時代を迎え、学校で指導的立場を担うベテラン教員の退職、採用者数の増加に伴い、ミドルリーダーの育成や若手教員の資質・能力の向上が取り組むべき課題となっている。

(8) 課題に対する対策

教員が教職生活全体を見通して学び続けることができるよう、教科指導や教育相談、特別支援教育に関する専門知識・技術等、キャリアステージに応じて求められる専門性を高めるための研修の充実に努める。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

県教育委員会では、教員公務員特例法第 23 条に定められた研修に加えて勤続年数に応じた基本研修や職務内容に関する専門研修、職位に応じたマネジメント研修などを県独自に設けている。また、受講対象者に必修研修として受講を義務付けたり、それ以外の研修でも職務専念義務免除を認めるなどして受講機会を確保するように努めている。なお、県教育委員会の出先機関である栃木県総合教育センターで研修対象者の管理を行っており、研修対象者への開催通知や未受講者への受講催促がなされている。

第2項 初任者研修事業費

所属名：教育委員会事務局総務課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

新任の教諭等に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

(2) 事業の内容

- ・総合教育センター等において年15日間の研修を実施
- ・教員としての心構え、服務、児童生徒の教育に直接関係のある学習指導や学級・ホームルーム経営、児童生徒理解、児童・生徒指導、教材などについての事務処理や教育機器の管理など、校務全般について、講話・演習、研究協議等を行う。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
予算額	6,242	6,032	6,116	6,568	3,828
事業費実績※1	5,110	4,993	4,929	795	592

※1 「事業費実績」は、総合教育センター執行分のみ

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
国庫支出金					
地方債					
その他					
一般財源※2	5,110	4,993	4,929	795	592

※2 総合教育センター執行分のみ

(5) 令和3年度の取組と実施状況

- ・対象者：新規採用者 計489名（小学校：248名、中学校：138名、義務教育学校：5名、高等学校：56名、特別支援学校42名）
- ・小・中学校の教員に対しては、総合教育センター11日間、各教育事務所3日間、社会福祉施設に係る研修1日間を実施
- ・高等学校・特別支援学校の教員に対しては、総合教育センター12日間、学校を会場とした研修2日間（コロナ禍により1日中止）、社会福祉施設に係る研修1日間を実施

(6) 成果指標

「栃木県教育振興基本計画2025」推進指標

推 進 指 標	基準値(2019)	進捗値(2021)	目標値(2025)
県総合教育センターが実施した研修について「自身のキャリアステージに応じた資質・能力の向上に役立つ」と回答した教員の割合〔受講者振り返りシート〕	79.2% ※3	99.0%	毎年度80% を上回る

※3 県総合教育センターが実施した研修について「今後の職務に生かせる」「自身の資質・能力の向上に役立つ」と回答した教員の割合。(初任者研修以外の研修も含む。)

(7) 取組の課題

- ・新規採用者数の増加に対応した研修会場の確保、受講者側の負担軽減

(8) 課題に対する対策

- ・研修内容等に応じた、オンライン（同時双方向型、オンデマンド型）の積極的な活用

2. 監査の結果

(1) 初任者研修の実施方法について

ア. 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

当該事業は新規採用者を対象とした研修に係る運営費である。研修は採用後1年かけて15日間実施されている。令和2年度に事業費実績が大幅に減少しているが、これは宿泊研修を廃止したことにより移動のためのバスの借り上げ費用がなくなったためである。

新型コロナウイルス感染症防止や働き方改革による拘束時間削減の観点から宿泊研修の廃止は理解できるが、その一方で、人的交流の制限により孤独感を深める新規採用者の存在も考えられる。同じ採用年次だからこそ打ち明けられる悩みや経験の共有、情報の交換を通じて得られる連帯感は業務への意欲的な取組みの一助になると考えられる。

県教育委員会では、法定の初任者研修の他に独自の研修として教職2年目と3年目、5年目の若手教員を対象とした研修を実施しており、また研修にグループワークを取り入れるなどして、若手教員に配慮した研修を実施している。

(2) 成果指標について

ア. 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

進捗値が基準値に対して大幅に上昇した要因については、研修後のアンケートについて回答の目安となる評価基準を明確にしたことが考えられる。教員研修計画においては、下記の表のとおり新規採用の年から当該年数段階に即応して教員として必要な基本的知識・技術及び態度を習得させる研修を実施しており、アンケートもステージに応じた知識等を身に付けられたかを問うように変更されている。

ステージⅠ (おおむね1年目～5年目)	ステージⅡ (おおむね6年目～10年目)	ステージⅢ (おおむね11年目～19年目)	ステージⅣ (おおむね20年目～)
教育活動に必要な基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。	専門的な知識・技能や、新たな教育課題に対応する実践的指導力を身に付けるとともに、同僚と協働しながら職務を遂行している。	学校の課題解決を目指し、組織を活活性化させたり企画力・実践力を発揮したりするなど、ミドルリーダーとして学校運営に積極的に参画している。	教職生活を通して培った経験のもとリーダーシップを発揮し、学校の教育目標の達成を目指して積極的に学校運営を支え続けている。

第3項 教職員研修事業費

所属名：教育委員会事務局総務課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

教職員の学習指導力、児童・生徒指導力、学級経営力の向上を図る内容や、管理職の学校経営能力の向上を図る研修等を実施し、教職員の資質・能力の向上を図る。

(2) 事業の内容

- ①基本研修：新規採用の年から当該年数段階に即応した教職員を対象にした研修
- ②専門研修1ア：教育課程の領域及び教育の諸分野についての専門性を高める研修
 〃 イ：法律等によって、定められている職位にあたる者を対象にした研修
- ③専門研修2：希望する内容や分野において、専門職としての識見と能力を伸長する研修
- ④専門研修3：教員としての識見や能力の一層の向上を図るための研修

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	3,345	3,345	3,222	3,017	2,535
事業費実績※1	2,700	2,467	2,717	1,003	1,522

※1 「事業費実績」は、総合教育センター執行分のみ

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	1,132	1,245	1,168	947	781
一般財源※2	1,568	1,223	1,550	56	742

※2 「一般財源」は、総合教育センター執行分のみ

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

- ①基本研修 : 34 研修 受講者数延べ 6,763 名
- ②専門研修 1 : 40 研修 受講者数延べ 4,817 名
- ③専門研修 2 : 22 研修 受講者数延べ 1,363 名
- ④専門研修 3 : 3 研修 受講者数延べ 1,059 名

(6) 成果指標

「栃木県教育振興基本計画 2025」推進指標

推 進 指 標	基準値(2019)	進捗値(2021)	目標値(2025)
県総合教育センターが実施した研修について「自身のキャリアステージに応じた資質・能力の向上に役立つ」と回答した教員の割合〔受講者振り返りシート〕	79.2% ※3	99.0%	毎年度 80% を上回る

※3 県総合教育センターが実施した研修について「今後の職務に生かせる」「自身の資質・能力の向上に役立つ」と回答した教員の割合。

(7) 取組の課題

- ・受講者の負担軽減

(8) 課題に対する対策

研修内容等に応じた、オンライン（同時双方向型、オンデマンド型）の積極的な活用

2. 監査の結果

(1) 研修カリキュラムについて結論

ア 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

当該事業の内容は、初任者研修以外の教育公務員特例法第 24 条の規定に基づく研修及び県独自で設けた研修の運営費である。

当該事業で実施される主な研修内容は下記のとおりである。

カリキュラム	研修内容	研修名
基本研修	新規採用の年から当該年数段階に即応して教員として必要な基本的知識・技術及び態度を習得させる研修	中堅教諭等資質向上研修 教職 2, 3, 5, 20 年目研修
専門研修 1	教育課程の領域及び教育の諸分野についての専門的な知識、技術及び態度を習得させる研修	ミドルリーダーを育成する研修 教育相談に関する研修 特別支援教育に関する研修
	法律によって定められている職位にある者を対象に、その職責遂行のために必要な専門知識、技術及び態度を習得させる研修	校長・教頭を対象とした研修 新任の主任等を対象とした研修
専門研修 2	自主的に自己啓発を願う教員の研修意欲を充実させ、専門職としての識見と能力を伸長させる研修	教科指導に関する研修 I C Tに関する研修 学校図書館に関する研修
専門研修 3	教員としての識見や能力の一層の向上を図るための自主的な研修	夏季休業中に宇都宮大学が実施する研修講座

(2) 成果指標について

P. 156「初任者研修事業費」の監査の結果(2)と同じ。

第 4 項 教職員人事給与管理費

細事業：教職員等採用選考試験費

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

新規採用教員選考試験の運営及び円滑な実施。

(2) 事業の内容

民間面接委員の依頼、選考要項等の印刷、仙台会場での試験実施等。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	6,714	6,868	7,017	2,581	2,393
事業費実績	5,842	6,251	5,349	1,998	1,651

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	5,842	6,251	5,349	1,998	1,651

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

- 民間面接委員謝金 70 人（延べ人数。報酬辞退を除く。）
- 選考要項印刷 5,000 部
- リーフレット印刷 5,000 部
- ポスター印刷 500 部
- 採用試験仙台会場 1 日 等

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

特になし

(8) 課題に対する対策

特になし

2. 監査の結果

(1) 合格者数等について

ア. 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

茨城県を除く関東地方の採用試験は同一日程で実施されているため、受験者数を確保するために栃木県からの入学が多い東北地方の大学生を対象に平成 20 年度より仙台市にも試験会場を設けている。また、受験資格を満たしていることを前提に教職経験や特定の資格や経歴を有する受験者を対象に一部試験を免除した選考を実施している。

過去 5 年間の採用試験の実績は下記のとおりである。

年度	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4
応募者数	2,500	2,370	2,179	2,173	1,993
受験者数	2,410	2,272	2,092	2,086	1,926
合格者数	571	565	641	585	528
採用者数	552	565	605	544	492
合格倍率	4.2	4.0	3.3	3.6	3.6

※上表の年度は採用年度

(2) 受験者数確保の取組みについて（意見）

ア. 結論

他県では、採用試験の受験者数を確保するために大学推薦による採用試験の一部免除や試験成績優秀者の奨学金返済の補助等を実施しているが、本県でも、事業目的達成に向けた様々な検討・工夫が求められる。

イ. 内容

現行の採用試験では、受験資格を満たしていることを前提に教職経験や特定の資格や経歴を有する受験者を対象に一部試験を免除した選考を実施している。近年は応募者数が減少傾向にあり、その要因としては、新卒者数は例年同程度の応募があるものの、既卒者の採用者数が増加したため、複数回受験していた既卒者が減少したこと挙げられるとのことであった。さらに、民間企業との競合により教科（英語や中学校技術など）によっては人材の確保が難しくなるとのことであった。

他県では大学推薦による採用試験の一部免除や試験成績優秀者の奨学金返済の補助等の取組みが行われており、栃木県においても必要な受験者数を確保して優秀な人材採用による教育の質を保つために、試験制度や募集方法の検討が求められる。

第5項 教職員人事給与管理費（会計年度任用職員費）

細事業：教職員等採用選考試験費（会計年度任用職員費）

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

新規採用教員選考試験に係る事務補助員の配置による選考試験の円滑な実施。

(2) 事業の内容

新規採用教員選考試験関係書類の整理・確認・発送準備、新規採用教員選考要項の作成補助、来客対応、環境整備等の事務補助。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	-	1,438	1,434
事業費実績	-	-	-	1,137	1,158

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	1,137	1,158

- (5) 令和3年度の取組と実施状況
- 勤務日数：173日
 - 勤務時間：9時00分～12時00分、13時00分～16時00分
(※休憩時間12時00分～13時00分)
- (6) 成果指標
なし
- (7) 取組の課題
特になし
- (8) 課題に対する対策
特になし

2. 監査の結果

- (1) 結論
県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。
- (2) 内容
本事業は、採用試験に係る事務を補助する会計年度任用職員1名分の人件費である。

第6項 小学校旅費

細事業：研修旅費

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

- (1) 事業の目的
教職員の資質と指導力の向上を図る。
- (2) 事業の内容
各種研修における旅費

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
予算額	11,618	11,167	11,387	9,862	8,968
事業費実績	8,181	7,309	8,040	7,914	7,069

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	8,181	7,309	8,040	7,914	7,069

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

教育大学大学院派遣	1 年×12 名
内地留学派遣	6 月×38 名
社会体験研修派遣	1 年×2 名
中堅教諭等資質向上研修	7 日×126 名
中堅養護教諭等資質向上研修	6 日×11 名
中堅栄養教職員資質向上研修	4 日×4 名
指導力向上研修	令和 3 年度は実施せず

(6) 成果指標

研修終了後、各所属において還元する。

(7) 取組の課題

特になし。

(8) 課題に対する対策

特になし。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

当該事業の対象となる研修のうち、「中堅教諭等資質向上研修」「中堅養護教諭等資質向上研修」「中堅栄養教職員資質向上研修」は教育公務員特例法第 24 条の規定に基づき、教職 10 年目（10 年目未満であっても 50 歳となる年度）の教員が受講する研修であり、研修参加のための交通費が当該事業の事業費となっている。

上記以外の「教育大学大学院派遣」「内地留学派遣」「社会体験研修派遣」は、教職員として必要な知識や技術を習得するために大学や一般企業等に派遣する事業であり、教員の立候補や県教育委員会の指名により対象者が決定されている。これらの派遣先への交通費（上限 55 千円/月）が当該事業の交通費となっている。いずれの派遣においても毎月の従事状況が報告され、派遣終了後には報告書が各校の校長及び県教育委員会に提出されている。

第7項 小学校旅費

細事業：初任者研修旅費

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

新任の教諭等に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

(2) 事業の内容

初任者研修の受講。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
予算額	-	-	-	-	5,761
事業費実績	-	-	-	-	3,836

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	-	3,836

(5) 令和3年度の取組と実施状況

初任者研修 15日×241人

(6) 成果指標

初任者が初任者研修の受講をする。

(7) 取組の課題

特になし。

(8) 課題に対する対策

特になし。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

当該事業の内容は、初任者研修受講者が研修会場（総合教育センター）に赴くための交通費である。

令和2年度より以前に予算額及び事業費実績がないのは予算の細分化により単純比較ができたためであり、同様の事業は実施されている。

第8項 小学校初任者研修事業費（会計年度職員費（パート））

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

- ① 初任者（一般教員、養護教諭、学校栄養職員）を指導するための非常勤講師を配置し、初任者の資質向上を図る。
- ② 初任者研修による出張教職員（一般教員、養護教諭、学校栄養職員）の後補充教職員を配置することにより、円滑な学校運営を図る。

(2) 事業の内容

- ① 初任者（一般教員、養護教諭、学校栄養職員）に対する全般的な職務内容についての指導。
- ② 初任者（一般教員、養護教諭、学校栄養職員）が初任者研修で学校を離れる際の授業、業務等の代替。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	-	64,268	82,409
事業費実績	-	-	-	50,350	76,467

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	50,350	76,467

(5) 令和3年度の取組と実施状況

- ① 一般教員（単独校方式）13名に対して、13名配置。
養護教諭14名に対して、13名配置。
- ② 一般教員（拠点校方式）228名に対して、181名配置。
養護教諭14名に対して、13名配置。

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

初任者の校種・教科等に応じた人材の確保。

(8) 課題に対する対策

引き続き、早期退職者を含め広く募集を行うとともに、ホームページやハローワーク等を活用し人材を確保する。

2. 監査の結果

(1) 募集方法について

ア. 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

非常勤講師の募集は各教育事務所で行われている。補充が必要な教科で十分な応募がない場合は、過去の応募者にも募集していることを周知しているとのことであった。また、早期退職者には個別に電話等で募集していることを周知しているとのことであった。

(2) 事業費実績について

ア. 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

令和3年度では前年度と比較して事業費実績が大幅に増加しているが、これは単独校方式に該当する初任者が増加したためである。

第9項 中学校旅費

細事業：研修旅費

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

教職員の資質と指導力の向上を図る。

(2) 事業の内容

各種研修における旅費

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	8,206	7,922	7,406	6,107	5,159
事業費実績	4,029	5,388	5,813	4,844	4,101

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	4,029	5,388	5,813	4,844	4,101

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

教育大学大学院派遣	1 年×5 名
内地留学派遣	6 月×21 名
社会体験研修派遣	令和 3 年度は実施せず
中堅教諭等資質向上研修	7 日×68 名
中堅養護教諭等資質向上研修	6 日×5 名
中堅栄養教職員資質向上研修	4 日×0 名
指導力向上研修	令和 3 年度は実施せず

(6) 成果指標

研修終了後、各所属において還元する。

(7) 取組の課題

特になし。

(8) 課題に対する対策

特になし。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

P.165「小学校旅費（細事業：研修旅費）」と同じ。

第 10 項 中学校旅費

細事業：初任者研修旅費

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

新任の教諭等に対して、教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、現職研修の一環として、一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い

知見を得させる。

(2) 事業の内容

初任者研修の受講。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	-	-	3,600
事業費実績	-	-	-	-	1,194

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	-	1,194

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

初任者研修 15 日×159 人

(6) 成果指標

初任者が初任者研修の受講をする。

(7) 取組の課題

特になし。

(8) 課題に対する対策

特になし。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

P.166「小学校旅費（細事業：初任者研修旅費）」と同じ。

第 11 項 中学校初任者研修事業費（会計年度職員費（パート））

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

① 初任者（一般教員、養護教諭、学校栄養職員）を指導するための非常勤講師

を配置し、初任者の資質向上を図る。

- ② 初任者研修による出張教職員（一般教員、養護教諭、学校栄養職員）の後補充教職員を配置することにより、円滑な学校運営を図る。

(2) 事業の内容

- ① 初任者（一般教員、養護教諭、学校栄養職員）に対する全般的な職務内容についての指導。
- ② 初任者（一般教員、養護教諭、学校栄養職員）が初任者研修で学校を離れる際の授業、業務等の代替。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	-	42,826	35,478
事業費実績	-	-	-	35,955	31,182

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	35,955	31,182

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

- ① 一般教員（単独校方式）12 名に対して、12 名配置。
養護教諭 3 名に対して、3 名配置。
学校栄養職員 2 名に対して、1 名配置。
- ② 一般教員（拠点校方式）147 名に対して、19 名配置。
養護教諭 3 名に対して、3 名配置。
学校栄養職員 2 名に対して、1 名配置。

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

初任者の校種・教科等に応じた人材の確保。

(8) 課題に対する対策

引き続き、早期退職者を含め広く募集を行うとともに、ホームページやハローワーク等を活用し人材を確保する。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

非常勤講師の募集は各教育事務所でされている。補充が必要な教科で十分な応募がない場合は、過去の応募者にも募集していることを周知しているとのことであった。また、早期退職者には個別に電話等で募集していることを周知しているとのことであった。

第 12 項 教職員人事給与管理費

細事業：教職員等採用試験費

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

教員採用試験等の円滑な実施

(2) 事業の内容

教員採用選考の試験問題の作問

教員採用選考の運営

学校職員採用選考の運営

採用試験説明会の実施

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	-	2,737	2,190
事業費実績	-	-	-	2,208	1,926

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	2,208	1,926

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

- ・ 作問委員会の開催 年 9 回（11 日）×98 名

その他に問題の最終点検、事前採点

- ・ 採用試験問題の作成 一般教養、小、中、高、養教、特支の試験問題の印刷
実技試験に関する諸物品の購入
面接試験、作文試験に関する準備
学校職員採用試験の一般教養の試験問題の作成

- ・教員採用試験 第1次試験 7月10, 11日 第2次試験 8月20, 21, 22, 23日
- ・学校職員採用試験 10月23日
- ・採用試験説明会 11回実施（大学、高等学校に訪問して説明会を実施）

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

受験者数の確保

コロナウイルス感染症対策

(8) 課題に対する対策

令和3年度より高校生対象の説明会開始

消毒作業

教室数を増やして間隔を確保する等の対応

2. 監査の結果

(1) 受験者数確保の取組みについて（意見）

ア. 結論

他県では、採用試験の受験者数を確保するために大学推薦による採用試験の一部免除や試験成績優秀者の奨学金返済の補助等を実施しているが、本県でも、事業目的達成に向けた様々な検討・工夫が求められる。

イ. 内容

現行の採用試験では、受験資格を満たしていることを前提に教職経験や特定の資格や経歴を有する受験者を対象に一部試験を免除した選考を実施している。これらの取組みによる採用試験の実績は、「単位事業：教職員人事給与管理費（細事業：教職員等採用選考試験費）」で示したとおりであり、近年は応募者数が減少傾向にある。新卒者数は例年同程度の応募があるものの、既卒者の採用者数が増加したため、複数回受験していた既卒者が減少したことが減少の要因として挙げられるとのことであった。さらに、民間企業との競合により教科（英語や中学校技術など）によっては人材の確保が難しくなるとのことであった。

他県では大学推薦による採用試験の一部免除や試験成績優秀者の奨学金返済の補助等の取組みが行われており、栃木県においても必要な受験者数を確保して優秀な人材採用による教育の質を保つために、試験制度や募集方法の検討が求められる。

(2) 採用試験説明会の実施について（意見）

ア. 結論

有効性・効率性の観点から、受験者数の増大に向けた採用試験説明会の実施方法や回数の拡大を検討する必要がある。

イ. 内容

事業費実績は令和2年度から計上されているが、これは県教育委員会の組織再編により、それまで採用試験等を所管していた教職員課が高校教育課と義務教育課となり事業の単純比較ができないためである。

令和2年度は前年度と同程度（20校程度）の採用試験説明会を予定していたものの、コロナ禍でほとんどが中止となっており、令和3年度もコロナ禍の影響により対象校を絞っての開催となっているが、コロナ禍前は少人数であっても受験志望者がいる大学に個別訪問して採用試験説明会を開催していた。

採用したい教科に関連する大学では少人数であっても採用試験説明会を開催することは受験者数確保のために有意義であり、今後も継続していく必要がある。また、それ以外の教科の受験者数の実績が少ない大学の就職担当とのつながりを維持することも、卒業生の進路の選択肢に含めてもらうためにも重要である。しかし、就職担当への訪問と合わせて少人数のための採用試験説明会も行うと、要する時間と得られる効果が効率的でない。コロナ禍前に集団説明会を一度だけ実施したとのことであるが、今後も効率的に事業の有効性を高めるため、集団説明会の実施を検討する必要がある。

第13項 高等学校旅費

細事業：研修旅費

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

教職員の資質と指導力の向上を図る。

(2) 事業の内容

各種研修における旅費

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	3,453	1,011	1,288	1,845	2,011
事業費実績	3,453	1,011	1,288	1,845	1,099

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	3,453	1,011	1,288	1,845	1,099

(5) 令和3年度の実施状況

教育大学大学院派遣 1年×2名

内地留学派遣 1年×5名

社会体験研修派遣	1年×1名
中堅教諭等資質向上研修	7日×55名
中堅養護教諭等資質向上研修	6日×1名
中堅実習助手資質向上研修	2日×4名
指導力向上研修旅費	令和3年度は実施せず

(6) 成果指標
研修終了後、各所属において還元する。

(7) 取組の課題
特になし。

(8) 課題に対する対策
特になし。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

P.165「小学校旅費（細事業：研修旅費）」と同じ。

第14項 高等学校旅費

細事業：初任者研修事業旅費

所属名：教育委員会高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

新任の教諭等に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

(2) 事業の内容

初任者研修の受講。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
予算額	-	-	-	-	1,417
事業費実績	-	-	-	-	533

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	-	533

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

初任者研修 16 日×54 人

(6) 成果指標

初任者が初任者研修の受講をする。

(7) 取組の課題

特になし

(8) 課題に対する対策

特になし

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

P. 166「小学校旅費（細事業：初任者研修旅費）」と同じ。

第 15 項 高等学校初任者研修事業費

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

新任の教諭等に対して、教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、現職研修の一環として、一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

(2) 事業の内容

初任者研修に係る後補充や研修担当者の後補充。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	-	34, 937	24, 817
事業費実績	-	-	-	31, 259	21, 646

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	31,259	21,646

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

一般指導非常勤講師（1 人配置校 初任研指導者の授業を補充）

2,620 円×8 時間/週×42 週×12 人

教科指導非常勤講師（2 人以上配置校 初任者の授業を補充）

2,620 円×6 時間/週×42 週×23 人

労災保険料

費用弁償（通勤）

(6) 成果指標

初任者研修の円滑な実施

(7) 取組の課題

特になし

(8) 課題に対する対策

特になし

2. 監査の結果

(1) 非常勤講師の確保について（意見）

ア. 結論

代替の非常勤講師の確保に向けて、募集方法等を検討するなど、初任者研修事業が円滑に進められるよう取り組む必要がある。

イ. 内容

当該事業は、新任の教諭が初任者研修を受講するために授業を担当できない場合の教員（教科指導非常勤講師）や、校内での初任者研修を受け持つ指導教員の担当授業を軽減するための教員（一般指導非常勤講師）に係る人件費等が主たる内容である。

非常勤講師の確保状況について県教育委員会担当者に質問したところ、初任者の配置は年度開始前に判明しており、必要となる非常勤講師の数は事前に把握できるが、教科（数学、理科、英語など）によっては非常勤職員が確保できない場合があり、その場合には校内の他の教員で代替する場合も考えられるとのことであった。

県教育委員会は、各校と連携して必要な非常勤講師が確実に確保できるような対策を講ずる必要がある。

第 16 項 特別支援学校旅費

細事業：研修旅費

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

教職員の資質と指導力の向上を図る。

(2) 事業の内容

各種研修における旅費

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	1,382	1,255	1,312	406	1,639
事業費実績	1,382	1,255	1,312	406	741

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	1,382	1,255	1,312	406	741

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

教育大学大学院派遣 2 人
内地留学派遣 7 人
社会体験研修派遣 令和 3 年度は実施せず
中堅教諭等資質向上研修 7 日×25 人
中堅実習助手・寄宿舎指導員資質向上研修 2 日×1 人
中堅栄養教諭資質向上研修 令和 3 年度は実施せず
指導力向上研修旅費 令和 3 年度は実施せず

(6) 成果指標

研修終了後、各所属において還元する。

(7) 取組の課題

特になし。

(8) 課題に対する対策

特になし。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

P.165「小学校旅費（細事業：研修旅費）」と同じ。

第17項 特別支援学校旅費

細事業：初任者研修事業旅費

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

新任の教諭等に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

(2) 事業の内容

初任者研修の受講。

初任者研修指導教官が他校の指導者を指導する。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
予算額	-	-	-	-	844
事業費実績	-	-	-	-	287

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	-	287

(5) 令和3年度の取組と実施状況

初任者研修 15日×36人

指導教官 2日/週×30週×7人

(6) 成果指標

初任者が初任者研修の受講をする。

(7) 取組の課題

特になし

(8) 課題に対する対策

特になし

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

P.166「小学校旅費（細事業：初任者研修旅費）」と同じ。

第18項 特別支援学校初任者研修事業費

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

新任の教諭等に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

(2) 事業の内容

初任者研修に係る後補充や研修担当教官の後補充。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	-	15,064	10,744
事業費実績	-	-	-	11,323	9,165

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	11,323	9,165

(5) 令和3年度の取組と実施状況

一般指導非常勤講師（高等部1人配置校 初任研指導者の授業を補充）

2,620円×9時間/週×42週×2人

教科指導非常勤講師（高等部 2 人配置校 初任者の授業を補充）

2,620 円×3 時間/週×42 週×3 人

後補充非常勤講師（小中学部で初任者が初任者研修で抜ける分の授業を補充）

2,620 円×8 時間/週×17 週×28 人

労災保険料

費用弁償（通勤）

(6) 成果指標

初任者が初任者研修の受講をする。

(7) 取組の課題

特になし

(8) 課題に対する対策

特になし

2. 監査の結果

(1) 非常勤講師の確保について（意見）

ア. 結論

代替の非常勤講師の確保に向けて、募集方法等を検討するなど、初任者研修事業が円滑に進められるよう取り組む必要がある。

イ. 内容

当該事業は、新任の教諭が初任者研修を受講するために授業を担当できない場合の教員（教科指導非常勤講師）や、校内での初任者研修を受け持つ指導教員の担当授業を軽減するための教員（一般指導非常勤講師）に係る人件費等が主たる内容である。

非常勤講師の確保状況について県教育委員会担当者に質問したところ、初任者の配置は年度開始前に判明しており、必要となる非常勤講師の数は事前に把握できるが、教科（数学、理科、英語など）によっては非常勤職員が確保できない場合があり、その場合には校内の他の教員で代替する場合も考えられるとのことであった。

県教育委員会は、各校と連携して必要な非常勤講師が確実に確保できるような対策を講ずる必要がある。

第 3 節 学校運営体制の充実 基本施策 17

第 1 項 県立学校統合型校務支援システム整備事業費

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県立学校における学籍管理等に関する業務を標準化することにより、教員の業務負担を軽減し、業務の質的転換を図り、限られた時間の中で、児童生徒と向き合う時間を十分に確保することを目指す。

(2) 事業の内容

① システム概要

教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系（出退勤管理等）などを統合した機能を有しているシステム

※3本柱のシステム構築（校務支援システム、勤退管理システム、図書館システム）

② 対象

全ての県立学校（中学校3校、特別支援学校16校、高校61校、計80校）

③ 整備期間

令和3年1月～令和7年12月

④ 整備のねらい

- ・教員の業務負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間を確保する。
- ・学校における「働き方改革」を実現し、児童生徒と向き合う時間を確保する。
- ・全校統一のシステムを導入することにより、業務を平準化する。
- ・一括したデータ管理によりセキュリティを向上させる。
- ・システムでのデータ共有が自動化されるため、コピーミス等の人的エラーを防止する。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	-	22,342	86,935
事業費実績	-	-	-	21,226	82,481

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	21,226	82,481

(5) 令和3年度の取組と実施状況

システムの運用等		校務支援システム		勤退管理システム	図書館システム
		グループウェア	校務処理システム		
(1) 疎通確認	個人情報の登録確認	7月20日～30日			-
(2) 仮運用	業者既成のシステムを仮に運用	9月1日	9月1日	7月20日	7月19日
(3) 試行運用	栃木版システムを試行で運用		11月1日		
(4) 正式運用	正式なシステムとして運用（新システムに完全移行）	11月1日	3月20日	8月1日	9月1日

(6) 成果指標

今年度から正式稼働のため、成果指標を見取るアンケートは未実施。

[今後実施するアンケートの内容]

- ①教員一人あたりの勤務時間数の削減に関すること
- ②教育の質の向上に関すること
- ③子どもに向き合う時間の増加に関すること 等

(7) 取組の課題

校務におけるデジタル化を推進するため、統合型校務支援システムを活用することにより、校務における事務処理の意識改善を行い、教員自身が自分の仕事の仕方を見直せるよう取組を促進する必要がある。

(8) 課題に対する対策

校内の各種データの管理が一元化され、デジタル化されるため、情報のリアルタイムな活用を通して、システムをフル活用する環境づくりを行う。

2. 監査の結果

(1) システム導入による業務標準化について（意見）

ア. 結論

業務システムの導入においては、各校の教育活動の独自性を踏まえて、柔軟性を持った業務の標準化を行うべきである。

イ. 内容

統合型業務システムの導入は、政府の GIGA スクール構想の一環として、学校教職員における業務を効率的なものとし、授業準備や成績処理等の負担軽減にも資することで教育現場での働き方改革の一手段ともするべく行われているものである。

県における校務支援システムの導入は、ベンダーの支援の下で全体としてスケジュール通りの整備が進んでいる。令和 3 年度はプロジェクトの実質初年度であり、システムの正式運用から一定期間を経て、業務上の不都合に関する意見が現場から出されるなど実用上の課題が抽出されている状況である。

業務システムの導入は、標準化・効率化が偏って追求されやすい特性があるが、あくまでシステムは（GIGA スクール構想でも強調されている通り）各学校における教育活動をより有効かつ効率的に実現するための道具にすぎない。そして、校務支援システムが対象とする業務の中には、統合化・標準化に馴染まない各学校の独自のノウハウ・個性を反映した資料作成業務が存在する可能性が高い。

そこで各校の教育方針上の個性を尊重するかたちで教育事業の有効性を維持する観点では、システム標準に合わないものにつき単純に廃止を迫るようなプロジェクト運営を行うべきではなく、その業務資料の存在の該当校における意義を十分に確認した上で、その取り扱いを決定するべきである。

第 2 項 補習等のための指導員等派遣事業

細事業：教員業務支援事業費（会計年度任用職員費（パート））

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

新型コロナウイルス感染症対策に係る教職員の業務補助を行うために必要な会計年度任用教育職員を派遣する。

(2) 事業の内容

新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する教員の業務をサポートするために必要な会計年度任用職員を配置する。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額				192,456	320,360
事業費実績				154,519	228,292

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金				45,566	—
地方債				—	—
その他				196	—
一般財源				108,757	228,292

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

県内の小・中・義務教育学校に対して、545 人を配置した。

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

令和 3 年度は新型コロナウイルス対応に限定したスクール・サポート・スタッフであり、消毒作業等に限られた業務の負担軽減をするものであった。

(8) 課題に対する対策

コロナ対応以外の業務も負担することで、より教員の負担軽減を図り学校教育活動を充実させるとともに、働き方改革の一助とする。

2. 監査の結果

(1) 人員不足について（意見）

ア. 結論

目標としている配置計画が達成できておらず、想定した事業効果が不十分なことから、必要な人員を確保しより一層の成果が上げられるよう、様々な媒体を活用し周知するなど募集方法を工夫する必要がある。

イ. 内容

当事業は新型コロナウイルス感染症に係る教職員の業務増加を補うことを目的と

しており、全校設置を目指している。主に教室の消毒、給食の配膳補助等を行う。

予算額 320,360 千円に対し事業費実績は 228,292 千円と消化率は 71.2%と低調である。当事業の支出内容は会計年度任用職員であるスクール・サポート・スタッフの報酬、社会保険料及び通勤手当である。県の担当者に消化率が低調であった理由を確認したところ、人手不足の状態が続いており人口が少ない地域では年初に応募がなく年初から採用できなかった学校があったことや本人の都合で県が予定していた時間よりも短い勤務時間になってしまったことが要因であると回答があった。

各教育委員会のホームページ、ハローワークを利用し、求人募集を行っている。就業人口の減少により人材確保は困難になっており、人材確保は行政だけでなく民間企業でも重要課題である。確保した予算を有効活用できるよう様々な媒体を利用し求職者の目にふれる機会を増やすべきである。民間の求人サイトや折込チラシを利用したことはないとのことであるが募集状況により利用を検討する必要性があるのではないかと考える。また、学校が発行する保護者向け及び地域向けの学校だより等で募集することも有効的ではないかと考える。

なお、当事業の対象は公立の小学校、中学校及び義務教育学校である。県立高校附属中学校 3 校分は、高校教育課の補習等のための指導員等派遣事業（会計年度任用職員（パート））細事業名 スクール・サポート・スタッフ配置事業（会計年度任用職員（パート））において実施されている。

第 3 項 補習等のための指導員等派遣事業（会計年度任用職員（パート））

細事業：スクールサポートスタッフ配置事業（会計年度任用職員（パート））

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、生徒の学習補償のためスクールサポートスタッフを配置する。

(2) 事業の内容

- ・ 県立高校附属中 3 校に各 1 名ずつ配置する。
- ・ 時間は週あたり 21 時間で 42 週（年間 882 時間、長期休業中は勤務しない）。
- ・ 健康管理等に係る学級担任や養護教諭を補助する業務、消毒作業など新型コロナウイルス感染症対策に直接関連する業務、及び教職員が業務を遂行する上で必要な業務の補助を行う。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	—	—	—	6,386	4,329
事業費実績	—	—	—	4,180	2,732

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	4,180	2,732
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	—	—

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

各校に 1 名配置した。

(6) 成果指標

該当なし。

(7) 取組の課題

該当なし。

(8) 課題に対する対策

該当なし。

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

当事業の対象は県立高校附属中学校 3 校である。公立小中学校分は、義務教育課の補習等のための指導員等派遣事業費（会計年度任用職員（パート））（細事業名教員業務支援事業費（会計年度任用職員費（パート））において実施されている。

予算要求時には週 30 時間で予算を組んでいたが、実績は週 21 時間となったことから事業費実績が予算額と比較し少額となっている。

なお、各校既存の教職員等で対応できると判断し令和 3 年度で当事業は終了し、令和 4 年度は予算化していない。これに対し公立小中学校では教師の負担軽減を図る目的から令和 4 年度もスクールサポートスタッフ事業を活用している。この事実だけに着目すれば、公立小中学校は県立高校附属中学校と比較し、教職員が多忙であると推測される。

当事業は国の事業を利用しており、新型コロナウイルス感染症対策の消毒作業の他、学習プリント等の準備や採点業務や来客・電話対応等を実施し、教師を強力にサポートすることを目的としている。これに対し、公立小中学校を対象とした指導員等派遣事業費（義務教育課）は県独自の事業であり、消毒作業等新型コロナウイルス感染症対応に限定した事業であることに違いがある。

第4項 学校における働き方改革推進事業費

所属名：教育委員会事務局総務課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

- ・学校における働き方改革を推進することで、教員の勤務環境を改善し、本来的な業務に専念できる環境を整備し、本県における教育の質の向上を図る。

(※本来業務：教材研究や授業準備、児童・生徒指導など)

(2) 事業の内容

ア 学校における働き方改革マネジメント強化事業費

- ・業務改善マネジメント研修

イ 学校における働き方改革推進者養成研修事業費

- ・学校における働き方改革推進者養成研修（業務改善推進者研修）

ウ 栃木県公立学校業務改善推進委員会費

- ・栃木県公立学校業務改善推進委員会

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	—	—	2,834	9,539	3,941
事業費実績	—	—	2,780	9,340	3,825

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	0	0	0
地方債	—	—	0	0	0
その他	—	—	0	0	0
一般財源	—	—	2,780	9,340	3,825

(5) 令和3年度の取組と実施状況

- ・業務改善マネジメント研修

校長研修

〔小・中学校：2回（5/14・17）、高等学校・特別支援学校：1回（5/7）〕

- ・学校における働き方改革推進者養成研修

業務改善推進者研修〔5回：5/31・7/2・10/26・12/10・1/25〕

- ・栃木県公立学校業務改善推進委員会〔2回：11/9・1/20〕

(6) 成果指標

- ・教員の在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。
- ・業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した教員の割合を増やす。

(7) 取組の課題

- ・令和元年度と令和3年度を比較して、教員の時間外在校等時間の1か月45時間以内の教員の割合と年間360時間以内の教員の割合は増加傾向にある。しかし、県立高等学校全日制課程においては、45時間以内は2割以上が未達成、360時間以内は5割以上が未達成となっている。

(8) 課題に対する対策

- ・令和4年3月に策定した「学校における働き方改革推進プラン（第2期）」では、教職員自身がチェックシートで自分の働き方を振り返り、見直すことで、意識改革と当事者意識の醸成を図れるよう、栃木県版チェックシートを作成した。
- ・学校における働き方改革を更に推進していくためには、組織としての取組が必然であり、管理職のリーダーシップと学校運営のマネジメントが必要となるため、令和4年度から、業務改善推進者研修を改変し、学校経営から考える働き方研修として実施していく。

2. 監査の結果

(1) 「学校における働き方改革推進プラン」における当該事業の取組内容について

ア. 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

県教育委員会では「教員が、心身ともに健康で、いきいきとやりがいを持ちながら、本来的な業務にしっかりと取り組むことができる環境を整備することにより、本県における教育の質の更なる向上を図る。」ことを目的に「学校における働き方改革推進プラン」を策定している。このプランの目標を達成するために、県教育委員会と各学校が一体となって、以下の取組を行っている。

	県教育委員会における取組	各学校における取組
(1) 勤務時間の適性化	①勤務時間の管理方法の検討	①教職員の出・退勤時刻の把握 ②最終退勤時刻の設定 ③長期休業中の学校閉庁日の設定
(2) 意識改革	① <u>研修の実施 (※)</u> ②教職員評価の活用	①発想の転換 ②「業務の適性化」という意識の徹底 ③先に退勤することへの抵抗感の低減
(3) 業務改善	①業務の役割分担の明確化・適性化 ②研修・会合、調査等の見直し ③授業支援の充実 ④ICTの活用	①目標や方針の明確化 ②業務の洗い出し・可視化 ③話合いの場の設定 ④地域・保護者・関係機関との連携
(4) 部活動指導の負担軽減	①「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」の徹底 ②部活動指導員の検討 ③関係機関への協力要請 ④効率的・効果的な指導法についての情報提供	①適切な活動時間・休業日の設定 ②外部人材の活用
(5) 学校運営体制の充実	①管理職の取組への支援 ②小・中、義務教育学校における少人数学級の推進と教員定数の改善・加配の国への要望 ③外部人材の活用 ④保護者・地域・関係機関等との連携 ⑤労働安全衛生管理の徹底 ⑥ <u>フォローアップ (※)</u>	①目標や方針の明確化 ②組織マネジメントの実施 ③地域との連携 ④職場環境づくり

上記のうち、当該事業で実施した取組は (※) が付されているものである。

1. 事業の概要のうち(5)令和3年度の取組と実施状況で示されたものと上記の表の対応関係は下記のとおりである。

	取組内容	概要
(2) 意識改革 【研修の実施】	学校における働き方改革マネジメント研修	全ての公立学校長に対して、各学校長が取組の見通しを立てやすいように特別講話を実施。 管理職のリーダーシップと学校運営マネジメントにより各学校での業務改善の取組が推進されるよう支援を行う。
	業務改善推進者研修	モデル校 20 校を指定し、各モデル校の業務改善の中核となる職員に対して年間を通じて継続的に研修を実施。
(5) 学校運営体制の充実 【フォローアップ】	フォローアップ	プラン期間内の各年度において、教職員の勤務の状況や各学校の取組み状況を調査し、栃木県公立学校業務改善推進委員会で検証する。

(2) 栃木県公立学校業務改善推進委員会について

ア. 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

栃木県公立学校業務改善推進委員会は、公立学校における働き方改革の推進に向けたプランの作成及びその実施状況の検証等について提言を得るために設置されており、県・市町の教育委員会や公立学校長、教員の代表者、大学・民間企業の関係者から構成されている。

実施状況の検証等のために、学校における働き方改革推進プランに基づく実態調査が年 1 回 Web 形式により実施されている。調査は各公立学校が回答する学校対象調査と公立学校教職員が回答する教職員対象調査の 2 種類が実施されており、調査項目は学校対象調査で働き方改革の取組状況、教職員対象調査では時間外在校時間などを主たる項目としている。

取り纏められた調査結果は栃木県公立学校業務改善推進委員会において報告・検証されており、学校における働き方改革推進プランの第 2 期プラン（令和 4 年度開始）策定の基礎資料とされている。

第 5 項 福利厚生費

細事業：定期健康診断費

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

労働安全衛生法及び学校保健安全法等に基づき、教職員の健康診断を実施することにより、各種疾患の早期発見・早期治療につなげ、健康の保持・増進を図る。

(2) 事業の内容

県立学校、県教育委員会事務局及びその他の教育機関の教職員に対して、定期健康診断及び特殊健康診断を実施。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	32,799	31,571	30,076	29,552	27,737
事業費実績	29,343	28,848	28,488	27,628	26,018

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	29,343	28,848	28,488	27,628	26,018

(5) 令和 3 年度の実施状況

- ・定期健康診断：受診対象者 2,751 人、受診者 2,749 人、受診率 99.9%
要精検者 570 人、精検受診者 452 人、精検受診率 79.3%
- ・特殊健康診断：腰椎病検査 18 人受診、破傷風予防接種延べ 48 人

(6) 成果指標

特になし。

(7) 取組の課題

要精検者の精密検査受診率の向上。

(8) 課題に対する対策

校長会議や教頭会議等において、管理職から受診勧奨するよう依頼をしている。
また、各所属長宛てに未受診者一覧を通知し、公立学校共済組合の機関誌において精密検査の速やかな受診の必要性について周知している。

2. 監査の結果

(1) 定期健康診断及び特殊健康診断の実施方法について

ア. 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

定期健康診断については公益財団法人栃木県保健衛生事業団（以下、「保健衛生事業団」という。）に委託している。保健衛生事業団は長年にわたる事業の受託により蓄積した健診データを継続的に確保・活用できること、大人数の受診が可能であること等を理由として契約方法は随意契約となっている。県教育委員会では各県立学校の教職員が受診しやすいように地区ごとに検診車が巡回し、巡回も複数回設定されている。

特殊健康診断は特殊な業務に従事する教職員を対象とし、対象者は県教育委員会の委託を受けた各医療機関で受診する。

(2) 定期健康診断結果の取扱いについて

ア. 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

定期健康診断の結果は保健衛生事業団より学校安全課を経由して受診者に配布される。また、要精密検査とされた受診者については保健衛生事業団より学校安全課に報告がされており、各県立学校の安全衛生管理者（校長）を通じて精密検査の受診勧奨がなされている。

安全衛生管理者は健康診断及び精密検査の結果について産業医等の意見を聴取し、必要に応じて要休養（勤務を休む必要のあるもの）、要軽業（勤務に制限を加える必要のあるもの）などの決定をする場合があり、その場合には当該決定について総括安全衛生管理者に報告することになっている。

第6項 福利厚生費

細事業：労働安全衛生体制整備費

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県立学校教職員の健康の保持増進及び安全衛生。

(2) 事業の内容

教職員の健康管理に関する職務等を行う産業医又は職員健康管理医（以下、「産業医等」という。）を各県立学校に配置。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	16,737	16,405	16,873	30,551	30,486
事業費実績	16,438	15,717	16,127	23,985	24,901

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	16,438	15,717	16,127	23,985	24,901

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

- ・産業医又は職員健康管理医を配置
産業医 常勤職員が 50 人以上の所属(学校ごと)に配置 67 名
職員健康管理医 常勤職員が 50 人未満の所属(学校ごと)に配置 8 名
- ・総括安全衛生委員会の開催
- ・安全衛生管理者等研修会の開催
- ・参考図書「労働安全衛生法実務便覧」を各県立学校へ配布

(6) 成果指標

特になし。

(7) 取組の課題

教職員の長時間勤務等に伴う疲労蓄積による健康障害の防止。

(8) 課題に対する対策

引き続き、長時間勤務者等に対して産業医等による面接指導を実施する。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

当該事業は、栃木県立学校職員安全衛生管理規程に基づき県立学校に勤務する職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の実現を目的とするものである。

上記規程に基づき各県立学校には安全衛生委員会が設置され、安全衛生管理者（校長）及び衛生管理者（所属職員）が配置されている。また、県教育委員会には総括安全衛生委員会が設置され、委員長には安全衛生管理者を指揮・総括管理するための総括安全衛生管理者が充てられている。

また、産業医及び職員健康管理医は、栃木県立学校職員の過重労働による健康障害防止対策実施要領に基づき、長時間勤務等に伴う疲労蓄積による健康障害を防止するために該当する職員に面接指導等を実施し、安全衛生管理者に結果報告等を提出する。

第7項 メンタルヘルス事業

細事業：ストレスチェック事業費

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

労働安全衛生法に基づき、県立学校教職員に対して心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行い、教職員自身のストレスへの気付きを促しメンタルヘルス不調を未然に防止する。

(2) 事業の内容

県立学校において常時勤務する教職員を対象にストレスチェックを実施。

(3) 予算額と事業費実績(単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	11,975	12,286	12,176	7,329	7,394
事業費実績	10,948	10,879	10,936	6,883	6,801

令和元年度まではストレスチェックの結果に基づく産業医等による面接指導に要する経費を含む。

(4) 財源(単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	10,948	10,879	10,936	6,883	6,801

(5) 令和3年度の取組と実施状況

- ・ストレスチェック受検者数 4,876人
- ・集団分析※ 208単位
(※学校全体・課程別・学校種別・男女別・年代別・担任の有無別・学校別等)

(6) 成果指標

特になし。

(7) 取組の課題

メンタルヘルス不調の未然防止の効果を高めるため、産業カウンセラー面談及び高ストレス者の産業医等による面接指導の受診率を向上させること。

(8) 課題に対する対策

対象者への受診勧奨及び再勧奨等。

2. 監査の結果

(1) 過年度のストレスチェック結果の活用について（意見）

ア. 結論

各県立学校の職場環境改善の取組を支援するとともに、県教育委員会は過年度のストレスチェック分析結果を有効活用して職場環境改善につながる施策を講じる必要がある。

イ. 内容

当該事業は、公益財団法人栃木県保健衛生事業団（以下、「保健衛生事業団」という。）に委託しており、契約方法は随意契約となっている。保健衛生事業団は、栃木県立学校教職員ストレスチェック制度実施要綱に基づき、毎年一回定期的に実施している。

保健衛生事業団は業務委託の仕様書に基づき、成果物としてストレスチェックの分析結果報告書を提出している。分析結果報告書は個人が特定されないように総括安全衛生管理者及び安全衛生管理者（校長）に提供され、各県立学校で職場環境改善の取組に活用されている。また、当該事業は毎年実施されており、分析結果の蓄積から高ストレス者率が高い集団（学校種別、課程別など）の傾向も示されている。

そのため、そのような傾向を踏まえた俯瞰的・継続的な施策に県教育委員会も取り組むことにより、当該事業の有効性を高める必要がある。

(2) ストレス要因の把握について（意見）

ア. 結論

ストレスチェックテストでは把握できないストレス原因を調査する必要がある。

イ. 内容

ストレスチェックテストは分析結果の経年比較や人事異動、分析結果のフィードバック等の理由により毎年7月から8月にかけて実施されており、ストレスチェックテストで高ストレスと判定された者や希望者に対して産業カウンセラーによる面談が10月から11月にかけて実施されている。

産業カウンセラーの面談結果は学校安全課に提出されているが、その内容は実施件数や高ストレス率、相談内容別の実施件数の報告に止まり、ストレスチェックテストのような集団分析まではなされていないため、一連の取組では把握できないストレス要因（例えば、学校行事や進路指導等の季節的な原因）が見過ごされている可能性がある。

実施要綱によれば、ストレスチェックテストは教職員自身のストレスへの気付きを促してメンタルヘルス不調を未然に防止することとともに、職場環境の改善を目的としている。そのため、産業カウンセラーの面談結果についても集団分析を行うなど、ストレス要因について多角的な検証を行って職場環境の改善を講ずる必要がある。

第8項 メンタルヘルス事業費

細事業：メンタルヘルス対策事業費

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

教職員の心の健康管理を行い、メンタルヘルス不調を予防する。

(2) 事業の内容

- ・メンタルヘルス研修（総合教育センター実施の教職員研修に組入れ）
- ・メンタルヘルス講座（専門家による講演会）
- ・職場のメンタルヘルス出前講座（希望する職場、学校への講師派遣）
- ・学校メンタルヘルスサポート事業（希望する管理職へ専門家による助言）

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	749	737	583	583	470
事業費実績	362	534	445	65	301

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	362	534	445	65	301

(5) 令和3年度の取組と実施状況

- ・メンタルヘルス研修 15回 受講者 1,666人
- ・メンタルヘルス講座 2回 受講者 132人
- ・職場のメンタルヘルス出前講座 2校 受講者 82人
- ・学校メンタルヘルスサポート事業 2校

(6) 成果指標

特になし。

(7) 取組の課題

教職員のメンタルヘルス不調を予防するため、事業を継続し、参加を促進する。

(8) 課題に対する対策

各学校等へ通知を送付するほか、安全衛生管理者等研修会等で実施要領を配布、教職員向けの広報誌等を活用する等、事業の周知を行っている。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第9項 人間ドック負担金

所属名:教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県が給与を負担している公立学校、県教育委員会事務局及びその他の教育機関の教職員の福利厚生と健康の保持・増進のため。

(2) 事業の内容

公立学校共済組合栃木支部が実施する人間ドック事業に要する経費の一部負担(定期健康診断相当額)。

(3) 予算額と事業費実績(単位:千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	117,755	116,415	117,217	113,591	126,396
事業費実績	117,099	115,602	115,013	111,463	111,678

(4) 財源(単位:千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	117,099	115,602	115,013	111,463	111,678

(5) 令和3年度の取組と実施状況

人間ドック受診者 8,294人

(6) 成果指標

特になし。

(7) 取組の課題

特になし。

(8) 課題に対する対策

特になし。

2. 監査の結果

(1) 人間ドックの受診について

ア. 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

教職員の希望により定期健康診断に替えて人間ドックを受診することができる。

人間ドックの受診結果は医療機関から受診者に直接送付され、その控えが実施主体である公立学校共済組合栃木支部から学校安全課を経由して安全衛生管理者に通知される。要精密検査とされた受診者については、安全衛生管理者を通じて受診勧奨がなされている。

なお、精密検査結果は受診者本人にのみに通知されるため、受診者がその結果を安全衛生管理者に報告することになっている。

第10項 メンタルヘルス事業費

細事業：ストレスチェック事業費（会計年度任用職員）

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県立学校教職員ストレスチェック事業に係る業務等を行うため。

(2) 事業の内容

会計年度任用職員（ストレスチェック事務員）を任用。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	—	—	—	2,697	2,428
事業費実績	—	—	—	2,244	2,140

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	6	6
一般財源	—	—	—	2,238	2,134

(5) 令和3年度の取組と実施状況

ストレスチェック事務員1名を任用し、事務員は以下の業務を実施。

- ・ストレスチェック業務
- ・総括安全衛生委員会に関する事務補助
- ・その他、メンタルヘルス事業に関する業務

- (6) 成果指標
特になし。
- (7) 取組の課題
特になし。
- (8) 課題に対する対策
特になし。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第 11 項 学校健康管理費

細事業：県立学校職員結核健康診断費

所属名：教育委員会事務局学校安全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

学校保健安全法に基づき、教職員の結核健診を実施することにより、結核性疾患の早期発見・早期治療につなげ、健康の保持・増進を図る。

(2) 事業の内容

県立学校教職員に対して結核健診を実施。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	4,375	4,379	4,597	5,350	5,524
事業費実績	4,313	4,354	4,597	4,580	4,693

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	4,313	4,354	4,597	4,580	4,693

(5) 令和 3 年度を取組と実施状況

- ・受診対象者 5,843 人、受診者 5,700 人、受診率約 97.6%
- ・受診者のうち要精検者 37 人、要精検率は約 0.6%、精検未受診者 1 人、精検受診率約 97.3% ※精検未受診者の未受診理由は傷病休暇中による。

- (6) 成果指標
特になし。
- (7) 取組の課題
特になし。
- (8) 課題に対する対策
特になし。

2. 監査の結果

- (1) 受診率について

ア. 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ. 内容

結核健康診断は定期健康診断より受診率が低くなっているが、結核健康診断はレントゲン撮影によるため受診できない妊娠中の教職員が母数に含まれていること等によるものである。

第 12 項 小学校職員費

細事業：(いきいきプロジェクトに関する事業費)

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

- (1) 事業の目的

学級規模を小さくすることで、積極的な児童・生徒指導や個に応じた学習指導等、よりきめ細かな指導ができる環境の実現を目指す。

- (2) 事業の内容

国庫の活用その他、県単措置により、県内全ての小・中学校で 35 人以下学級編制を実現し、教員を配当している。

- (3) 予算額と事業費実績 (単位：千円)

【単位事業費】※予算額のうち、カッコ内はいきいきプロジェクトに関する事業費予算額

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	57,509,258 (305,580)	56,957,830 (627,568)	56,891,300 (919,080)	55,407,560 (1,299,272)	54,354,614 (1,232,688)
事業費実績	57,450,100	56,875,815	56,478,599	55,256,844	54,155,168

(4) 財源 (単位：千円)

【単位事業費】※小学校職員費事業費実績の財源内訳

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	15,215,173	15,049,344	14,910,032	14,772,334	14,816,751
地方債	0	0	0	0	0
その他	16,330	11,688	4,272	1,459	0
一般財源	42,218,597	41,814,783	41,564,295	40,483,051	39,338,417

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

小学校第 3 学年	小学校第 4 学年
・必要教員数…62 人 ・必要経費 …313,224(千円) ┌ 30 人(県単)151,560(千円) └ 32 人(国庫)161,664(千円)	・必要教員数…60 人 ・必要経費 …303,120(千円) ┌ 30 人(県単)151,560(千円) └ 30 人(国庫)151,560(千円)
小学校第 5 学年	小学校第 6 学年
・必要教員数…62 人 ・必要経費 …313,224(千円) ┌ 40 人(県単)202,080(千円) └ 22 人(国庫)111,144(千円)	・必要教員数…60 人 ・必要経費 …303,120(千円) ┌ 40 人(県単)202,080(千円) └ 20 人(国庫)101,040(千円)

※国庫は、加配教員を活用

(6) 成果指標

少人数学級及び少人数指導の成果として、きめ細かな指導につながった旨の回答をした小・中・義務教育学校の割合〔少人数学級実施状況調査〕…95.8%

(7) 取組の課題

人間関係の固定化や、空き教室が少なくなる等の課題が一部の学校で生じる。

(8) 課題に対する対策

各学校や学級の状況によって生じる課題であるため、そのような課題が生じない工夫を各学校や学級担任等が講じる。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

当該事業の事業費が年々増加しているのは、35 人以下学級の対象となる学年が年々拡大されているためである。今後は義務教育標準法の改正による 35 人以下学級の対象となる学年が順次拡大されるため、事業規模は年々縮小されていく予定である。

第13項 中学校職員費

細事業：(いきいきプロジェクトに関する事業費)

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

学級規模を小さくすることで、積極的な児童・生徒指導や個に応じた学習指導等、よりきめ細かな指導ができる環境の実現を目指す。

(2) 事業の内容

国庫の活用の他、県単措置により、県内全ての小・中学校で35人以下学級編制を実現し、教員を配当している。

(3) 予算額と事業費実績(単位：千円)

【単位事業費】※予算額のうち、カッコ内はいきいきプロジェクトに関する事業費予算額

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
予算額	34,496,960 (1,594,109)	34,064,278 (1,579,208)	33,942,012 (1,618,602)	32,877,614 (1,713,153)	32,420,041 (1,646,952)
事業費実績	34,452,337	33,967,104	33,625,967	32,820,739	32,292,257

(4) 財源(単位：千円)

【単位事業費】※中学校職員費事業費実績の財源内訳

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
国庫支出金	9,141,310	9,006,564	8,877,592	8,788,886	8,846,307
地方債	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
一般財源	25,311,027	24,960,540	24,748,375	24,031,853	23,445,950

(5) 令和3年度の取組と実施状況

- ・必要教員数…326人
- ・第1学年 120人(県単)606,240(千円)
- ・第2学年 103人(国庫)520,356(千円)
- ・第3学年 103人(国庫)520,356(千円)

※国庫は、加配教員を活用

(6) 成果指標

少人数学級の成果として、きめ細かな指導につながった旨の回答をした小・中・義務教育学校の割合〔少人数学級実施状況調査〕…95.8%

(7) 取組の課題

人間関係の固定化や、空き教室が少なくなる等の課題が一部の学校で生じる。

(8) 課題に対する対策

各学校や学級の状況によって生じる課題であるため、そのような課題が生じない工夫を各学校や学級担任等が講じる。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

中学校における 35 人以下の学級編成は、平成 17 年度以降全学年を対象に実施されている。

第 14 項 学校指導力強化対策事業費（会計年度任用職員（パート））

細事業：児童心理治療施設児童等支援非常勤配置

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

児童心理治療施設に入所する児童生徒の突発的な行動に対応をするため、非常勤講師を配置して学習指導や生活指導の補助を行う。

(2) 事業の内容

児童心理治療施設に併設される教育施設（小・中学校の分校）に、児童生徒に対する学習指導や生活指導の支援をする非常勤講師を 3 名配置する。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	6,774	6,766	6,769	6,844	6,855
事業費実績	6,237	6,205	6,140	6,523	6,389

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	1,811	1,785	1,771	1,887	1,810
地方債	—	—	—	—	—
その他	16	16	15	16	16
一般財源	4,410	4,404	4,354	4,620	4,563

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

① 大田原市立金丸小学校北金丸分校 2 名

② 大田原市立金田南中学校北金丸分校 1 名

計 3 名配置

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

3名の非常勤講師が、一人一人の子どもに対して、適切な関わりができています。また、情緒不安な子どもが、教室を飛び出して隣接する施設へ帰る場面があり、その緊急対応もできています。課題となることは特にないが、さらに個別対応の充実を図るためには、増員も検討したい。

(8) 課題に対する対策

可能であれば、増員を検討する。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

当該事業では、児童心理治療施設に入所している20人弱の児童生徒が適切に授業を受けられるようにするため、3名の非常勤講師を配置している。さらに、栃木県では授業の補助に適切に関われるように教員免許を有していることを資格要件としている。

第15項 小学校非常勤職員費（会計年度任用職員（パート））

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

① 体育担当教員の実技指導時の妊娠代替非常勤職員

妊娠した女子教員の体育実技指導を補助するための非常勤講師を配置し、当該女子教員の負担軽減と円滑な学校運営を図る。

② 主幹教諭業務担当教員代替非常勤職員

主幹教諭配置校に非常勤講師を配置し、主幹教諭業務を担当する教員の授業の一部を代替させ、その負担軽減を図る。

(2) 事業の内容

① 妊娠判明時（妊娠3か月頃）から産前休暇前までの体育実技指導補助（TT方式の実技指導補助）

② 主幹教諭業務担当教員の担当教科の授業を10時間程度、その他主幹教諭業務担当教員の業務を15時間程度代替

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	46,443	48,353	48,531	59,164	59,180
事業費実績	42,108	44,379	44,080	55,012	52,975

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	13,861	14,563	14,530	15,872	15,192
地方債	—	—	—	—	—
その他	129	125	115	137	137
一般財源	28,118	29,691	29,435	39,003	37,646

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

- ① なし
- ② 主幹教諭配置校 23 校に対して、それぞれ非常勤講師 1 名を配置した。

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

- ① 校種に応じた免許状等を有する人材又は取得見込の人材の確保が困難である。
- ② 主幹教諭の代わりに授業を担当するため、教員経験を有する人材を配置することが望ましいが、他の職種も含めて新たな人材確保が困難である。

(8) 課題に対する対策

新たな人材を確保するため、引き続きホームページやハローワーク等を活用し、広く募集を行う。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

妊娠判明時から産前休暇前までの体育実技指導補助について取組と実施状況はなしとなっているが、その要因は各校からの要望がないためであった。

第 16 項 中学校非常勤職員費（会計年度任用職員（パート））

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

- ① 免許外教科担任解消非常勤職員
中学校（及び義務教育学校後期課程）における免許外教科担任の解消を図る。
- ② 保健体育担当教員の実技指導時の妊娠代替非常勤職員
妊娠した女子教員の保健体育実技指導を補助するための非常勤講師を配置し、当該女子教員の負担軽減と円滑な学校運営を図る。
- ③ 長期研修等派遣教員補充非常勤職員
長期研修による出張教員の後補充教員を配置することにより、円滑な学校運営を図る。
- ④ 主幹教諭業務担当教員代替非常勤職員
主幹教諭配置校に非常勤講師を配置し、主幹教諭業務を担当する教員の授業の一部を代替させ、その負担軽減を図る。

(2) 事業の内容

- ① 免許外教科担任が避けられない小規模の中学校（及び義務教育学校後期課程）における教科指導
- ② 妊娠判明時（妊娠3か月頃）から産前休暇前までの保健体育実技指導補助（TT方式の実技指導補助）
- ③ 中央研修に参加する教員の代替
- ④ 主幹教諭業務担当教員の担当教科の授業を10時間程度、その他主幹教諭業務担当教員の業務を15時間程度代替

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
予算額	86,377	85,914	78,933	84,173	82,186
事業費実績	72,989	71,714	73,376	78,173	76,388

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
国庫支出金	24,145	23,746	24,301	24,192	23,639
地方債	—	—	—	—	—
その他	111	95	96	106	100
一般財源	48,733	47,873	48,979	53,875	52,649

(5) 令和3年度の取組と実施状況

- ① 県内中学校60校に42名を配置した。
- ② なし
- ③ なし
- ④ 主幹教諭配置校18校に対して、それぞれ非常勤講師1名を配置した。

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

- ① 教科によって、人材の確保が困難である。
- ④ 主幹教諭の代わりに授業を担当するため、教員経験を有する人材を配置することが望ましいが、他の職種も含めて新たな人材確保が困難である。

(8) 課題に対する対策

新たな人材を確保するため、引き続きホームページやハローワーク等を活用し、広く募集を行う。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

非常勤職員の募集は各教育事務所で行われている。応募の時点で補充が必要な教科がない場合であっても応募者を記録として残し、補充が必要となった時点で応募してもらえるように声掛けしているとのことであった。

また、妊娠判明時から産前休暇前までの体育実技指導補助の取組と実施状況はなしとなっているが、その要因は各校からの要望がなかったため。中央研修に参加する教員の代替の取組と実施状況はなしとなっているが、その要因は新型コロナウイルス感染症予防のためにオンライン研修となっており、代替の必要性がなかったためであった。

第 17 項 教員業務支援事業

細事業：教員業務支援事業費

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(3) 及び(4) 以外は第 18 項のとおり

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	-	403	401
事業費実績	-	-	-	137	135

(4) 財源 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	137	135

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

(6) 成果指標

(7) 取組の課題

(8) 課題に対する対策

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

当該事業は、教員業務支援員として採用された障害者が円滑に業務を実施できるように車椅子スロープや電子機器をはじめとした備品を購入するための事業である。

第 18 項 教員業務支援事業

細事業：教員業務支援事業費（会計年度任用職員（パート））

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

教員の働き方改革を推進するにあたり、教員の業務の円滑な実施に必要な支援のため、障害者手帳を所持する者を対象として任用する。

(2) 事業の内容

教員の事務補助（プリントの印刷、綴じ込み、配布）、環境整備、その他の事務補助業務を行う。具体的な内容は、障害の内容、程度により調整の上決定する。

(3) 予算額と事業費実績 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	-	63,519	100,918
事業費実績	-	-	-	60,550	89,042

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	17,811
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	474	221
一般財源	-	-	-	60,076	71,010

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

県立学校全体で 52 校で任用し、教員との役割分担を明確にした上で、教員と連携しながら教員業務支援員を活用してきた。物品購入については、障害者に対する合理的配慮に基づき、各校の支援員の要望に応じ、車椅子スロープを設置したり、電子機器の導入をしたりしてきた。

(6) 成果指標

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の法定雇用率 2.5% に対して、本県では、小中学校、県立学校及び教育委員会事務局を合わせた障害者雇用率は 2.69% であった。

(7) 取組の課題

職務内容が合わなかったり、人間関係に問題が生じたりすることで、短期離職も見られた。物品購入については、合理的配慮に基づいた要望が可能であることがより一層周知する必要がある。

(8) 課題に対する対策

各校で障害者雇用に対する理解を深めるために詳細な説明をし、関係する職員による合理的配慮に基づき業務に当たらせる。物品購入については、各校に合理的配慮に基づく要望が可能であることを定期的に周知していく。

2. 監査の結果

(1) 教員業務支援員の確保と定着について（意見）

ア. 結論

事業の目的である教員の本来業務の支援が着実に実行できるように、県教育委員会は引き続き教員業務支援員の確保と定着に取り組む必要がある。

イ. 内容

当該事業は、県の「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員が心身ともに健康でいきいきとやりがいをもちながら、本来的な業務にしっかりと取り組むことができる環境を整備することを目的として各県立学校に教員業務支援員を配置するための事業であり、教員業務支援員の募集対象は原則障害者に限定されている。

この点県教育委員会では、教員採用においても障害者雇用を進めてはいるものの児童生徒の安全確保の観点から多人数を採用することは難しいため、新たに教室の

消毒やテスト用紙の印刷など事務補助を主たる業務とする教員業務支援員においても障害者雇用を進め、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者の法定雇用率の達成に至っている。

募集対象を障害者に限定したとすると、実際に障害者を採用できない場合も想定されるが、その場合には健常者の採用も特例として認めているとのことであった（但し、現在までに健常者の採用実績はない）。現在、教員業務支援員を必要とする全ての学校には配置できていないことから、支援員の確保に向け幅広く周知を行うなど適切な対策に取り組むことが求められる。

また、障害者雇用にあたっては短期離職が課題となる場合があるが、障害の程度を考慮した職場環境の整備や担当業務の調整・指導を授業の持ち時間数が少ない教務主任や主幹教諭が中心となり各配置校で行うほか、栃木労働局に各学校を巡回してもらい助言を受ける等して、支援員が力を発揮できる働きやすい職場作りを推進しているとのことであった。教員の業務支援という目的に資するため、このような取り組みを続け、支援員の定着を図っていくべきと考える。

第 19 項 地域部活動推進事業（文化部）

所属名：教育委員会事務局生涯学習課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

子どもたちが継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保するとともに、学校における働き方改革を推進できるよう、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うため、休日の文化部活動を地域へ移行するための実践研究（地域部活動推進事業）を実施する。

(2) 実践研究の内容

文化庁による公募事業であり、全都道府県で各 1 地域に拠点校を設け、モデル事業の実施をとおして成果と課題を検証する。

ア 実践研究

- ・事業委託先：佐野市教育委員会
- ・運営団体：たぬまアスレチッククラブ（総合型地域スポーツクラブ）
- ・実践研究拠点校：佐野市立田沼東中学校
- ・対象の部活動：吹奏楽部

イ 部活動改革検討会議

- ・栃木県教育委員会に設置
 - 運動部活動や文化部活動、地域のスポーツ活動、文化活動に関する識見を有する者のうちから、栃木県教育委員会が委員を委嘱
- ・実践研究の成果や課題の検証

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	-	-	700
事業費実績	-	-	-	-	290

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	290
一般財源	-	-	-	-	-

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

ア 実践研究の実施状況

○佐野市教育委員会

- ・地域部活動推進研修会の開催：年 2 回（5 月、10 月）
- ・事業実施に関するガイダンス、情報交換、地域指導者と部活動顧問の打合せに係る連絡調整等

○たぬまアスレチッククラブ

- ・地域の指導者の派遣：吹奏楽指導者 1 名
- ・事業実施に係る事務処理

○佐野市立田沼東中学校

- ・地域の指導者による休日の部活動の実施：計 9 回（6 月～12 月）

イ 部活動改革検討会議の実施状況

○委員依嘱者：10 名

○教員・指導者・生徒・保護者へのアンケート調査の実施

○実践研究の成果や課題の検証

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

- ・部活動を地域に移行した場合の指導者や活動場所の確保、保護者の費用負担等

(8) 課題に対する対策

- ・本県における休日の部活動の地域移行推進計画の策定
- ・市町における取組の支援方策の検討

2. 監査の結果

(1) 休日の部活動の地域移行に対する理解の促進について（意見）

ア. 結論

休日の部活動の地域移行を実現するために、関係者の意識改革、普及啓発を行う必要がある。

イ. 内容

当該事業は、中学校における文化部を対象に、休日における部活動の指導を教師から中学校が所在する地域の文化団体に所属する指導者等に移行するための国によるモデル事業であり、県が国より受託し事業費全額が国庫により賄われている。県教育委員会は休日にも活動することが多い吹奏楽部を念頭に、事業に応募してきた中からモデル校を1校選定している。県は、モデル校が所在する佐野市に事業の再委託をしている。

これは、休日の部活動指導を望まない教師の負担軽減を図ることを目的とした学校の働き方改革の一環として行われている事業でもある。しかし、部活動は強制ではないものの、学校教育の一環であり入部することが必須のように受け止めている学校関係者や保護者の存在が、部活動の場所を学校に限定し、指導の対価が無償であるとの概念につながっている可能性がある。

令和4年度には国によるモデル事業は終了し、令和5年度からは休日の部活動の段階的な地域移行が始まるため、休日における部活動の指導者や活動場所を確保するのに加えて、教員の負担軽減や費用負担などに対する学校関係者や保護者の意識改革や理解を促すための取組が必要である。

第20項 地域部活動推進事業費

所属名：教育委員会事務局スポーツ振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

国では、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、令和5(2023)年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むために、全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、研究成果を普及することで、休日の地域部活動の全国展開につなげることとした。

(2) 事業の内容

- ① 県内2つの拠点校（矢板市・佐野市）において、休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究の実施
- ② 実践研究の成果と課題の検証

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
予算額	-	-	-	-	2,819
事業費実績	-	-	-	-	1,959

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	1,959
地方債	-	-	-	-	0
その他	-	-	-	-	0
一般財源	-	-	-	-	0

(5) 令和 3(2021)年度の取組と実施状況

- ① 休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究を矢板市・佐野市との連携により実施した。（矢板市矢板中学校：6/12 部・佐野市田沼東中学校：11/11 部）
新型コロナウイルス感染症の影響から、当初予定していた活動回数の 7 割程度にとどまった。
- ② 有識者等で構成される栃木県部活動改革検討委員会において、令和 4(2022)年度も引き続き行われる実践研究が効果的に行われるよう、成果と課題を検証するとともに、県内への部活動の地域移行の普及・啓発活動につなげた。

(6) 成果指標

実践研究における成果と課題の検証及び県内各市町への普及

(7) 取組の課題

令和 3(2021)年度の実践研究では、費用負担の在り方に関する取組（受益者負担）・検証が不十分だった。

(8) 課題に対する対策

令和 4(2022)年度の実践研究においては、受益者負担の観点を踏まえた取組を実施する。

2. 監査の結果

(1) 休日の部活動の地域移行に対する理解の促進について（意見）

ア. 結論

休日の部活動の地域移行を実現するために、関係者の意識改革、普及啓発を行う必要がある。

イ. 内容

当該事業は、中学校における運動部を対象に、休日における部活動の指導を教師から中学校が所在する地域のスポーツ団体に所属する指導者等に移行するための国によるモデル事業であり、県が国より受託し事業費全額が国庫により賄われている。県教育委員会は事業に応募してきた中からモデル校を 2 校選定している。県は、モデル校が所在する佐野市と矢板市に事業の再委託をしている。

競技経験のない教師による指導の負担や、休日の部活動指導を望まない教師の負担を軽減することを目的とした学校の働き方改革の一環として行われている事業で

もある。しかし、部活動は強制ではないものの、学校教育の一環であり入部することが必須のように受け止めている学校関係者や保護者の存在が、部活動の場所を学校に限定し、指導の対価が無償であるとの概念につながっている可能性がある。

令和4年度には国によるモデル事業は終了し、令和5年度からは休日の部活動の段階的な地域移行が始まるため、休日における部活動の指導者や活動場所を確保するのに加えて、教員の負担軽減や費用負担などに対する学校関係者や保護者の意識改革や理解を促すための取組が必要である。

第4節 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 基本施策 18

第1項 地域教育総合推進事業費（社会教育総務費）

細事業：学校と地域の連携推進事業

所属名：教育委員会事務局生涯学習課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

家庭や地域の教育力を高め、子どもの豊かな人間性を育むことを目指して、学校、家庭、地域が一体となって、地域における教育を総合的に推進するための体制整備や活動のための仕組みづくりを行う。

(2) 事業の内容

- ①地域コーディネーターの養成研修や放課後活動指導者研修の実施
- ②市町における地域学校協働本部等が実施する地域学校協働活動（地域未来塾・放課後子ども教室等）への助成

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	12,940	11,726	9,977	8,408	13,588
事業費実績	10,398	8,981	8,064	6,417	9,986

※R2 までは「子どもの学びを支える地域教育促進事業費」と「放課後子ども教室推進事業費」として実施、R3 に事業を一本化

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	5,114	4,416	3,960	3,181	4,940
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	5,284	4,565	4,104	3,236	5,046

(5) 令和3年度の取組と実施状況

- ①地域コーディネーターの養成研修（各教育事務所）参加者延べ538名
放課後活動指導者研修（総合教育センター）参加者延べ350名
- ②市町への補助 12市町9,683千円

(6) 成果指標

小・中・義務教育学校における地域学校協働本部カバー率
(2025 年度に 80%を上回る) R2 65% → R3 67.3%

(7) 取組の課題

地域学校協働本部の設置やコミュニティ・スクールの導入について、地域によって差がある。

(8) 課題に対する対策

今後も人材育成や助成事業を実施するほか、各教育事務所等の働きかけ等により学校と地域の連携を図りながら地域で子どもを育む体制づくりを進める。

2. 監査の結果

(1) 地域学校協働本部及び地域学校協働活動の周知（意見）

ア. 結論

広報等により地域学校協働活動の取組の事例や具体的な実践方法を周知することにより地域学校協働活動の理解の向上を図るべきである。

イ. 内容

本事業は、学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開する経費の一部を補助するもので、市町における地域学校協働本部等が実施する地域学校協働活動（地域未来塾・放課後子ども教室等）への助成が中心となっている。

地域学校協働本部とは、PTAや地域住民等が構成する「緩やかなネットワーク」で、学校と連携・協働して様々な活動の実施主体となることが期待されている。

本事業の成果指標として、小・中・義務教育学校における地域学校協働本部カバー率（地域学校協働本部がカバーする学校数）が 80%を上回ることをとしている。令和 3 年度のカバー率は 67.3%であるが、市町によってバラツキがあり、100%の市町がある一方、0%の市町も複数存在する。地域学校協働本部カバー率が 0%となっている市町でも、放課後子ども教室を実施して地域学校協働活動に取り組んでいる事例もあるので、地域学校協働本部カバー率が低いことと地域学校協働活動が低調であることとは一致しない。地域学校協働本部の存在や活動内容の知名度が高くないため、地域住民への理解が進まず地域学校協働本部の設置が進んでいないことも大きな要因であると考えられる。

第 5 節 魅力ある県立高校づくりの推進 基本施策 19

第 1 項 高校再編推進事業

細事業：新しい高校づくり推進費

所属名：教育委員会事務局総務課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

第二期県立高校再編計画を円滑に推進し、高校再編対象校を魅力ある学校とする。

(2) 事業の内容

- ・本県の今後の望ましい県立高校の在り方について検討する有識者会議の開催
- ・特例校及び特例対象校の魅力化に向けた取組

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	—	7,373	1,740	1,927	1,541
事業費実績	—	7,354	1,258	1,729	987

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
一般財源	—	7,354	1,258	1,729	987

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

- ①県立高校の在り方検討会議（有識者会議）の開催
 - ・会議内容を提言として教育長へ提出
- ②小規模校の魅力化に向けた取組
 - ・特例校及び特例対象校支援チームの設置
 - ・公営塾（茂木高校）に向けた指導・助言

(6) 取組の課題

- ・地域と連携した魅力ある学校づくりの推進。
- ・本県の高校教育を取り巻く社会環境の急激な変化への対応。

(7) 課題に対する対策

- ・学校や学校運営協議会と連携し、魅力ある学校づくりを推進する。
- ・提言や県民意見を十分踏まえ、県立高校の将来構想を策定する。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施したが、特に指摘すべき事項は検出されなかった。

(2) 内容

栃木県の中学卒業者は、令和 3 年度はピークの平成元年度の 52%の 17,398 人まで減少しているが、県立高校は、この間おもに学級減での対応を進めたため、学校の小規模化が進み、平均学校規模は平成元年度の 7.9 学級から 4.9 学級まで低下し、約半数の学校が 4 学級以下となっている。第二期県立高等学校再編計画では、学校規模に関して以下のような取り組みを行うとしている。

ア. 全日制高校の規模と配置の適正化

様々な教育活動を効果的に行う観点から、1 学年当たり 160 人から 320 人、1 学年 40 人換算で 1 学年当たり 4 学級から 8 学級を適正規模とし、適正規模を維持することが困難または将来困難となることが見込まれる学校を中心に統合することなどにより、適正な学校規模の維持に努めます。

イ. 規模の特例（特例校）

○適正規模の維持が困難または将来困難となることが見込まれる学校であっても、県の周縁部に位置し、中山間地域など通学不便な地域が学校周辺に広がり、近隣に他の高校がない学校は、特例として、1 学年 3 学級または 2 学級で生徒を募集します。

○特例校では、学校運営協議会制度を導入するなど、地域と一体となって魅力ある学校づくりや地域を支える人材の育成に取り組み、生徒の確保に努めます。

○特例校とした後も入学者が定員を下回り、将来的にも募集定員分の生徒の確保が困難であることが見込まれる場合には、次のとおりとします。

[3 学級特例校] 地元地域とも十分協議し、統合などを行い募集を停止するか、または、募集定員を減じ、2 学級特例校として生徒の募集を続けます。

[2 学級特例校] 2 学級での生徒募集開始から 3 年目以降、入学者が 2 年連続して募集定員の 3 分の 2 未満になった場合は、地元地域とも十分に協議し、原則として統合などを行い募集を停止します。

○特例校であっても、統合により教育内容の一層の充実と活性化ならびに地区全体の教育の質の向上が期待される場合には、上述の入学状況にかかわらず、統合を検討します。

○統合などを行う際の計画は、別途定めます。

現在、特例校は 4 校、特例対象校が 2 校あり、以下のような行政も交えた特色ある活動に取り組んでいる。

①日光明峰高校（平成 30 年度より 2 学級特例校）

- ・アイスホッケー部員用の民間下宿の整備に、日光市が 100 万円を補助

②馬頭高校（平成 30 年度より 3 学級特例校、単位制導入）

- ・那珂川町による通学費補助、下宿費補助
- ・地域探求学習「なかがわ学」の実施

③黒羽高校（令和 2 年度より 3 学級特例校、単位制導入）

- ・大田原市が黒磯駅から市営バスを運行

④那須高校（令和 2 年度より 3 学級特例校、単位制導入）

- ・那須町単独予算による高校魅力化コーディネーターの学校への配置

・「未来を創る高校生地域連携・協働推進事業」採択

⑤益子芳星高校（特例対象校、普通科4学級）

・ましこ町民大学…町教育委員会主催で益子芳星高校生限定で計12回開催

⑥茂木高校（特例対象校、普通科4学級）

・地域探求学習「ゆずも学」の実施

・茂木町が茂木高校生を対象とした公営塾を設置

特例校及び特例対象校の一般選抜における出願状況と総合格者数は以下のとおりである。

学校名	学科		H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
日光明峰	普通科	一般倍率	0.39	0.28	0.44	0.48	0.56	0.29	0.57
		総合格者数	81	54	44	48	57	41	53
		募集定員	(160)			(80)			
馬頭	普通科	一般倍率	0.60	0.92	0.60	0.88	0.97	0.66	0.30
		総合格者数	73	111	52	70	78	57	30
		募集定員	(120)			(80)			
	水産科	一般倍率	0.88	0.94	0.56	0.82	0.65	0.89	0.28
		総合格者数	23	23	16	22	19	22	11
		募集定員	(25)			(25)			
黒羽	普通科	一般倍率	0.93	0.99	1.00	0.96	1.00	0.82	0.90
		総合格者数	151	158	159	156	118	105	111
		募集定員	(160)				(120)		
那須	普通科	一般倍率	0.95	0.90	0.75	0.73	0.85	0.85	0.71
		総合格者数	114	111	99	95	70	72	63
		募集定員	(120)				(80)		
	リゾート 観光科	一般倍率	0.81	0.80	0.77	0.62	0.35	0.61	0.54
		総合格者数	33	35	34	30	23	28	26
		募集定員	(40)				(40)		
益子芳星	普通科	一般倍率	1.10	1.17	1.11	1.12	0.90	1.00	1.02
		総合格者数	160	160	160	160	147	160	160
		募集定員	(160)						
茂木	総合学科	一般倍率	1.19	0.90	1.02	1.05	1.06	0.96	1.01
		総合格者数	160	147	160	160	160	156	160
		募集定員	(160)						

日光明峰高校は、平成30年度に2学級特例校となって以降、令和3年度と令和4年度に3分の2未満の定員割れが続いており上記の募集停止基準に該当している。また、馬頭高校でも令和4年度は前年度より大幅に入学者が減少している。

少子化の進展により、栃木県でも今後学校の小規模化が今後ますます進んでゆくと見込まれ、平均学校規模は令和3年度の1学年4.9学級から令和17年度には3.5学級に減少する

ことが確実になっており、教育環境の充実や教育の質の維持のため学校の統合は避けられない状況にある。

第2項 高校再編整備事業費

所属名：教育委員会事務局総務課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

第二期県立高校再編計画に基づく、足利高校・足利女子高校の統合、宇都宮中央女子高校の共学化、及び両校への単位制導入に伴う施設整備等を行う。

(2) 事業の内容

- ・足利高校・足利女子高校の統合及び単位制導入に伴う新校舎整備
- ・宇都宮中央女子高校の共学化及び単位制導入に伴う施設整備
- ・高校再編に伴い、廃校となった施設の管理

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	2,160	2,117	1,305	347,222	1,998,310
事業費実績	2,119	1,099	1,182	168,586	1,487,473

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	141,000	1,188,000
その他	—	—	—	—	230,516
一般財源	2,119	1,099	1,182	27,588	68,957

(5) 令和3年度の取組と実施状況

【足利高校】

- ・新校舎の設計、仮設校舎の改修工事等を実施

【宇都宮中央高校】

- ・第二体育館の新築、弓道場の解体・新築、トイレ改修、西棟改修工事を実施

【廃校施設管理】

- ・R元年度の台風19号により被災した元粟野高校ボイラー室解体等工事のための設計委託業務を実施。

(6) 成果指標

第二期再編計画に基づき、統合・共学化、単位制導入に伴う施設整備を進めた。

(7) 取組の課題

令和6年9月の足利高校新校舎完成に向け、円滑な工事の進捗管理。

(8) 課題に対する対策

引き続き、関係各課や学校と連携していく。

2. 監査の結果

(1) 結論

担当者に対する質問及び資料の閲覧を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

ア. 足利高校

① 再編の概要

令和4年度に足利高校と足利女子高校を統合し、共学化する。併せて、進学に重点を置く単位制を導入する。

② 施設整備の内容

- ・HR教室 新JIS規格の机のサイズを考慮した、従来より広いHR教室（普通教室）を整備する。
- ・講義室 単位制による学習習熟度別少人数授業や多様な選択科目の授業に柔軟に対応できる複数の講義室（30人程度を収容可能な普通教室）を整備する。
- ・大教室 生徒の学習成果の発表・討論の場や、科目履修のガイダンスなど学年全員に対する一斉指導の場として、移動可能な机椅子や視聴覚機器等を備えた、1学年全員（240人）が収容可能な面積を有する大教室を整備する。
- ・自習室 生徒一人一人が主体的に活動できる自学自習の場として、自習室を整備する。
- ・図書室 新学習指導要領が重視する探究的な学びや、生徒の自主的な学習の場として、十分な面積と機能を有する図書室を整備する。
- ・体育館 バスケットボールコート4面を配置できる面積を有するアリーナを備えた体育館を整備する。

③ 全体予算及び工期

- ・全体予算 70億円（うち令和3年度分897,401千円）
- ・工期 令和2年度から令和6年度
統合当初は足利高校の校地を使用し、足利女子高校の校地及び足利市民会館の敷地に新校舎を整備して後移転する計画。

イ. 宇都宮中央高校

① 再編の概要

令和4年度に宇都宮中央女子高校を共学化し、進学に重点を置く単位制を導入する。

② 施設整備の内容

- ・西棟 単位制の導入に伴い、少人数授業に対応できる講義室を4室と各種講演会や集団討論・プレゼンテーションなどに活用できる大講義室を整備する。

- ・体育館 共学化に伴い、体育の授業や部活動の拡充に対応できる第二体育館を新設する。
- ・部室棟 共学化に伴い、男子運動部を設置するため部室棟を整備する。
- ・グラウンド 野球部・サッカー部・陸上トラック等を整備する。
- ・弓道場 グラウンド整備に伴い、弓道場を移転して新築する。
- ・トイレ及び更衣室 共学化に伴い、校舎棟のトイレ及びプールの更衣室等を改修する。

③ 全体予算及び工期

- ・全体予算 1,646,707 千円（うち令和3年度分 997,887 千円）
- ・工期 令和2年度から令和5年度

第3項 学校評価の推進

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、学校運営の組織的・継続的な改善を図り、各学校が保護者や地域住民に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、そして学校に対する支援や条件整備等の充実につなげることに資する。

(2) 事業の内容

各学校は、教育活動その他の学校運営の状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。実施に当たっては、各学校の課題に即した具体的で明確な重点目標を設定し、その重点目標に基づく評価項目を設定する。

また、各学校は、自己評価の結果を踏まえて、生徒の保護者や有識者等の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努める。

自己評価及び学校関係者による評価を行うに当たっては、委員会等を設置するなど、組織的な取組を推進する。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	-	-	-	-	-
事業費実績	-	-	-	-	-

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	-	-

(5) 令和3年度の取組と実施状況

令和3年5月末、学校に学校評価実施計画書の作成を指示し、提出させた。令和3年10月～12月頃、生徒、保護者、教職員対象アンケート調査による自己評価を実施した。令和4年1月頃、PTA役員や有識者等の5名の評議員より構成される学校評議員会において、意見聴取等を実施した。令和4年2月～3月頃、自己評価及び学校関係者評価の結果を各学校のホームページや保護者宛て文書等により公表した。3月末、学校評価実施報告書の作成を指示し、提出させた。

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

評価結果を分析し、各学校のカリキュラムマネジメントを更に推進する。また、スクールミッション及びスクールポリシーの策定に当たり、評価結果を活用する。

(8) 課題に対する対策

実施報告書を他課室と共有し、指導・助言を適宜行う。

2. 監査の結果

(1) 学校評価の公表の改善（意見）

ア. 結論

宇都宮市内の県立高校・特別支援学校17校のホームページを閲覧した結果、多くの学校が、学校評価ガイドラインに沿って、「自己評価の結果」、「学校関係者評価の結果」、「改善方策」を公表している一方、学校評価として生徒・教職員・保護者のアンケート結果しか公表していない学校も散見された。県教育委員会は、適切な学校評価の実施及び公表が実施されるよう、指導監督を行うべきである。

イ. 内容

学校評価については、学校教育法に次のように規定されている。

○学校教育法第42条

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

*幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

また、文部科学省が定めた「学校評価ガイドライン（平成28年改訂）」では、学校評価の目的として以下の3つが列挙されている。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と

参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。さらに、学校評価の定義及び留意点として、以下のように説明している。

① 自己評価

自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

② 学校関係者評価

学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。

教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠なものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものである。

③ 第三者評価

第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門家の視点から評価を行うものである。

第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価必要である判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。

④ 児童生徒・保護者対象のアンケート（外部アンケート等）

自己評価を行う上で、児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートによる評価や保護者等との懇談会を通じて、授業の理解度や保護者・児童生徒がどのような意見や要望を持っているかを把握することが重要である。

従前、このようなアンケートや懇談会の実施を「外部評価」ととらえてきた例もみられるが、現在はそれに留まらず、「学校関係者評価」として保護者等による評価の実施に努めることが法令上求められている。アンケート等については、学校の自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するためのものにとらえることが適当であり、学校関係者評価とは異なることに留意する。

⑤ 学校評価の結果と改善方策の公表

各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果について、それを踏まえた今後の改善方策と併せて、学校便りへの掲載や、PTA総会等を活用した保護者等を対象とした説明会、学校のホームページや地域広報紙への掲載などの方法により広く保護者に周知する。

⑥ 公表に当たっての工夫と留意点

評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策の公表は、学校の現状やこれまでの努力とその成果、さらにそれを踏まえた今後の改善方策について家庭・地域等に周知するものであるとともに、今後の取組について家庭・地域の理解や連携協力を求めてゆくための手段（ツール）でもある。

自己評価の結果の公表に当たっては、単に外部アンケート等の結果を公表するのではなく、学校として組織的にPDCAサイクルにより自己評価を実施し、その結果を「学校の

自己評価の結果」であることを明らかにして公表する。

宇都宮市内の県立高校・特別支援学校 17 校のホームページを閲覧した結果、自己評価
び学校関係者評価、改善方策の掲載の状況は以下のとおりであった。

県立学校名	生徒による アンケート結果	保護者による アンケート結果	職員による アンケート結果	自己評価の結果	関係者評価の結果	改善方策・課題
宇都宮高等学校	○	○	○	-	-	-
宇都宮東高等学校	○	○	○	○	○	○
宇都宮北高等学校	○	○	○	-	-	-
宇都宮女子高等学校	○	○	○	○	○	○
宇都宮中央女子高等学校	○	○	-	○	○	○
宇都宮商業高等学校	-	○	-	-	-	-
宇都宮南高等学校	○	○	-	○	○	-
宇都宮清陵高等学校	○	○	○	○	○	○
宇都宮白楊高等学校	○	○	○	○	○	○
宇都宮工業高等学校	-	-	-	○	○	○
のざわ特別支援学校	-	○	-	-	-	-
宇都宮青葉高等学園	○	○	-	○	-	○
岡本特別支援学校	-	○	○	○	-	○
富屋特別支援学校	-	○	○	○	○	-
わかくさ特別支援学校	-	○	-	○	○	○
ろう学校	-	○	-	○	-	○
盲学校	-	○	-	○	○	○

多くの学校が、学校評価ガイドラインに沿って、「自己評価の結果」、「学校関係者評価の結果」、「改善方策」を公表している一方、学校評価として生徒・教職員・保護者のアンケート結果しか公表していない学校も散見された。

第4項 県立学校入学者選抜費

細事業：入学者選抜事務費（高校入試ガイダンス事業）

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県立高等学校への入学を希望する中学校の生徒・保護者・教員に対し、各高等学校の学科の種類や内容、各学校の概要や特色ある教育活動への理解を深めさせるとともに、進路選択のための資料を提供して受検校決定に資する。

(2) 事業の内容

- ・「とちぎの県立高校ガイド」の作成、配付
- ・学校案内リーフレット作成のための印刷製本費の令達
- ・一日体験学習の実施に係る消耗品費の令達

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	25,853	25,853	25,853	25,897	25,853
事業費実績	22,039	22,391	23,952	24,003	24,118

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他(※)	22,039	22,391	23,952	24,003	24,118
一般財源	—	—	—	—	—

(※)…入学考査手数料

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

- ・「とちぎの県立高校ガイド」の作成、配付
3,800 部作成、県内中学校に配付
- ・学校案内リーフレット作成のための印刷製本費の令達
全日制 59 校、定時制 7 校、通信制 1 校、フレックス 1 校に令達
- ・一日体験学習の実施に係る消耗品費の令達
普通科 28 校、専門学科 15 校、総合学科 6 校、普通科・専門学科併設校 9 校、
フレックス 1 校に令達

(6) 成果指標

なし

(7) 取組の課題

- ・「とちぎの県立高校ガイド」は県内中学校のみへの配付のため、一般県民や県外の受検希望者等に配付できない。
- ・新型コロナウイルスにより一日体験学習が実施不可能だった場合、学校・学科紹介等の周知が十分とはいえない。

(8) 課題に対する対策

- ・ Web による中学生等への情報発信の充実

2. 監査の結果

(1) 高等学校からの一日体験学習実施報告書の提出について（指摘）

ア. 結論

中止となった一日体験学習についても実施報告書の提出を求めるべきである。

イ. 内容

令和3年度一日体験学習実施要領によると、一日体験学習を実施後、高等学校からの一日体験学習実施報告書の提出を規定しているが、令和3年度において、当該実施報告書を提出していない高等学校があった。

この点について高校教育課の担当者に確認したところ、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、一日体験学習を中止した高等学校があり、そのような場合には実施報告書の提出を求めなかったとのことであった。

実施報告書の記載事項には、一日体験学習における参加中学校、参加者数、実施内容、諸経費等があり、諸経費の項目には、学校案内の印刷費と一日体験学習の実施に必要な消耗品費を記載する。一日体験学習を実施しなかった場合においても、学校案内リーフレットの印刷は行っているため、印刷費は発生している。また高校教育課では実施報告書の提供を受けていない高等学校で実際の印刷費がいくら発生したか、別の資料等で把握していないとのことであった。

したがって、一日体験学習を実施出来なかった高等学校においても、印刷費の予算が適切に執行されたかを把握するため、一日体験学習実施報告書の提出を求めるべきである。

(2) その他事業内容

とちぎの県立学校ガイドの印刷製本に関しては、3,800部配布計画通りに配布し、教育委員会保管分についても冊数を管理している。

第6節 学校施設・設備の整備 基本施策 20

第1項 高等学校校舎等維持管理費

細事業：高等学校校舎等維持管理費及び県立学校施設長寿命化推進事業費

所属名：教育委員会事務局施設課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県立学校校舎等の維持管理に要する経費

(2) 事業の内容

校舎の屋上防水や外壁改修工事等を実施し、施設の機能保全・老朽化防止を図る。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	1,218,746	1,719,475	1,290,681	1,168,978	1,573,138
事業費実績	1,217,511	1,674,988	1,278,473	1,161,985	1,543,554

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	862,000	1,261,000	926,000	934,839	1,071,000
その他	153,000	100,000	143,000	60,000	20,000
一般財源	202,511	313,988	208,946	167,146	452,554

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

学校からの要望に基づき、防火設備等の整備を行うとともに、不具合が発生した施設の緊急修繕を行った。また、栃木県立学校施設長寿命化保全計画に基づき、雨漏りの発生により建物内部への被害のおそれがある屋根、タイル材の落下等による生徒等へのケガのおそれがある外壁、学校生活に不可欠な設備である給水設備・トイレ等の計画的な更新を実施した。

(6) 成果指標

栃木県立学校施設長寿命化保全計画第 I 期中期計画に基づき、14 校 19 棟の改修を実施した。

(7) 取組の課題

施設の老朽化等に伴い修繕が必要とされるものが今後もさらに増加すると考えられるので、優先度を考え効率的に対応していかなければならない。

(8) 課題に対する対策

施設の維持管理を行う学校から不具合の聞き取りを行うとともに、専門家が実施する劣化度調査結果等を踏まえ、優先度を精査し改修を実施していく。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

ア. 栃木県立学校施設長寿命化保全計画

(ア) 位置付け

「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づく「個別実施計画」に当たるもので、県立学校施設を対象とするもの。

(イ) 計画期間

平成 28 年度から 40 年間

イ. 栃木県立学校施設長寿命化保全計画中期計画

(ア) 位置付け

「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」に基づき、計画的な維持管理を実施するための中期的な計画を定めるもの。翌年度に実施する予定の工事実施箇所についても定めている。

(イ) 計画期間

平成 29 年から 5 年ごとの期間

(ウ) 対象箇所数

平成 29 年～令和 3 年：対象施設 780 棟のうち 82 棟、事業規模 70 億円

令和 4 年～令和 8 年：対象施設 780 棟のうち 165 棟、事業規模 120 億円

(エ) 実績

平成 29 年～令和 3 年：対象施設 780 棟のうち 103 棟、事業規模 62 億円

(オ) 中期計画の策定

法定点検及び日常点検の結果及び各学校の事務担当者からの報告事項を施設課作成の管理資料に組み込み、中期計画及び工事実施箇所を弾力的に決めている。

ウ. 栃木県県有施設最適化システム

(ア) 概要

県有施設の長寿命化等を推進するため、各種の施設情報（基本情報、保全情報、不具合情報等）を連携させて一元的に管理するとともに、県有施設の最適化に向けて総合的な分析、計画策定等を効率的に実施するためのシステム

(イ) 利用状況

管財課の所管であり、施設課では、中期計画の策定には、法定点検や日常点検における人の目で判断した情報の反映が必要であることから、このシステムの利用は施設の基本情報等のデータ参照のみということである。

第 2 項 高等学校校舎等整備費

細事業：県立学校空調整備事業費（高校）

所属名：教育委員会事務局施設課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県立高校の普通教室及び特別教室に空調を整備し、児童生徒等の適切な学習環境を確保する。

(2) 事業の内容

13 校の普通教室及び 60 校の使用頻度が高いなどの必要性の高い特別教室に空調設備を整備。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	—	170,940	532,417	1,503,684	535,882
事業費実績	—	170,940	531,953	1,503,645	534,932

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	4,665	1,432
地方債	—	128,000	322,000	612,000	385,000
その他	—	23,366	11,406	139,084	97,580
一般財源	—	19,574	198,547	747,896	50,920

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

55 校 147 室の特別教室（美術室、書道室、社会科室、被服室）に空調設備を整備

(6) 成果指標

成果指標なし

(7) 取組の課題

未整備の特別教室及び体育館、準備室等への空調設備の整備

(8) 課題に対する対策

未整備の教室等の状況確認を進め、設置について検討する。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

ア. 空調設備設置計画

現在のところ、今後の計画はなく、学校からの要望があった場合、対象の教室等の使用状況を確認し、必要に応じて設置を行っている。

イ. 空調設備設置状況

年度	普通教室			特別教室		
	保有室数	設置室数	設置率 (%)	保有室数	設置室数	設置率 (%)
令和 3	1,129	1,057	93.6	1,755	858	48.9
令和 2	1,160	1,068	92.1	1,758	532	30.3
令和元	1,160	1,051	90.6	1,758	373	21.2
平成 30	1,160	874	75.3	1,899	370	19.5
平成 29	1,165	790	67.8	2,414	358	14.8

ウ. 空調設備管理状況

管財課所管の「公有財産管理システム」に学校の事務担当者が入力しており、施設課は、空調設備工事の資料の提出を受けて、登録状況を確認している。

エ. 空調設備の更新

従来から職員室等には空調設備があり、更新が必要なものも出てきているが、故障等の状況が発生した場合、その都度対応している。現在は空調設備の新規設置を優先しているが、今後空調設備の設置件数が増えてきた後は、計画的な更新についても検討していくとのことである。

オ. PTA で購入した空調設備について

PTA で購入した空調設備に関して、県が本来設置すべき教室等にあるものについては、リース期間終了後、PTA より無償譲渡を受けて、「公有財産管理システム」に登録する。

第3項 高等学校運営費

所属名：教育委員会事務局施設課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

高等学校における管理運営の円滑化や教育の充実を図ること。

(2) 事業の内容

- ・高等学校の運営に必要な経費（消耗品費、光熱水費、施設管理委託、PTA空調設備負担金、定期点検費用等）の予算管理。
- ・図書、教材及び一般設備（理科教育・産業教育）の整備

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	1,460,164	1,409,585	1,566,540	1,517,439	2,195,357
事業費実績	1,435,920	1,364,917	1,461,740	1,468,081	1,996,829

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	1,100	1,529	1,272	919	178,620
地方債	—	—	—	—	314,000
その他	34,437	16,917	15,726	14,195	15,048
一般財源	1,400,383	1,346,471	1,444,742	1,452,967	1,489,161

(5) 令和3年度の取組と実施状況

電力調達及び複写サービス業務、AED購入において、県立学校分を施設課で一括契約を行い、経費削減及び事務の合理化を図った。

また、国の緊急的な補助事業を活用し、「スマート専門高校」の実現（デジタル化

対応産業教育装置の整備)の対応として、農業や工業等の職業系専門高校におけるデジタル化に対応した産業教育設備の整備を図った。

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

- ・財政健全化の取組により予算が年々減少し、固定経費割合が増大し、学校運営費に必要な予算の確保が困難な状況にある。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、換気により空調機器の使用における電気使用量が増加傾向にあり、省エネルギーへの取組が求められている一方、児童・生徒が快適な学校生活を送れるよう良好な学校環境の確保に努めなければならない。

(8) 課題に対する対策

- ・予算の効率的な執行に努めるとともに、予算を確保していく。
- ・各学校で新型コロナウイルス感染症対策マニュアル等による対策を行い、省エネルギーへの取組を推進するとともに、円滑な学校運営を図る。

2. 監査の結果

(1) 固定経費割合の増大へのさらなる対応について（意見）

ア. 結論

予算の減少及び固定経費割合の増大は進んでいることから、さらなる対応が必要である。

イ. 内容

財政健全化の取組により予算が年々減少し、固定経費割合が増大し、学校運営費に必要な予算の確保が困難な状況にある。

その対応として、電力調達及び複写サービス業務、AED購入において、県立学校分を施設課で一括契約を行い、経費削減及び事務の合理化を図っており、一定の成果を上げている。

しかしながら、この取組は以前から行われており、それでも予算の減少及び固定経費割合の増大は進んでいることから、さらなる対応が必要になる。

第4項 特別支援学校運営費

所属名：教育委員会事務局施設課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

特別支援学校における管理運営の円滑化や教育の充実を図ること。

(2) 事業の内容

- ・特別支援学校の運営に必要な経費（消耗品費、光熱水費、施設管理委託、定期点検

- 費用等)の予算管理。
- ・図書、教材等の整備

(3) 予算額と事業費実績 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	935,124	913,420	910,735	1,053,361	1,170,785
事業費実績	909,038	875,759	893,589	1,004,674	1,105,205

(4) 財源 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	121,965	211,461
地方債	—	—	—	—	—
その他	5,784	5,593	5,457	3,853	3,533
一般財源	903,254	870,166	888,132	878,856	890,211

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

電力調達及び複写サービス業務、AED購入において、県立学校分を施設課で一括契約を行い、経費削減及び事務の合理化を図った。

また、国の補助事業とコロナ臨時交付金を活用し、スクールバスの増車による感染拡大防止を図った。

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

- ・財政健全化の取組により予算が年々減少し、固定経費割合が増大し、学校運営費に必要な予算の確保が困難な状況にある。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、換気により空調機器の使用における電気使用量が増加傾向にあり、省エネルギーへの取組が求められている一方、児童・生徒が快適な学校生活を送れるよう良好な学校環境の確保に努めなければならない。

(8) 課題に対する対策

- ・予算の効率的な執行に努めるとともに、予算を確保していく。
- ・各学校で新型コロナウイルス感染症対策マニュアル等による対策を行い、省エネルギーへの取組を推進するとともに、円滑な学校運営を図る。

2. 監査の結果

(1) 固定経費割合の増大へのさらなる対応について (意見)

ア. 結論

予算の減少及び固定経費割合の増大は進んでいることから、さらなる対応が必要である。

イ. 内容

財政健全化の取組により予算が年々減少し、固定経費割合が増大し、学校運営費に必要な予算の確保が困難な状況にある。

その対応として、電力調達及び複写サービス業務、AED購入において、県立学校分を施設課で一括契約を行い、経費削減及び事務の合理化を図っており、一定の成果を上げている。

しかしながら、この取組は以前から行われており、それでも予算の減少及び固定経費割合の増大は進んでいることから、さらなる対応が必要になる。

第5項 県立学校間情報ネットワーク事業費

細事業：機器賃借料、通信運搬費及び保守委託料

所属名：教育委員会事務局施設課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県立学校間情報ネットワークシステムの運用に要する経費

(2) 事業の内容

県立学校の校内外及び学校間をつなぐネットワークシステム運用に係る機器リース、保守委託、回線利用を実施

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	188,563	238,371	253,681	254,788	254,788
事業費実績	187,221	225,692	253,628	254,786	256,482

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	187,221	225,692	253,628	254,786	256,482

(5) 令和3年度の取組と実施状況

ネットワークシステム運用に係る機器リース契約、保守委託契約、回線利用契約の執行管理を行った。

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

令和5年度にネットワークの更新を迎えるため、現行ネットワーク運用期間中に

導入された新しいシステムや端末の利用状況等を踏まえたネットワークを構築するとともに、必要な予算を確保する必要がある。

(8) 課題に対する対策

局内関係各課と連携し、次期ネットワークの仕様検討を行っていく。

2. 監査の結果

(1) 今後の栃木県立学校間情報ネットワークのあり方について（意見）

ア. 結論

栃木県立学校間情報ネットワーク（おおりネット）は現在、データセンターを用いたオンプレミス構成であるが、今後は維持管理コストやセキュリティの観点から、クラウドの利用を検討すべきである。

イ. 内容

本事業は、栃木県立学校間情報ネットワーク（おおりネット）として、データセンターに県立学校の業務用共有サーバーを設置し、VPN 網を通じて各学校拠点からの利用ができるように整備している事業である。

現状の機器構成は、オンプレミスのデータセンターとして標準的なセキュリティ機器を備えた構成となっており、ネットワークの構成についても同様の観点から問題はないことが確認できた。

ただし、別途導入された統合型校務支援システムがクラウドベースで組み立てられていることを考えると、引き続きオンプレミス構成を維持することが合理的なのかどうかについては管理維持コストやセキュリティの面からも検討する必要がある。この点については、令和5年度に予定されている更新において考慮されたい。

第6項 高等学校パソコン教室運営費

所属名：教育委員会事務局施設課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

高等学校におけるパソコン教室の情報機器等の賃借に要する経費

(2) 事業の内容

情報教育や職業系高校における専門実習のためのパソコン及びその附属機器のリースを実施

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	222, 753	211, 628	235, 664	237, 762	225, 330
事業費実績	220, 281	230, 307	235, 289	219, 632	224, 598

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	220, 281	230, 307	235, 289	219, 632	224, 598

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

職業系 6 校で実施したリース契約の更新にあたり、必要な指導・助言、予算の配分を行ったほか、当課で一括調達している普通高校パソコン教室のリース契約の執行管理を行った。

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

GIGA スクール構想により、令和 3 年度末までに生徒一人に 1 台のタブレット、全校の普通教室全教室及び 5 特別教室に電子黒板が整備されたことにより、既存のパソコン教室のリース機器との重複が生じている。

(8) 課題に対する対策

タブレットで代替できる普通高校のパソコン教室については順次リースを廃止していくほか、代替が困難な職業系高校のパソコン教室についても、稼働状況等を精査したうえで、機器の見直しについて検討していく。

2. 監査の結果

(1) 職業高校の端末の削減について（意見）

ア. 結論

職業高校における今後の端末数の削減計画については、ソフトウェアライセンスの問題や学生の課外利用ニーズを十分に検討し、教育活動の実効性を妨げないように慎重な検討を行うべきである。

イ. 内容

当事業は、高等学校のパソコン教室における端末配備をおこなうものである。パソコン教室は、普通高校については一般的な情報教育に用いられ、職業系高校においてはコンピューター製図などの専門教育に用いられている。

普通高校については、GIGA スクール構想によって 1 人 1 台端末や校内 LAN が整備され、従来の情報教育はパソコン教室の環境がなくても可能となったことから、リース期間が終了したものから解約してコスト削減を図っている状況である。

職業高校については、タブレット環境では行えない専門のソフトウェアを用いた演習などがあり、引き続きパソコン教室の環境が必要な状況である。なお、これらについても予算削減のために端末数の削減を計画しているとのことであったが、ソ

ソフトウェアライセンスの問題や学生の課外利用ニーズに対する十分性などについて、教育の実効性を妨げないように慎重な検討を行うべきである。

以上、当該事業については、GIGA スクールでの端末配備への対応も含め、合理的に執行されているものと判断した。

第7項 県立学校内LAN運営費

所属名：教育委員会事務局施設課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

県立学校において授業用に利用するパソコン等や特別支援学校のパソコン教室の情報機器等の賃借に要する経費

(2) 事業の内容

授業における教材(動画等)、成果の提示等に利用するパソコン、プロジェクタ等や、特別支援学校における情報教育のためのパソコン等のリースを実施

(3) 予算額と事業費実績(単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	80,839	83,264	77,822	76,272	57,168
事業費実績	80,646	77,170	77,818	73,548	52,365

(4) 財源(単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	80,646	77,170	77,818	73,548	52,365

(5) 令和3年度の取組と実施状況

当課で一括調達している普通高校パソコン教室のリース契約の執行管理を行った。

(6) 成果指標

特になし

(7) 取組の課題

GIGA スクール構想により、令和3年度末までに生徒一人に1台のタブレット、全校の普通教室全教室及び5特別教室に電子黒板が整備されたことにより、既存の校内LANのリース機器との重複が生じている。

(8) 課題に対する対策

タブレット、電子黒板で代替できるパソコン、プロジェクターはリースの更新を

行わないこととしている。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

県立学校校内 LAN 運営費は、各学校に設置された学習系ネットワーク（校務系ネットワークと分離されている）に接続された、各教室設置端末、プロジェクター、プリンター、その他機器の調達費用を指す。

教室内設置端末やプロジェクターについては、GIGA スクール構想の中で配備された 1 人 1 台のタブレットや電子黒板と機能的に重複するため、リース期間を終えたものから、2 年ほどの再リースによる調整期間を経て、機器の必要性の精査を行ない、必要性が低いものを契約から外していく方針をとっていることが確認できた。

今回、調整期間を設けた理由は、GIGA スクール関係端末配備後、最初に終了するリース契約に関するものであることから慎重な対応をとったもの（再リースは低廉な予算で実行できることも考慮して）であり、その事例を踏まえて、今後リース期間終了となる機器については早期の契約終了も選択肢に入れているとのことであった。以上より、当該予算の執行は合理的になされているものと判断した。

第 8 項 校務用パソコン管理費

所属名：教育委員会事務局施設課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

教職員用のパソコン等の賃借に要する経費

(2) 事業の内容

教職員が校務や教材作成等に使用するパソコン及びその附属機器のリースを実施

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	206,556	131,418	121,418	121,418	121,418
事業費実績	121,418	121,418	121,418	121,418	121,418

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	121,418	121,418	121,418	121,418	121,418

- (5) 令和3年度 of 取組と実施状況
校務用パソコンのリース契約の執行管理を行った。
- (6) 成果指標
特になし
- (7) 取組の課題
学校におけるリース機器の管理が適正でない事案(故障機の放置等)がある。
また、令和4年度に機器更新(入れ替え)を迎えるが、校務に支障が無いよう実施する必要がある。
- (8) 課題に対する対策
リース機器の適正な管理について、定期的に周知を行っていく。
機器更新に際しては、学校、導入事業者とも連携を密にし、円滑に入れ替えができるよう努める。

2. 監査の結果

(1) 結論

県教育委員会担当者に対して事業に関する質問を行い、資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 内容

校務用パソコン管理費とは、教職員の利用する校務用端末について、リース契約によって調達している予算である。端末については、特別支援学校向けのものは音声読上げや点字出力のソフトウェアなど、それぞれの校務に必要な機能の実装がなされている。

GIGA スクール構想のもとに教材のデジタル化も求められ、ICT を用いた校務の効率化なども求められる中では、教職員に対する情報端末の配備は必須であり、リース期間における機能的陳腐化も考慮すると、調達時においては最新スペックの機器を手配する方針にも合理性がある。

以上より、本予算は合理的に執行されているものと判断した。

第8章 その他の事業

第1項 高等学校等修学奨励費

細事業：高等学校修学奨励費（貸付金）

所属名：教育委員会事務局総務課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

高等学校等に在学する方で、勉学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対して修学資金を貸与し、教育機会を確保することを目的としている。

(2) 事業の内容

ア 貸与の対象者 次の(ア)～(エ)の全てに該当する生徒

(ア) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在学する者

(イ) 申請者又は申請者の生計を主として維持する者が栃木県内に住所を有すること

(ロ) 経済的理由により修学が困難な者（今年度又は前年度に次のいずれかに該当する者）

a その者の属する世帯が生活保護法に基づく生活保護を受けた者

b その者の属する世帯が地方税法の規定により市町村民税が非課税とされた者

c その者の属する世帯が地方税法の規定により市町村民税が減免された者

d その者の属する世帯の総収入額が収入基準額の1.5倍以下の者

(エ) 次のいずれの資金の貸与も受けていない者

a 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金

b 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する修学資金

c 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費

d 公益財団法人栃木県育英会が貸与する奨学金

イ 貸与の金額（月額）

公立 18,000円、私立 30,000円

（自宅外通学者は、それぞれ5,000円増額）

ウ 返還期間・返還方法

高校卒業後6月経過後から、貸与額に応じて6年から20年で返還年賦、半年賦、月賦のいずれかの支払方法を選択

エ 周知方法

県内各高校（公立・私立）では、毎年度全生徒に対し、貸与募集のチラシを配布（一部県外高校へも案内チラシ送付）しているほか、県のHPに掲載し、希望者への制度の周知を図っている。（募集期間は6月上旬～中旬）

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
予算額	44,916	44,544	42,888	41,040	41,040
事業費実績	33,432	27,954	21,150	17,010	11,262

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	27,489	27,954	21,150	17,010	11,262
一般財源	5,943	—	—	—	—

(5) 令和 3 年度 of 取組と実施状況

- ア 貸与人員 38 名（公立 17 名 私立 21 名）
- イ 貸与金額 11,262,000 円
（公立 3,582,000 円、私立 7,680,000 円）

(6) 成果指標

勉学意欲がありながら経済的理由により高等学校での就学が困難な者に対して、修学資金の貸与を行い、教育機会の確保を図った。

(7) 取組の課題

本事業は、平成 14 年度に開始した事業であり、年々返還者が増加していくことから、今後も引き続き適正な債権管理と滞納整理が必要である。

(8) 課題に対する対策

概ね 1 年以上滞納となっている債権の回収業務を、平成 31 年度から民間債権回収会社へ委託している。

2. 監査の結果

(1) 周知時期について（意見）

ア. 結論

高校進学前の中学 3 年生に対しチラシ配布することが望まれる。

イ. 内容

(2) 事業の内容のエ周知方法で記載の通り、県内各高校及び一部の県外高校へチラシを配布している。つまり入学後にチラシを配布している。当事業の貸与対象は公立、私立の両方であることから、進学先を検討する際に考慮できるよう中学 3 年生に対してもチラシを配布することが望まれる。

(2) 修学資金の返還方法について（意見）

ア. 結論

口座振替利用者を増やすことが望まれる。

イ. 内容

高校卒業後 6 月経過後から原則返還が始まるが、大学等に進学した場合には在学中は返還猶予となる。

返還は口座振替又は納入通知書による払込である。令和4年3月末時点で口座振替233名(約61%)、納入通知書による払込148名(約39%)である。納入通知書による払込は金融機関の窓口やインターネットバンキング(ペイジー等)では対応しているが、コンビニエンスストアでは払込不可である。

口座振替が可能な銀行口座は足利銀行に限定されているため、納入通知書での払込を選択している人が多数いると考えられるとのことである。

納入通知書はシステムの都合上、一括して作成できないことから支払期日ごとに納入通知書を作成、送付している。つまり、月賦の場合毎月納入通知書を作成、送付することとなる。毎月総務課の担当者が納入通知書の印刷、封筒への封入を行っており手間がかかっている。また、納入通知書紛失による延滞、再発行が生じればさらに手間がかかることになる。県の事務負担軽減及びより確実な回収ができるよう口座振替利用者を増やす工夫が必要と考える。

(3) 制度及び事業費実績について

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

無利子の貸与型奨学金である。各学校が提出書類を受領し、教育委員会総務課へ提出する。総務課では非課税世帯情報、収入情報等をマイナンバーに基づき市町のシステムから取得し支給基準を満たしているか確認を行っている。

(3) 予算額と事業費実績に記載の通り事業費実績は年々減少している。支給額は従来から変更がないため減少要因は貸与人数の減少である。貸与人数は平成29年118名、平成30年98名、令和元年73名、令和2年58名、令和3年38名と推移している。令和3年と平成29年を比較すると、5年間で約3分の1まで減少している。減少要因を県の担当者に質問したところ、高等学校等就学支援金制度及び平成26年度から始まった高校生等奨学給付金制度(返還不要型)の恩恵を受け年々希望者が減少したと考えられるとの回答があった。

なお、利用実績人数は大幅に減少しているが、予算額は大幅に減少していない。これは他の制度の影響で利用実績人数は減少しているものの、近年の社会情勢(コロナ禍等)も踏まえ、貸与希望者の教育機会を失うことがないように、極端な減額を行わないようにしているからである。

第2項 高等学校等修学奨励事業費

細事業：高等学校等修学奨励費

所属名：教育委員会事務局総務課

(1) 事業の目的

修学資金返還に係る未収債権の圧縮を図るため、債権回収会社(サービサー)に未収金回収業務を委託する。

修学資金の貸付及び返還の管理を行うため、修学資金貸与管理システム保守業務を委託する。

(2) 事業の内容

債権回収会社に未収金回収業務を委託し、未収債権の圧縮を図る。

(3) 予算額と事業費実績 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	65	1,832	3,166	1,959	1,577
事業費実績	64	637	2,128	1,489	1,334

(4) 財源 (単位：千円)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
その他 (特財)	-	-	1,936	1,423	1,268
一般財源	64	637	192	66	66

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

●債権回収委託 (単年度契約 随意契約)

令和 3 年度 委託債権金額 28,652,543 円

回収金額 4,118,956 円 (回収率 14.4%)

●修学資金貸与管理システム保守業務委託 (令和 2 年度～令和 6 年度長期契約)

@5,500 円 (税込) ×12 月 = 66,000 円

(6) 成果指標

収納率が低い過年度分の未収債権の圧縮ができた。

(7) 取組の課題

委託基準の見直し (現在は過去 1 年以上返還がない者を委託対象)

(8) 課題に対する対策

滞納期間を 1 年から半年程度に短縮し、滞納金の早期縮減を図る。

2. 監査の結果

(1) 債権管理について (指摘)

ア. 結論

適切な債権管理が実施されておらず、債務者の状況に応じた債権回収業務が実施されていない。

イ. 内容

修学資金貸与管理システムを利用し個人別の債権情報を有しているが、適切な債権管理が実施されておらず、債務者の状況に応じた回収業務が実施されていない。

毎月調定分の処理としては、返済期日までに支払いがない場合には翌月債務者本人へ督促状を送付し、返済期日の翌月にも支払いがない場合には連帯保証人へ督促状を送付している。なお、いずれの督促状にも、毎月調定分だけでなく過去未納分も記載している。また、1年程度1度も支払いがない場合には、催告状を送付している。それでも支払いがない場合には、債権回収会社へ委託し債権回収会社が電話、通知書の送付により未納金回収を進める。一度債権回収会社へ委託した債権は全額回収されるまで、債権回収会社が未納金回収を行う。

債権回収会社へ委託した債権の一覧表である債権委託未収一覧表（元金）を閲覧したところ、返済期日が平成19年、20年といった10年以上前のものが散見された。時効期間を経過した債権の有無、時効期間を経過した債権を含む未納債権の管理について質問したところ、以下の回答があった。時効管理は実施しておらず、全体の年齢表も作成していない。修学資金貸与管理システムにより消滅時効期間が経過した債権の金額は把握できるが、一定時点における消滅時効債権金額を内部で報告しておらず時効期間経過前の債権と異なる具体的な対策をとっていない。また、未納者の財産調査も実施していない（県の債権管理の資料によると、個々の債権の内容や債務者の状況に応じて異なりますが、財産調査の時期は、滞納（債務不履行）から6か月を目安に行いますと記載されている）。なお、時効消滅期間を経過した債権であっても時効の援用がなされていないため、不納欠損の整理は実施していないとのことであった。

消滅時効期間が経過した場合時効の援用により消滅してしまうため、時効消滅までの残期間に応じ適切な対応が必要である。現在訪問は実施していないとのことであるが、消滅時効期間が迫ってきた場合には訪問し少額であっても一部回収し、時効の更新を行うこと等の対応が必要である。債権回収会社は電話及び通知による催告するのみであり、県と同じく訪問による回収は実施していない。未納金額や消滅時効期間を考慮せず一律的な対応であり、状況に応じた強弱のある対応がなされていない。

令和3年度の債権管理報告書によると令和4年5月31日現在期日を経過した債権（債権回収会社への委託分も含む）は約43百万円あることから、適切な債権管理を行い、状況に応じた早期回収が求められる。

(2) 未納債権の委託基準について（意見）

ア．結論

未納債権の委託基準を見直すことが望まれる。

イ．内容

毎年12月頃に債権回収会社へ委託する債権を通知する。委託対象債権は基準日から1年以上返還がない者の未納債権である。よって、例えば月賦返済を選択した債務者の未納債権が24か月分あったとしても、基準日から過去1年間に1回分でも返還していれば、委託対象から外れる。確かに過去1年間に1回分でも返還がある場合今後も返還の意思があると判断し、残りの未納分も返還してくれるであろうと期待することは理解できる。しかしながら現在の未納債権の状況等から勘案すると、1年以上返還がないという要件の他に、何か月分以上未納であ

るといった要件も加え債権回収会社へ早期委託したほうが回収金額は増加するのではないかと考える。

また、返済期日経過後に返還があった場合には延滞金を請求しているが、ヒアリング時点で約 12 百万円程度の未納延滞金があるとのことである。延滞金も多額の未納があることから、債権回収会社へ委託することも必要ではないかと考える。

(3) 未納債権の法的手続きについて（意見）

ア. 結論

回収困難と見込まれる未納債権につき、法的手続も視野に入れることが望まれる。

イ. 内容

令和 3 年度債権回収会社における委託債権回収率は 14.4%に留まり、大部分が回収できていない。返還の手引きで、「滞納状況により、支払督促の申立から強制執行に至るまでの法的手続きをとることがあります。手続きにかかった費用は、滞納者の負担になります。」と記載している。しかし、これまで法的手続きを実施したことはないとのことである。また、不納欠損の整理も実施していない。当事業の貸与趣旨、1 人当たりの未納金額からすれば法的手続きを躊躇することに対し一定の理解はできるが、早急に返還できない相応の事情がない場合には未納債権がさらに増加することが予想される。税金等と同様債務者の財産調査を実施し、法的手続きを視野に入れた債権回収の検討が望まれる。

第 3 項 奨学のための給付金（公立）事業費

所属名：教育委員会事務局総務課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、奨学のための給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

(2) 事業の内容

生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金により支援を行う。(国費 1/3 県費 2/3)

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	369,016	376,556	355,335	491,056	388,143
事業費実績	368,203	376,037	354,064	445,112	386,203

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	122,502	125,345	118,092	218,299	128,591
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	245,701	250,692	235,972	226,813	257,612

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

給付人数 3,377 人 給付金額 386,203,065 円（うち家計急変 30 人 2,873,965 円）

(6) 成果指標

生活保護世帯や非課税世帯の授業料以外の教育費負担軽減のため、本事業により支援を行うことができた。

(7) 取組の課題

マイナンバーによる所得確認等の円滑対応（保護者への事前周知、対象拡大【生活保護】）

(8) 課題に対する対策

国や他県等の動向を注視しながら、高校教育課と連携し、事務の省力化・効率化を進める。

2. 監査の結果

(1) 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

(2) 内容

当事業は、7月1日現在保護者等が栃木県内に住所を有し、公立の高等学校、高等専門学校等（第3学年まで）に在学する高校生等がおり、生活保護又は住民税非課税世帯であることの全ての要件を満たす場合に支給する給付金である。給付金であり返還不要である。金額は生活保護、非課税世帯、全日制・定時制、通信制等により異なる。例えば全日制であっても生活保護受給世帯であれば年額 32,300 円、非課税世帯（第1子）であれば年額 114,100 円である。

また、家計急変による経済的理由から、非課税世帯相当と認められる世帯に対し、家計急変世帯として非課税世帯と同額給付金が支給される。この場合、家計急変を証明するために勤務先作成の給与見込、家計急変月を含む3ヵ月分の給与明細等の提出を求め、家計急変の事実を確認している。

授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA 会費、入学学用品費等である。

県内高校等の場合には各学校で資料を受領し、受給要件確認作業を実施するが、県外高校等の場合には総務課が受給要件確認作業を実施しているとのことである。

第4項 被災児童生徒就学支援等事業費

所属名：教育委員会事務局義務教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

東日本大震災又はその他大規模災害等により被災した児童又は生徒に対する就学援助及び特別支援教育就学奨励事業を行った市町を支援することにより、児童又は生徒の就学機会の確保に資する。

(2) 事業の内容

① 被災児童生徒就学援助事業

就学援助が必要となった被災世帯の児童又は生徒に対して市町が行った主要保護児童生徒援助事業等を支援する。

※支援する費目は、学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費など。

② 被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業

就学援助が必要となった被災世帯の児童又は生徒に対して市町が行った特別支援教育就学奨励事業を支援する。

※支援する費目は、学用品等購入費、修学旅行費、学校給食費など。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	13,325	10,002	17,846	4,340	3,190
事業費実績	11,742	9,482	8,992	3,429	2,478

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	11,742	9,482	8,992	3,275	2,478
地方債	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
一般財源	-	-	-	154	-

(5) 令和3年度の取組と実施状況

① 被災児童生徒就学援助事業

〔東日本大震災分〕

7市町（学用品費等 1,184千円、医療費・学校給食費 1,294千円）

〔大規模災害分〕

該当者なしのため実施せず。

② 被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業

該当者なしのため実施せず。

(6) 成果指標

特になし。

(7) 取組の課題

- ・ 予算の確保と補助事業の適正な実施。

(8) 課題に対する対策

- ・ 国の動向を注視して情報収集を図るとともに、関係市町等との連絡を密にし、適正に事務処理を行う。

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

当事業の対象は、市町が実施する通常の就学援助事業の認定基準を満たす、準要保護児童生徒の保護者である。準要保護児童生徒とは、生活保護受給世帯の児童生徒ではないが、市町村民税の非課税世帯の児童生徒である等生活保護受給世帯等に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒のことである。

当事業は令和2年度の包括外部監査（自然災害対策に係る事務の執行及び事業の管理について）において、監査対象とした事業である。令和2年度の報告書では検査の実施について意見を述べている。その際の意見は、「県は、国への交付申請のために市町から実績報告を受けているが、報告の正確性についての検査を行っていない。交付決定の取消しを受けた場合には加算金も徴収されることから、県は市町からの実績報告についてサンプルを抽出して申請書類との突合を行うなど検査の実施について検討する必要がある。」である。

よって、今回の監査において実績報告の正確性確認を実施しているか確認を行った。新型コロナウイルス感染症が収まっていない状況であり、市町へ訪問しての検査は相手方に負担をかけるため一部の市町から関係資料を取り寄せて検査を実施した。具体的には、個人別支給確認表、被災を確認するり災証明書、所得を確認する課税証明書等を入手し、検査を実施した。しかし、領収書、レシート等購入金額を証明する書類を入手していなかった。当事業の支給金額は実費相当額であるため、学用品費等の購入金額を証明する領収書、レシート等を確認する必要があると考える。この点に関しては、今後市町へ訪問できるようになった際に現地で確認することを検討しているとのことである。

第5項 県立学校授業料等対応事業費

細事業：高等学校等就学支援金支給事業費

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するもの

(2) 事業の内容

就学支援金は、生徒の保護者の所得が国の定める基準未満の場合に支給される。生徒に対し直接支給されるのではなく、生徒に対する授業料債権の弁済に充てられる。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	3,474,466	3,469,594	3,433,900	3,343,300	3,245,000
事業費実績	3,469,505	3,465,143	3,428,919	3,338,086	3,238,981

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	3,469,505	3,465,143	3,428,919	3,338,086	3,238,981
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	—	—

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

令和 3 年度は、33,339 人分、3,238,980,613 円を受給。

(6) 成果指標

設定なし

(7) 取組の課題

膨大な生徒情報を Excel で管理、運用

(8) 課題に対する対策

国が運用する e-Shien システムの活用を検討

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

当事業の対象は県立学校であり、私立学校等の就学支援金支給事業は文書学事課が担当であることから私立学校等の就学支援金は監査対象外としている。

家庭の教育費負担軽減を目的とした国による授業料支援の仕組みであり、全国の約 8 割の生徒が利用している。受給資格は高等学校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学し、日本国内に住所を有する場合に対象となるが、保護者等の所得に基づき算定した基準金額が一定金額以上の場合には支給対象外となる。当就学支援金は、学校設置者である栃木県が生徒本人に代わって受け取り授業料に充てるもので

あり、生徒や保護者が直接受け取るものではない。

親権者全員の所得を合算して支給判定を行う。親権者が父母2名の場合、父母2名のマイナンバーを明らかにできる書類（マイナンバーカードの写し他）を受領し、マイナンバーに基づき市町から所得情報を取得し支給判定を行っている。マイナンバーを明らかにできる書類の提出が困難な場合には、所得証明等により所得確認を行っている。マイナンバーを明らかにできる書類や所得証明等の提出がなく、支援金を支給しないケースもあったとのことである。

第6項 県立学校授業料等対応事業費

細事業：県立学校学び直し支援金支給事業費

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するもの

(2) 事業の内容

高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して高等学校等就学支援金の支給期間経過後も支援するもの。就学支援金同様、生徒に対し直接支給されるのではなく、生徒に対する授業料債権の弁済に充てられる。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	1,006	1,600	1,520	1,000	700
事業費実績	842	1,447	867	638	536

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	842	1,447	867	638	536
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	—	—

(5) 令和3年度の取組と実施状況

令和3年度は、41人分、535,764円を受給。

(6) 成果指標

設定なし

(7) 取組の課題

特になし

- (8) 課題に対する対策
特になし

2. 監査の結果

ア. 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ. 内容

県立学校授業料等対応事業費（細事業名：高等学校就学支援金支給事業費）では、今後国が運用する e-Shien システムの活用を検討しているが、当システムは高等学校就学支援金支給事業専用のシステムであり、当事業の利用は想定されていないことから、今後も Excel で管理、運用していく方針であるとのこと。

第7項 定通教育振興奨励費事業

細事業：修学奨励費貸与事業費

所属名：教育委員会事務局高校教育課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

経済的理由で働きながら修学している定時制課程通信制課程の生徒に対し、奨学金を貸与し、修学条件の改善を図る。

(2) 事業の内容

貸与の条件を満たした方に対し、月額一万五千元を貸与する。

(3) 予算額と事業費実績（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
予算額	3,960	1,800	1,980	1,620	2,340
事業費実績	2,730	1,800	1,920	1,605	2,145

(4) 財源（単位：千円）

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
国庫支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	2,730	1,800	1,920	1,605	2,145

(5) 令和 3 年度の取組と実施状況

宇都宮商業高等学校 3 名

鹿沼商工高等学校 1 名

学悠館高等学校 5 名

大田原東高等学校 2名
矢板東高等学校 1名

- (6) 成果指標
設定なし
- (7) 取組の課題
特になし
- (8) 課題に対する対策
特になし

2. 監査の結果

(1) 所得税非課税となる額の確認について（意見）

ア. 結論

貸与の支給判定にあたっては、学校及び高校教育課において、より慎重に申請内容を確認するよう、審査体制を強化する必要があると思料される。また、疑義の申し立て制度について周知できるよう通知書に記載することが望ましい。

イ. 内容

修学奨励費貸与の要件として、「経済的な理由で修学が困難であるということ」があり具体的な金額基準が規定されている。

そのうちの一つに「所得税非課税となる額の192%以下であること」の要件があり、該当年度の給与等所得見込により判断される（令和3年度分の貸与の場合、令和3年度の給与等所得見込金額により判断）。

令和3年度分につき所得税非課税となる額の算定上、本来支給対象となっていたはずの申請案件が、支給要件を満たさないと判断され不支給となった案件が発見された。原因は勤務先の証明を受けて申請者が提出した令和3年分給与等所得見込証明書の「(2)扶養控除」の金額が誤っていたことによる。本来扶養控除額は、令和3年分給与等所得見込証明書に特定扶養親族として63万円を記載すべきところ、誤って一般の控除対象扶養親族として38万円として記載されていた。

誤った給与等所得見込証明書により学校側では所得要件確認表を作成し、貸与申請が行われ、高校教育課で審査が実施された結果、扶養控除額の誤りに気が付かず不支給と判断された。

確かに申請書類全ての内容を検証することは困難である。例えば給与等所得見込証明書に記載されている給与等の支払額は申請者又は勤務先以外の者は検証困難である。しかし、今回誤った扶養控除額については、貸与申請書等に記載された生年月日を考慮すれば発見できた可能性はある。当事業の支給判定は、過年度の実績額ではなく該当年度の給与等所得見込額で実施するため、より慎重かつ正確な検証が必要である。

また県の担当者にこのように本来支給すべきであった案件につき、事後的に支給するのか質問したところ、県では申請者が提出した書類に基づき審査を実施してい

るが、年度内に申請者から疑義の申し立てがあれば再度の審査を行い、認定されれば支給すると回答があった。

この点、当該不支給となった案件については疑義の申し立てがなかったところ、本人に交付する非貸与者への通知書には疑義の申し立てに関する記載がないため、周知の観点から記載することが望ましい。